東京圖書館
和書門
國史類
一二九一函
二一〇架
三八七號
七冊

129
7
22

古事記標註 下卷之上

敷田年治標注

古事記標注下巻之上

敷田年治謹注

○大雀命ハ、後ニ仁德と謚奉まり、紀ニ大鷦鷯ニ作り、鷦鷯ハミソサヾイと云ヲ鳥にて、形ヲ雀の如なれバ、古人も雀字をよめり○高津宮ハ、難波古図ニ、天王寺より正北、味原ニ通ふ中間ニ、平野社ありて、仁德天皇大宮趾と記せり、此古図ハ九五百年前の物と見也、然ルハ康正二年六月ニ寫せる、一古図ニ比、見るニ、猶古ヲ見ゆるとり、此地も南、住吉ニあるて、西ノ方ニ海をうゝ、高津宮の東も、入海なり

大雀命、坐難波之高津宮、治天下也、此天皇、娶葛城之曾都毘古之女、石之日賣命、大后生御子、大江之伊邪本和氣命、次墨江之中津王、次蝮之水齒別命、次男淺津間若子宿禰命四柱

しと見ゆれば、高津とは名づけしむ、万葉三に、石船乃、泊師高津者、浅尓家留香裳せあり○葛城之曾都毘古は、建内宿祢の御子之○石之日賣命は、称たる御名なり、紀の三十五年、三十七年に傳あり○大江之伊邪本和氣命、大江は紀に大兄に作れるを、正字とすべし、今案に高津宮の邊を、大江岸と云て、古歌に見ゆるより、若其義以て肩ならむには、大江ぞ正字なるべき、伊邪は率にて本は大の畧之○墨江之中津王、墨江は摂津国の、郡名にて、後に住吉と書けり、中津は字の如し○蝮之水歯別命、蝮は真虫と云ひしのにて、古名を多遅比と云ひしむ、民部式に轉蝮部姓、注丹比部とあり、此御名二説あり、一も反正紀に、多遅花落有于井中、因為太子名、多遅花者、今虎杖花也とあり、一は和名抄河内国郡名、丹比太知比と注し、此地に都を敷ひしる、此命の御段に見ゆるより、水歯のるも、其処に見ゆ○男浅津間若子宿祢命、男は正字にて称名之、浅津間は、地名にて、大和国葛上郡にあり、紀に朝嬬に作り、姓に朝妻に作れり、御母の本居に因れるなるべし、若子字の如し、宿祢は御兄に對て、少兄の義なるべし

○髪長比賣、上に見ゆ○波多毘能大郎子、波多毘は、地名なるべし○大日下王、大は称、名、日下は河内国、河内郡の地名なり○波多毘能若郎女、上に云、るゝおとし○長日比賣命考、あし○若日下部命は、御兄に對、たる御名なり、此命は女王にて、雄畧天皇の大后に立ひしが、御名の部は、女の轉なるべし○御名代は、其御名を

又娶上云日向之、諸縣君、牛諸之女、髪長比賣生御子、波多毘能大郎子、自波下四字以音下效此亦名、大日下王、次波多毘能若郎女、亦名長日比賣命、亦名若日下部命、二柱又娶庶妹八田若郎女、又娶庶妹宇遅能若郎女、此之二柱無御子也、凡此大雀天皇之、御子等幷六柱、男王五柱、女王一柱、故伊邪本和氣命者、治天下、次蝮之水歯別命亦、治天下、次男浅津間若子宿禰命亦、治天下也、

後世に傳ふるもむとて、其部の民を、定置ふるを云ふ、是は既垂仁天皇の御代より始り、次次見ゆるを、孝德天皇の御代に、停ふるへり○葛城部は、此皇后の舊居の地名なり○壬生部は、書紀に乳部をもよく、猶壬生てふ事、次々に見ゆるより是は其御子の御腹に坐しより、生坐て後まで、仕奉りし人等を、部として定ふるへりと見也、こゝまば壬は、妨扁の省こりたるなるべし、然る例も古書に多し、扨ミブとよゑる義は、記傳に御産の畧ると云へり是をニブとも云るは、蜷をニナと云、鶴鷸をニホと云、るがごとし○蝮部は、此

此天皇之御世、爲大后、石之日賣命之御名代、定葛城部、亦爲太子、伊邪本和氣命之、御名代、定壬生部、亦爲水齒別命之、御名代、定蝮部、亦爲大日下王之、御名代、定大日下部、爲若日下部王之、御名代、定若日下部

命の住坐し、河内国なる、丹比に因まる称之

○大日下部、若日下部は、御名に因まる称

○秦人は、姓氏録太秦公宿祢下に、譽田天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化とある

又役秦人、作茨田堤、及茨田三宅、又作丸邇池、依網池、又掘難波之堀江而通海、又掘小椅江、又定墨江之津

秦人等なり○茨田は、和名抄に河内国、郡名茨田、萬年多と注せるを、土人はマツタと、入聲に云、り、茨字をマムとよめる義は、詳ならず、扨堤は茨田郡を、南北に亘りて、築しと察ゆ、紀に將陸北河之澇以、築茨田堤、是時有兩處之築而、乃壞之難塞云々、号其兩處、曰強頸断間、衫子断間と有、是は淀川の堤のごとく、聞ゆまど、熟おもふに然らず、大和川の河尻の、茨田郡を流るゝ処の堤にて、其壞所茨田郡の堺、摂津国東生郡、千林村にありて、断間池と云ふよし、摂津志に見ゆたり、續紀卅に修志紀渋川茨田等隄、單功三万餘人、同卅二に、河内国茨田堤六處、渋川堤十處、志紀堤五處並決、三代實録卅二に、使築河内国堤云々、水源出自大和国とあるを思ふに、上代は志紀

若江茨田の三郡を経て、淀川に流入しを、其後茨川郡を流れ、茨田郡の本の、河脉に出しを、又革りて河内国の西縁を北に向け、大坂城の東を流れしを、元禄十七年の春、摂津国住吉の南を掘て、海に道引たり、世に茨田堤と云るは、茨田郡を流れし、大和川の堤にて、舊流の跡今に存れり○茨田三宅、紀に始立茨田屯倉、因定春米部とあり、三宅は中巻に注せり○丸邇池は大和国添上郡に在り○依網池、推古紀に、河内国作依網池、和名抄に同国、丹北郡依羅郷あり○堀江は、欽明紀、敏達紀に、佛像を投棄し難波堀江にて、古歌にもあまた見えたり、紀に掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以号堀江とあり、難波古図を見るに、高津宮趾より、直東九十二三町ともおぼしき処に堀江あり、紀に宮北と云には、地理違へるに似たれど、其御世は北を廻り、海に流出しを、何となく埋て、今は大坂の京橋下を流れ、大川に落合たり、今大坂に堀江と、云所ありて、阿弥陀が池と云もあり、是は欽明天皇の御世の古事を附會し、信濃国善光寺の由縁などを、作出たれど、堀も阿彌陀も、元禄年中に作りたるものぞ○小椅江、紀に為橋於猪甘津、即号其處曰小橋とあり、今猪飼野、小橋など云村名堀江に隣所にあり○墨江之津は、住吉の邊りを云るなるべし、上巻墨江之三前大神の処に、注せる墨江も、同国菟原郡に、其後今の住吉に、迂し移ひての後を、此に傳云り津は埋まて今はなし○高山、案に難波近き邊に高き山あそれバ山ある処に、幸坐しあるべし、次に四方国とあるを思へバ、必ス高き山に登り給ひし著し、是ハ河内国なる下山どもにや〔〕国中は、万葉十七に、古思能奈可、久奴知許登其等とあり、即國内尽にて、國内の切なり○課役は、昼夜をヨルヒルと、よめる例に效て、エツギと訓まほしうきど、姑く舊訓に從ふ、賦役令の、義解に課者、調及副物、田租之類也とあり、養老の制に、男子十七より、廿までを中男と称し、廿一より六十までを、正丁と称し、六十一より六十五までを、次丁と称し、六十六以上を、耆老と称し、課役を免

於是天皇、登高山、見四方之國詔之、於國中烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏、都勿修理、以椷受其漏雨、遷避于不漏處、後見國中、於國滿烟、故為人民富、今科課役、是以百姓之榮、不苦役使、故稱其御世、謂聖帝世也

う、扱正丁一人ヨリ、絹ヨロシバ、年ヨリ八尺六尺、此外絁絹等其郷土ヨリ、産ル物ヲ、各定數アリテ出サシム、次丁ハ正丁ノ半ヲ課セ、中男ハ正丁ノ四分ノ一ヲ、調ト云、リ、又藥品皮角蕃廂ノ類其土地ヨリ出ルモノヲ、正丁次丁中男等ヨリ、定數アリテ出サシムルヲ副物ト云、リ、又田三百六十歩ヲ、一段トシ、是ヨリ稻二束二把納メシム、一束ノ稻舂キテ、米五升ヲ得トシ、是ヲ田租ト稱フ、又正丁ヨリ、一年ニ十日ノ役ヲ勤ム、若シ一日不足アラバ、布二尺六寸出サシム、是ヲ庸布ト云、次丁中男右ノ准、是ハ賦役令及田令ヨリ載セタル、養老ノ御制アリ、然レドヨリ爰ニ人民之課役トアルモ、いろいろアリタム、諸ノ説アリ、右ヨリ循リ固テ、大方ノおもむきをも窺フベシ（○聖帝ノ二字ヲ合テ、記傳ヨリ之ヲ訓メルハ非アリ、聖トハ日知ミテ、日神ノ御慮ヲモ、測リ知ルヲ云フ德アル人ヲ云、ハ、天皇ヨリ限ラザル事、聖神ヨリ注、ルガ如シ、然レドヨリ記傳ヨリ、聖ト云、ルハ、漢國ノ例ヨリ效フト云、ハ、我國ノ物アリ、其言ノ其義ヨリ近キ字ヲ備ヒ、配當テヨリ。中ヨリ、遠ツルモアルベキヲ、此聖字ヲヒジリトヨメルハ、加減ノ神字ヲ當テルモ、諧ヒ叶ヒテ、是ヲ漢ヨリ諸ツリトセベ、

其大后、石之日賣命、甚多嫉妬、故

ト云ヘルヨリ○甚ハ多ク、万葉七ヨリ

天皇、所使之妾者、不得臨宮中、言

甚ハ多モ、不零雨ヲ故トヨリ○嫉

立者、足母阿賀迦邇嫉妬、自レ母下

妬上ヨリ注、リ○音爾天皇、聞看吉備海部直之女、

言立ハ、宮中ノ下ヨリ附テヨメルヲ、

名黒日賣、其容姿端正、喚上而使

記傳ヨリ引放タルヨロシ、是ハ

也、然畏其大后之嫉、逃下本國

表テ言立ル事アリ、紀ヨリ磨臂苦能、多莵屡虚等太玖、字磯由豆流、多由磨鬼餓務珥、万葉十八ヨリ、人祖乃、多流流辭立、ヨリ世人能、多都流許等太豆ふどの如く、言ヨリ立テ云ヲ、コトダツト云、リ、然ルヨリ記傳ヨリ引出テ、平日ヨリ異アリテ、是ハ字ノ如く、俗ヨリ何ト云、ベ、ト云、ハ、足モ蹈くをうみて、足摺ーて嫉妬ふ事紀ヨリ、彦狹嶋命、海直等ノ祖トアリ○黒日賣

ハ、地名ヨリ名ク、御歌ヨリ黒崎ト見ル、ト云、リ○於岐幣邇波スメラミコト

天皇坐高臺、望瞻其黒日賣之船、

ハ、沖方ヨリ

○衾夫泥都羅出浮海以歌曰、淤岐幣邇波、袁夫々玖ゝ、小舟連らくく、海上ゝ子舟の數多つらなりてそ

○久漏邪夜能ゝ、記傳ゝ備中国小田郡ゝ、黒崎と云處あり、夜ゝ岐の誤なるもしるむと云、り○摩佐豆古和藝毛ゝの摩佐豆古ゝ詳ならず、若ゝ地名ゝ古事記標注下巻之上

古和藝毛、玖久漏邪夜能、摩佐豆泥都羅羅玖、久漏邪夜能、玖陀良須、故大后聞是之御歌、大忿、遣人於大浦追下而、自歩追去

○玖迩幣邇波の浦を云、りとゝ、聞もまど此を除て、書ゝ見ざず

○遥望を、記傳ゝ、古音をもてざる誤りあれど改つゝ、其ゝ上巻天ノ部琴ノ処ゝ、遠望を、トホクミサケテとよめて、其由を弁へおり○淤志豆流夜の淤志ゝ惣てと云意

嶋遥望歌曰、淤志豆流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知豆、和賀久邇波志摩、淤能碁呂志摩、阿遅摩佐能、志麻母美由、佐氣都美礼婆、朕之国見者ゝて、是ゝ朕之とよめりて、叛国見を為給へばの

於是天皇、憩其黒日売、欺大后、曰欲見淡道嶋而、幸行之時、坐淡道

○衾夫泥都羅出浮海以歌曰、淤岐幣邇波、袁夫々玖ゝ、小舟連らくく、海上ゝ子舟の數多つらなりてそ

古和藝毛、玖久漏邪夜能、摩佐豆泥都羅羅玖、久漏邪夜能、玖陀良須、故大后聞是之御歌、大忿、遣人於大浦追下而、自歩追去

○久漏邪夜能ゝ、記傳ゝ備中国小田郡ゝ、黒崎と云處あり、夜ゝ岐の誤なるもしるむと云、り○摩佐豆古和藝毛ゝの摩佐豆古ゝ詳ならず、若ゝ地名ゝ古事記標注下巻之上

嶋遥望歌曰、淤志豆流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知豆、和賀久邇波志摩、淤能碁呂志摩、阿遅摩佐能、志麻母美由、佐氣都美礼婆、朕之国見者ゝて、是ゝ朕之とよめりて、叛国見を為給へばの

○遥望を、記傳ゝ、古音をもてざる誤りあれど改つゝ、其ゝ上巻天ノ部琴ノ処ゝ、遠望を、トホクミサケテとよめて、其由を弁へおり○淤志豆流夜の淤志ゝ惣てと云意

於是天皇、憩其黒日売、欺大后、曰欲見淡道嶋而、幸行之時、坐淡道

嶋遥望歌曰、淤志豆流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知豆、和賀久邇波志摩、淤能碁呂志摩、阿遅摩佐能、志麻母美由、佐氣都美礼婆、朕之国見者ゝて、是ゝ朕之とよめりて、叛国見を為給へばの

○遥望を、記傳ゝ、古音をもてざる誤りあれど改つゝ、其ゝ上巻天ノ部琴ノ処ゝ、遠望を、トホクミサケテとよめて、其由を弁へおり○淤志豆流夜の淤志ゝ惣てと云意

○衾夫泥都羅出浮海以歌曰、淤岐幣邇波、袁夫々玖ゝ、小舟連らくく、海上ゝ子舟の數多つらなりてそ

古和藝毛、玖久漏邪夜能、摩佐豆泥都羅羅玖、久漏邪夜能、玖陀良須、故大后聞是之御歌、大忿、遣人於大浦追下而、自歩追去

○久漏邪夜能ゝ、記傳ゝ備中国小田郡ゝ、黒崎と云處あり、夜ゝ岐の誤なるもしるむと云、り○摩佐豆古和藝毛ゝの摩佐豆古ゝ詳ならず、若ゝ地名ゝ古事記標注下巻之上

意あり○阿波志摩、淤能碁呂志摩ハ、上巻ニ注ヘリ○阿遲摩佐能志麻母美由ハ、檳榔之島も所見ヘ、是ハ檳榔の生ヒ[illegible]ば、即嶋名とあまるべけれど、其島今詳ならず、檳榔の事ハ、垂仁ノ段ニ注ヘリ○佐氣都志摩美由、この嶋も在所詳ならず○山方ハ、吉備国の地名なり

乃自其嶋傳而、幸行吉備國、爾黒日賣、令大坐其國之山方地而、獻大御飯、於是爲煮大御羹、採其地之菘菜時、天皇到坐其孃子之採菘處、歌曰、夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母、岐備比登登、等母邇斯都米婆、多怒斯久母阿流迦

○大御羹ハ、和名抄ニ、有菜曰羹和名阿豆毛乃、今按是以魚鳥肉爲羹也、とあり即熱物ヘ、食物ニ、蠱茹吸物など、物と附云フハ例ヘ○菘菜ハ御歌ニ、阿袁那とあり○夜麻賀多迩ハ、上ニ山方とある地ヘ○麻祁流阿袁那母ハ、蒔有菘菜もあり○岐備比登々ハ、與吉備人あり○等母迩斯都米婆ハ、共ニ摘者ニて斯ハ助辞○多怒斯久母阿流迦ハ、樂も有哉あり○献御歌の御字ハ、衍まり○夜麻登幣迩ハ、大和方ニあり、御世々々大和ニ、都を敷ゆせまば、難波高津宮ニ、還幸ぬふをも、口ありて然云ヘリ○迩斯布岐阿宜弖ハ、西風吹上而く○玖毛婆那礼ハ、雲離まにて、上句を受て、次ニ係る枕詞ニおけり、古歌ニあらでハ、如斯云ヒ得るなと難し○曽岐袁理登母ハ、雖退居く○和礼和須礼米夜ハ、吾将忘乎にて忘奉らじとあり○由玖波多賀都麻ハ、往者誰夫にて、上代ハ男女互ヒニ、ツマ

天皇、上幸之時、黒日賣獻御歌曰、夜麻登幣邇、爾斯布岐阿宜弖、玖毛婆那禮、曽岐袁理登母、和禮和須禮米夜

又歌曰、夜麻登幣邇、由玖波多賀都麻、許母理豆能、志多用波閇都

と云ヒ交ヘつゝ上ツ巻須勢理毘賣都由久波多賀都麻

命の御歌ふ、汝置て夫ハ無し、とよゝ詔ふ○志多用波閇都々を、心寧延作り、心を志多ゝ云ふ例も、万葉十八ふ、之多奈夜麻須爾と作りて、今心脳あり、後拾遺集ふ水鳥の去をやすかゝぬ、思ふをも、伺ふりの水もはるゝさまなり、後拾遺集ふ、浅ちゝの、秋の夕ぐれ、おくむしの、わがごとゝもぬやうきゝ、猶收挙ふ遑ちゝをも、是ハ天皇の御心の我方へ、寄延て還幸ふとく、記傳ふ心を拭て、聘ひまるを云と云ふハ非ゝ還りふ道すがら、妻問しを惜む意ゝハ聞えず、右二首心ありて、黒日賣の貞節を尽して

○此後ハ、吉備へ還幸の後自レ此後時、大后爲レ將豊樂而、於レ採ゝ○豊樂ハ中巻ふ見ゆ

○御綱柏ハ、造酒式ふ、三津野田若郎女、於レ是大后、御綱柏積レ盈レ柏ふ作り、大神宮儀式帳ふ、御舩、還幸之時、所レ駈使於水取司、角柏ふ作ります、記傳ふ荒木田經雅云、今大神宮、祭ふ用る、三角柏ハ俗ふ三ツ柏と云ふ物ありて、葉厚ゝて潤澤ありて、常葉ありゝ

俗ふ大名柏と云ふ似て、岐三ツふて鋒皆尖ありゝ云々、宮川日記ふ、三ツノ柏の図を記せり、萬葉ふ似て大ぶも亦萬ふおおゝ○八田若郎女、中巻ふ見ゆ

○水取司職員令ふ、主水司正一人、掌漿水飯粥、及氷室、事佑一人令史一人水部四十人云々、上代飲む水をモヒトリと云ふ、催馬樂飛鳥井ふ見ゆ、猶国典字徴水字ふ注せり、掃職員ハ上代より、事ふ倦ありゝをも、序ありて洩ありゝ○所駈使ハ、職員令主水司ふ、使部十人、直丁一人、駈使丁二十人と見ゆ、後世字音ふ、駈使丁と云まど、上代もカリツカヒと云ゝむ事ありゝ○児嶋ハ、備前国の郡名ありゝ○仕丁ハ、右の駈使丁ありゝ、持統紀ふ、諸司仕丁一月放假四日と有りゝ、賦役令ふ、凡仕丁者每五十戸ニ

吉備國、兒嶋之仕丁、是退レ國已、於レ

而、晝夜戲遊、若大后不レ聞レ看此事

乎、靜遊幸行

人、以一人充厮丁、三年一ヒ替ヨ云々、是をヨホロとよめるハ、足の引屈の名く、胸骨の達者あるを以て、丁字に當てよめり○大渡ハ、紀に柏濟、神功紀に難波濟とあり、兵庫に渡る間の海を云フ、但シ柏濟とハ、此件の古事に因りたる名なる事紀に見ゆるなり○倉人女、記傳に後に女藏人と云フものあるむと云り、後宮職員令に、藏司あり○天皇者皆、記傳に皆ハ、比日の二字を誤まりと云へり

○投棄の棄を、八千矛神の御哥に注り○御津前ハ、齊明紀に三津浦文德實錄九に、三津濱、續紀十九に、御津村とあり、今大坂嶋内と云フ地に御津八幡あり、此邊往昔の御津あり

爾其倉人女、聞此語言、即追近御船白之狀、具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之、御綱柏者、悉投棄於海、故號其地、謂御津前也、即不入坐宮而、引避其御船、泝於堀江、隨河而上幸山代

しと見ゆ、扨御綱柏を、棄給ひしなる、御津と云る傳へハ、おぼつかなし、是ハ船の着く処なれば、御津とハ云ふなむ、御とハ御道などのこなりと聞、○引避續紀卅一に、誰尓加母、詰日佐氣牟、孰尓加母問比佐氣牟云々、万葉二に、奥放而榜來船同五に石木乎母、刀比佐氣斯良受云々、猶雅言にも、俗語にも通ひて、常に云ふなり○泝於堀江、昔ハ大坂上町桃谷を、西に流出たれば、桃谷より猫間川の邊を、堀江とハ云ふなむ、然ルに淀川を泝り給ふにハ、淀川筋に御船を潜しめ給ふで、順次なるを、大宮の邊りなる、堀江をしも通ひ給ふハ、御恨を示すの御心之

○都藝泥布夜ハ、山城の枕詞

此時歌曰、都藝泥布夜、夜麻志呂

あり、冠辭考に、万葉十三に、次嶺經、山背道云々にて、心得べし、大和国より山背国へハ、あまと續きたる嶺々を、經過て、

賀波袁、迦波能煩理、和賀能煩禮婆、迦波能倍邇、淤斐陀呂流、佐斯夫、袁佐斯夫能紀、斯賀斯多邇、淤斐陀呂流、波毘呂、由都麻都婆岐、

へたると云へり
此説よろし但
大和より山背
へ通ふ路にハ、
續きたる嶺を
なし、大和国添

斯賀波那能、弖理伊麻斯、芝賀波能、比呂理伊麻須波、淤冨岐美呂迦母

上郡より、山背国相樂郡、綴喜郡、宇治郡と右方に續きて、嶺あり其を経るとき、
然に記傳に、継苗生にて、苗の切泥と云へる説ハ、論にたらぬ非事なり、苗の子と
切りたる例なし、惣て記傳ハ偽作の反切を設て、私意に説を作るを常とす、委ハ
音韵啓蒙の、定格を見るべし○夜麻志呂賀波表ハ、山背河をにて、淀川の枝河
なる、木津川を上りたゝ、崇神紀にハ、泉河とあり同川筋く、扨山背とハ、大和国よ
り、山を隔て背に在ルゆゑ、山背の畧く、日本紀畧、延暦十三年十一月、詔に、此国ハ山
河襟帯、自然作城、因斯形勝、可制新号、宜改山背国為山城国とあり、是ハ山城国
と改ひしを、山背に口なきて、上代の侭を傳へとまど、城字にシロてふ、訓めあ
るゆゑなし、然に記傳七の七十六葉に、山代ハ山背と書ける字の意なるべし、此
国ハ大和国の北方の山の後なきがくと云ながら、又此件の傳にハ、苗を蒔生
なる田を、苗代と云ヲ如く、山の樹の継苗を生なる地を、山代と云なるべしと云
り、是ハ上に見ゆたる、枕詞を助んむとしての強説なり、苗代の代ハ、うしる義

の物にハあらず○迦波能煩理ハ、川上なり○和賀能煩礼婆ハ、吾上者く○迦
波能倍迩ハ、河之邊にあり○游斐陀弖流ハ、生立有く○佐斯夫夫、和名抄に、馬
草樹、佐之夫乃紀と注せり、類聚名義抄にハ、馬草木をよめり、この木ハ枠に似
て、葉疎く、五月に至り小白花を開き、後小實を結び、紫色に熟し味甘酸児童好
て食ひ常に見る樹く○表佐斯夫能紀の、表ハヲ篠などの表なり○斯賀斯多
迩ハ其之下にあり、雄畧段大后の御哥に、曽賀波能、比呂理伊麻志、曽能波那能、
弖理伊麻須とあるハ、此の御哥とおなじ句續きなるを、校へ見るに、曽賀波ハ其
之葉にて、此斯賀も同義なるゆゑを曉べし○波毘呂由都麻都婆岐ハ葉廣湯津
真椿なり、湯津ハ五百津と、同義の古言なるゆゑ既注り○斯賀波那能ハ、其之花
のにて、能に如キの意を含めたり、次なるもおなじ○弖理伊麻斯ハ、照坐しなり
○芝賀波能ハ、其之葉のく○比呂理伊麻須波ハ、廣り坐者く、廣りてふ語ハ、雄
略段の御歌にも見ゆ○淤冨岐美呂迦母ハ、大君歟もなし、呂ハ助辞く、記傳に
廣り坐うも、大君ハと云ヲ意に見るべしと云り、扨大后のうたなり嫉
恨ミ給へる中にも、心にハ天皇を恋奉まるハ然もあるべき理く
○那良山口ハ、
大和国添上郡

即自山代迴、到坐那良山口、歌曰

に在て、山城国
相樂郡より、越

都藝泥布夜、夜麻斯呂賀波表、美

る山あり、那良(ヤマ)
とは崇神紀ふ
踏(フミテラス)鉏草木、因以
号(ナヅク)其山(ヲ)曰(ヒテ)那良(ナラ)
山(ヤマ)とあり、山口(ヤマグチ)
とは行方(ユクヘ)より、
名着(ナヅケ)るものの
もれば、是(コレ)は山
城(シロ)より那良山(ナラヤマ)
へ入口(イリグチ)と、紀(キ)ふ
越(コエ)那羅(ナラ)山(ヤマ)望(ノゾム)葛城(カヅラキ)、
歌之曰(ウタヒテ)とある

夜能煩理(ヤノボリ)、和賀能煩禮婆(ワガノボレバ)、阿表(アヲ)涵(ニ)
余志(ヨシ)、那良(ナラ)表須疑(ヲヽスギ)、表陀(ヲダテ)丑(ヤマ)、夜麻(ヤマ)登(ト)
表須疑(ヲヽスギ)、和賀(ワガ)美賀本斯(ミガホシ)、久遍波(クヘハ)、迦(カ)
豆良紀(ヅラキ)、多(タ)迦美夜(カミヤ)、和藝幣(ワギヘ)能阿多(ノアタ)
理(リ)、如此歌(カクウタ)而(テ)、還(カヘラシテ)暫(シヾ)入(イリマシキ)坐筒木(ツヽキ)、韓人(カラビト)
名(ナ)、奴理(ヌリ)能美(ノミ)之家(イヘ)也

那良(ナラ)は、異(コト)なる傳(ツタヘ)ぐ、其(ソ)は次(ツギ)ふ云(イヘ)る〇美夜能煩理(ミヤノボリ)は、縣居翁(アガタヰノオキナ)、水脈(ミヲ)上(アガ)りくと云(イヘ)るふ從(シタガ)ふべし、遠江(トホタフミ)人(ビト)は、水脈(ミヲ)をヨヨと云(イフ)とぞ、是(コレ)を宮上(ミヤアガ)りと見(ミ)むは理(コトワリ)あし、家(イヘ)より出(イデ)て上(アガ)るを、家上(イヘアガ)りとは云(イフ)まじ、殊(コトニ)ふ大后(オホキサキ)は、難波宮(ナニハノミヤ)をぞ、背(ソム)き合(アヒ)ふ見避(ミサケ)つべければ、いとで宮上(ミヤアガ)りとは云(イフ)も〇阿遠(アヲ)は余志(ヨシ)は次(ツギ)を呼出(ヨビイヅ)る語(コト)なり、是(コレ)は應神段(オウジンノダン)ふ、和迩佐能迩迩藝(ワニサノニニギ)と云(イフ)て、凡(オホヨソ)迩坂(ニニサカ)より出(イヅ)る、青土(アヲニ)を骨(ホネ)と書(カケ)ふ用(モチヰ)ると見(ミ)ゆ、即(スナハチ)那良(ナラ)の枕詞(マクラコトバ)とするぬ〇表陀丑(ヲダテヤマ)は、添上郡(ソフノカミノコホリ)より、城下郡(キノシタノコホリ)まで、地名(トコロノナ)ふ依(ヨリ)ての枕詞(マクラコトバ)ぞ、小楯(ヲダテ)は、依国(ヨリクニ)の楯(タテ)を立並(タテナラ)べたる如(ゴト)く、山(ヤマ)の周(メグ)れる国(クニ)ぞ、を以て、云(イヘ)るといつるへ、如何(イカヾ)、楯(タテ)とのみ云(イヘ)るを、山(ヤマ)の周(メグ)れる状(サマ)とは聞(キコ)え難(カタ)し、殊(コトニ)ふ吹句(ウタヒモト)なれば、夜麻登(ヤマト)は、城下郡大和郷(キノシタノコホリオホワノサト)を云(イヘ)るなるべし、楯(タテ)と云(イヘ)るに似(ニ)つゝず、ゆゝしく大和一国(オホヤマトヒトクニ)の枕詞(マクラコトバ)を、借(カリ)りくと云(イヘ)むも、猶強(ナホシヒ)もしゝ、地名(トコロノナ)と見(ミ)む外(ホカ)は考(カムガ)へ〇夜麻登表須疑(ヤマトヲヽスギ)は、和名抄(ワミヤウセウ)ふ、城下郡郷名(キノシタノコホリノサトノナ)、大和於保夜末止(オホヤマトト)と注(シル)せり、是(コレ)は大和(ヤマト)と名(ナ)の起(オコ)りたる基(モト)ふて、国名(クニノナ)をオホヤマトと称(イヒ)、云(イヘ)るより、郷名(サトノナ)をもおほやまと唱(トナヘ)、ふ、呼(ヨビ)なら一り、叙上(ジヨウ)の地名(トコロノナ)どもを、過(スギ)行(ユク)ふ、其(ソノ)目路(メヂ)ふ當(アタ)る地名(トコロノナ)等(ドモ)をよしなふ云(イヘ)るまでぞ〇迦豆良紀(カヅラキ)は、葛城(カヅラキ)なり〇多迦美夜(タカミヤ)は、和名抄(ワミヤウセウ)ふ、葛上郡高宮郷(カヅラキノカミノコホリタカミヤノサト)より、垂仁紀(スイニンキ)ふ、幸(イデマス)来目(クメ)殿(ドノ)於高宮(タカミヤニ)、持統紀(ヂトウキ)ふ、天皇幸(スメラミコトイデマス)高宮(タカミヤ)ふど皆(ミナ)此地(コヽ)なり〇和藝幣能阿多理(ワギヘノアタリ)ふ、吾家(ワガイヘ)之過(アタリ)ふて、此大后(コノオホキサキ)をぞ、石之日賣命(イシノヒメノミコト)と申(マヲ)し、葛城之曾都毘古(カヅラキノソツビコ)の女(ムスメ)ふ坐(マシ)まむ、舊居(フルキヰ)をおもほしやつらむ、なゝてよ〳〵ゐるく〇歌而還(ウタヒテカヘラシテ)とは、那良(ナラ)の山口(ヤマグチ)より出立(イデタヽ)しを、呼(ヨビ)もどしなどするく、筒木(ツヽキ)ふ還(カヘリ)入(イリマシキ)坐(マス)くと〇韓人奴理能美(カラビトヌリノミ)は、姓氏録(シヤウジロク)ふ、調連(ツキノムラジ)、水海連(ミヅウミノムラジ)同祖(オナジオヤ)、百濟国努理使主之後也、誉田天皇(ホムタノスメラミコト)、謚應神(ヲクリナスオウジン)、御世歸化(ミヨニマヰキ)とあり

〇島山(シマヤマ)ふ人名(ヒトノナ)ふ依(ヨリ)ての枕詞(マクラコトバ)とあり、名義(ナノココロ)を求(モトム)

天皇聞(スメラミコトキコシ)看大后(メシテオホキサキ)、自山代(ヤマシロヨリ)上幸而(アガリイデマシテ)、使(ツカハシテ)

べらむ○伊斯祁、登理夜麻の伊ハ、發語ふて、夜麻鳥山ちふ

舍人名、謂二鳥山一人、送二御歌一曰、夜麻斯呂邇、伊斯祁登理夜麻、伊斯祁伊斯祁伊斯祁、阿波牟迦母及け及け、阿賀波牟迦母

○阿賀波斯豆摩迩ハ、吾愛妻ふちふ、播磨風土記、賀古郡條ふ、動云ニ此嶋一隱愛妻、仍号二南毗都麻一とある、此愛ノ字をハンとよむハ、耳遠キやうなれど、万葉ふ愛心を愛ノ字ふ書ル例多ふ、クルハシも心愛ノ字ふ書ル例ふて、師ちと云、クルハシも心愛ノ字ふ書ル例ふて、伊斯祁伊斯祁ハ、及ケ及ケと、俗ふ通ふ意○伊斯岐阿波牟迦母を、将二及還一歟もく

○丸迩臣ハ中巻ふ見ゑて

又續遣丸邇臣口子、而歌曰、美母呂能、曾能多迦紀那流、意冨韋古賀、波良邇阿流、

○口子のロも地名ふもちふ、妹ノ名を口ナヒ日賣と云、式ふ

○古事記標注下巻之上

○十二

摂津国有馬郡公智ノ神社、姓氏録ふ摂津国皇別ふ、和迩部の見ゑたるも由ノ

岐毛牟加布、許許呂表陀邇迦、阿比淤母波受阿良牟

○美母呂能ハ、御室ノ義ふて三輪山ちふ、枕御室とハ、神の御殿を申ちふ、此山ふハ、大物主神鎮リ坐ふ、上代ふハ神殿ノ無ふしも云、殊ふ御室とハ、云ふり○曽能多迦紀那流ハ、記傳ふ其高城在ルと云ふり、城ふし一揃の内を云、是ノ此ふて、神山を云、るちふ、ゾ○意冨韋古賀波良ハ、大猪子之腹ちふ、猪子と鹿をカコと云ル例ふて、猪を云ふり○波良迩阿流ハ、腹ふ在ルふて、次句を呼出す序ゾ○岐毛牟加布ハ、枕詞ちふ、扨岐毛を和名抄ふ、所字をよめれど、古字書ふハ、肺字をよめり、ふまゝ我上代ふ、岐毛と云ルハ、肺ノ臓ふて、人ハ更ふ、猪鹿ふ至ちふゾ、皆ふ、彼開剖家の私説ハ、今此ふ論ノ限りふあらず、是ハ肺をキモと云ルハ、的實を以て、古傳の誤ちるを求ちるゆゑよ、扨肺ハ葉両耳ふて、打見たる狀ハ、八葉の蓮華の如く、脊の第三椎ふ附き、四方ふ垂たり、故ふ古書ふ群岐毛とハ云ふり、此肺管ふ属る臓を、字音ふ心と呼來ちふ、是ハ和名抄ふも、訓を洩せれど、即心ふて臓の向ひたる由ふ、岐毛向ふ心とハ云ふり、職員令、神祇官の義解ふ、身體之中府ふも云て、神の留り居る処ちふ、然ふ記傳ふ五臓六腑を、キモと云て、相對て、コリ〳〵ゴ

ロくもろもろまどゝ云、るハ、皆云フ本をゝ、如ゝ此件記ゝ、五臓六腑をゞ、押並テワタトまゝ云、キモ〳〵云、るを譬クず、ゆゝとコリ〳〵まど云フハ、理りもゝ〳〵俗ー〇許々呂哀陀迩加ハ、心をどみうく、陀迩ハ枠く不相思ー将有く、是ハ朕之心の切ゝ〇夜麻志呂賣ハ、山背女ゝ、是ハ河内女、初瀬女の類ゝ〇

又歌曰、都藝泥布、夜麻志呂賣能、許久波母知、宇知斯、淤冨泥、泥士許久波母知、宇知斯、淤冨泥、泥士

許久波母知ハ、木鍬持ゝ〇

漏能、斯漏多陀牟岐、麻迦受祁婆

宇知斯淤冨泥ハ、打ー大根ゝ、

許曽、斯良受登母伊波米

和名抄ふ、蕪ハ根正白ゞ而、可レ食之和名於保祢俗用二大根ノ二字一とゝ、宇知とハ鍬もて培ふ状を云フ〇泥士漏能ハ、根白之ゆゑ、岐ハ、白腕ゝ〇麻迦受祁婆許曽ハ、記傳ユ不レ經ゝゞお埜ゆて、大后の御まを、抗て寝ゝる、ゆゑの、無ハこそくと云、へり〇斯良受登母伊波米ハ、不レ知とも将レ言ゝ〇前殿戸カレ後殿戸ハ、宇の

故是口子臣、白此御歌之時、大雨

如ー、殿の前後の戸を云、り〇

爾、不レ避二其雨一、參二伏前殿戸一者、違出二後戸一、參二伏後殿戸一者、違出二前戸一、爾匍匐進、跪于庭中一時、水潦至レ腰、其臣服下著二紅紐一、青揩衣上故、水潦拂二紅紐一、青揩衣上變二紅色一

後戸前戸も宇の如ー、崇神段ユ、斯理都斗賣ハ伊由岐多賀比ゝ、麻弊都斗賣伊由岐多賀比ゝ〇進赴ハ、記傳ユ赴、宇ハ退の誤りゝ。づーと云、り、垂仁紀ユ進退而、血泣とゝあり、進退雑谷ルの意ゝ。づー〇跪ハ谷川氏ゲ、膝曲ゞ衝と云、り〇水潦ハ、和名抄ユ、潦、雨水也和名阿末太豆美とゝあり、庭を流ゝ水とハ、聞ゆまどゝ名義詳ゝずー〇著紅紐青揩衣ユ宇の如ー、青揩とハ、榛ノ木の皮、又山藍等以て撰集ユ、山おゐもて、揩ゝ。衣の赤紐の、あゞくも我も、神ユつゝゝ。

〇口日賣上ユ注、ゝ、紀ユ目依

爾口子臣之妹、口日賣、仕二奉大后一、

媛とあり○夜麻志呂能ハ、山代之あり○都々紀能美夜尓ハ、綴喜宮にて、綴喜郡、奴理能美の家を、宮と称せり○母能麻袁須ハ物申し御使の旨を申を云フ○阿賀勢能岐美波ハ、吾兄、君者にて、口比賣の兄を指す、紀に和餓齊爲添例麼、とあり方よろし○那美多具麻志母ハ、涙含しもにて、涙ぐむを云フ、拔涙ハ濁音あるを、紀にも那泝多とあるをおもへば、上代ハ清音に云ヒしら

○答白の上に、彼庭に臥せる者ハと、含まて見るべし○三人、古今集に、此ミつの歌ハむらしあるなりのおきたりのおき

故是口日賣歌曰、夜麻志呂能、都都紀能美夜邇、母能麻袁須、阿賀勢能岐美波、那美多具麻志母

爾大后、問其所由之時、答白僕之兄、口子臣也、於是口子臣、亦其妹口比賣、及奴理能美三人議而、令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度爲匐虫、一度爲殼、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、更無異心、如此奏時、天皇詔然者吾、思奇異故、欲見行、自大宮上幸行、入坐奴理能美之家時、其奴理能美、已所養之三種虫、獻於大后、爾天皇、御立其大后、所坐殿戸、歌曰、都藝泥布、夜麻斯呂賣能、許久波母知、宇

あの、よめるとあむ○匐虫ハ字の如し○殼霊異記に、殼ハ可比古と注し、即蚕にて、万葉に養蚕をよめり○三色ハ、次に三種ともあり、書紀に八色雷公、八色之姓など、色をクサとよめる例く○大宮ハ難波のこと○佐和佐和尓ハ、大根を取揃る状あり、万葉十四に、安利伎

奴乃佐恵々々之豆美とある

知斯、意冨泥、佐和佐和爾、那賀伊

も、衣を着備ふ状と、聞ゆまじ、

幣勢許曽、宇知和多須、夜賀波延

同意なり、扨其佐和々々を、大后の騒きなるに、云つゞけなるべし○那賀伊幣勢許曽

那須、岐伊理麻違久禮、此天皇與

大后、所歌之六歌者、志都歌之返

歌也

ハ、汝之言バ社なり、伊幣勢ハ訓の延たるにて、云、者の者を省なり○宇知和多須ハ、打渡すにて、見渡すなり、古今集に、うちわたす、をち方人に、ゆゆを、すとあるもおなじ○夜賀波延那須ハ、式の祝詞に、伊加志、夜久波叡能如久とあるにおなじ、祝詞考に、重弥木栄と云る如く、見渡したる所にある、木の立繁りたるごとく、御供を数多卒て、來坐せるとく○岐伊理麻韋久礼ハ、來入参來せなり、久礼ハ上の許曽を結べり○志都歌之返歌ハ、記傳に神樂に、静歌とあるを引て、徐に歌ふ由の名なるべし、返歌ハ調のこのなるを云と云り、上代静を志都と清音に云ひしにや考べし

○八田若郎女を、天皇の御異腹の、妹に坐せるを上に見ゆ○夜多能ハ、八田之にて、大和国添下郡矢田郷なり○比登母登須宜波ハ、一本菅者にて、

天皇、戀八田若郎女、賜遣御歌、其

歌曰、夜多能、比登母登須宜波、古

母多受、多知迦阿禮那牟、阿多良

須賀波良、許登、袁許曽、須宜波良

登、伊波米、阿多良須賀志賣

御子の坐ぬを詔り、女を菅に譬たるを、万葉七に、真珠付、越能菅原、吾不苅人之苅巻惜菅原○古母多受ハ、子不持なり、拾葉集に、わまのこや、子持たるてつゞ、高砂の尾上にたてる、松も子もたり○多知迦阿礼那牟ハ、立欤将荒にて、奥冲が立栄ゆるの裏なりと云るが如し○阿多良須賀波良ハ、惜菅原なり○許登袁許曽ハ、訓をしそく、是を後にハ、訓にしそと云り○須宜波良登伊波米ハ、菅原と将言にて、米を上の許曽を結べり、須宜の宜ハ、此にもがの古音もて書たり、出雲風土記に、奴奈宜波比賣命とあるを對、見るべし、惣て菅酒竹など、第四位に居る語を、下に云つゞくる時ハ、第一位に轉りて、スガ原タカ原と云格し、是

ハ須賀志賣と云ハむとめに、序の如く云へるなれば、須宜とハ云つべくもあらず、扨一首の中、宜字三ツあるを、一ハ古音以て書きたる例等、紀にも多こり○阿多良須賀志賣ハ、惜清女くし、一首の意ハ、訓にも此容易く、菅原とも言ハめ、實ハ清々しき、我妻なるを、御子を持ぬハ惜しとなり

○比登理袁理登母ハ、雖獨居

爾八田若郎女、答歌曰、夜多能、比

なり、是ハ御子を持ぬなを

登母登須宜波、比登理袁理登母、

云フ○意冨岐彌斯ハ、大君にて、

意冨岐彌斯、與斯登岐許佐婆、比

斯ハ助辭なり

○與斯登岐許佐婆ハ、宜と聞者なり、キカバ

登理袁理登母、故爲八田若郎女

之御名代、定八田部也

を延ばしば、岐許佐婆となる○比登理袁理登母ハ、上におなじく、独居りとも宜しと、おもほして棄ぬなれば、頼もしと打返して、歌ひ給へり○御名代既云り○八田部ハ、御名によりて、御名代を定ぬなり、和名抄に摂津国郡名八部を、夜多倍と注し其外諸国に八部てふ地名おほしるハ此御名代を置給ひし地く此八田部を省きて、八部と二字に書なるも、和銅の格によれり

○媒ハ、中に立て婚儀を謀る人なれば、後世ナカウドと云へるハ、中人の轉なり○大后ハ、石之比賣命を申す○強我オズキとよめるハ、古語拾遺に、天鈿女命の古注に、古語天乃於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志とあり、但延佳本に、オズシとあるを、記傳にオズキに改メたる方よろし○不治賜ハ、寵ぬなを云フ○賣柿理能ハ、女鳥之なり○和賀

亦天皇、以其弟、速總別王、爲媒、而、

乞庶妹女鳥王、爾女鳥王、語速總

別王曰、因大后之強、不治賜八田

若郎女、故思不仕奉、吾爲汝命之

妻、即相婚、是以速總別王、不復奏

爾天皇、直幸女鳥王之所坐而、坐

其殿戸之閾上、於是女鳥王、坐機

意冨岐美能ハ、吾王之ニて、女鳥ノ王を詔ヘり、大君ハ天皇を始め、皇親の男女ニ渉る稱なり

而織服、爾天皇歌曰、賣杼理能、和賀意冨岐美能、淤呂須波多、他賀多泥呂迦母

○淤呂須波多ハ、織服を延ヘ云ヘり○他賀多泥呂迦母の、下の多字ハ、記傳ニ加の誤りとして、誰之料歟もといへり、呂と母ハ助辭なり

○多迦由久夜ハ、高行やにて枕詞ヘ○波夜夫佐和氣能ハ、速總別之なり

女鳥王答歌曰、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥、故天皇、知其情、還入於宮、此時其夫、速總別王、到來之、時其妻、女鳥王歌曰、比婆理波、阿米邇迦氣流、多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、佐邪岐登良佐泥

○美淤須比賀泥ハ、御襲料ヘ、賀泥ハ万葉ニ、賀尓ともなりて、其ゞとめニ、設くる意なり、后がね、聟がねと云ヘるも、后になり給ふべきことめ、聟ニなるべきためく、扨襲ハ、上代女服ニ用ゐしを、此王のことめと云ヘるハ、身をやつして、忍びに着給ふまりなるべし、其ハ上巻、八千矛神の御歌ニ、委く注ヘるが如し○比婆理波ハ、雲雀者なり○阿米迦迦氣流ハ、於天翔なり、是ハ次句を起すことめの序にて、是をカケリと云ヘで、迦氣流とあるにて、此語ニ勢ひにり、心を着ケて見るべし○波夜夫佐和氣ハ、速總を隼ニ擬ヘて、よく給へり○佐邪岐登良佐泥ハ、雀取まを、再ヒ延ヘたるなり、雀とハ大雀ノ命を申し、取まとハ打取り奉まとく○倉椅山ハ、三代實録十六ニ、大和国十市郡、椋橋山、河岸崩裂とあり、天武紀ニ、倉梯河、崇峻紀ニ、倉梯岡、續紀三

天皇、聞此歌、即興軍欲殺、爾速總別王、女鳥王、共逃退而、騰于倉椅山、於是速總別王、歌曰、波斯多弖能、久良波斯夜麻袁、佐賀志美登、

ユ、倉橋離宮あ
ど、皆同所あり
づ、今も同郡
ユ倉橋村あり、

1 伊波迦伎加泥豆、和賀豆、登良須

母

然ルを今昔物語三十一ユ、吉野郡藏橋山とある也、今ハ閒亜丈、諸陵式ゐも合拂岡陵、在二大和国十市郡一と見えたり○波斯多豆能ハ、拂立之ゐて枕詞あり、冠辞考ゆ、垂仁紀を引て、諺二神之神庫、隨二樹拂之一とあるを以て、此枕詞を解り○佐賀志美登ハ喰と云、字鏡ゆ、嵯峨、佐加志と注し、喫はく嵯峨同訓く、和訓栞ゆ、嵯峨の字音を、訓とせ非く○伊波迦伎加称豆ハ、記傳ゆ岩撥不得而とて、撥ハ撥き着くと云、りや、と云へまじく非く○和賀豆登良須母ハ、吾手取るもを、延、母ハ助辞く○佐賀斯祁抒ハ、喰シな

又歌曰、波斯多豆能、久良波斯夜
まどの暑く○伊毛登能頃礼波、與二妹登者一
あり○佐賀斯玖母阿良受、故自二其地一
玖母阿良受ハ、ニゲテ喰シくも不レ有ゆ

麻波、佐賀斯祁抒、伊毛登、能煩禮
波、佐賀斯玖母阿良受、故自二其地一
逃亡、到二宇陀之蘇邇一時、御軍追到

○宇陀ハ、大和国郡名く○

而殺也

蘇邇ハ同、郡ゆ、曽尓谷と云て、
八ヶ村あり、曽尓川と云もあり

○山部大楯連

ハ、顕宗紀ゆ、來目小楯云々、拝二山官一改レ賜二姓ヲ山部一、連氏とあり、天武十三年紀ゆ、山部連賜レ姓曰二宿祢一○玉釧ハ、冠辞考ゆ、釧ハ手臂ノ纏ノ物ユて、その臂ハ手の節ゆを、釧を着るたぶ
ーと、云へた

其將軍、山部大楯連、取下其女鳥王、
所レ纏二御手一之玉釧而、與二已妻一、此時
之後、將レ爲二豊樂一之時、氏氏之女等、
皆朝參、爾大楯連之妻、以二其王之
手一而參赴、於レ是大后、
賜二大御酒柏一、賜二諸
氏氏之女等一

り云々、按ずるに万葉九にも、玉釧とあまたべ、上代玉ありしものゝ如し、釧とは手に造りしと見ゆ、其形ハいろいろありけむ、知がたし、拾遺集に、ちはやぶる神の斎垣にかくるかな、しでに取そふ木綿つ鈴と云る、佐久々斯侶、伊須受能宮ぬどあれバ、口の割たる状、鈴と同形ありて、名の異なるのみにや、猶よく考べし、〇氏々之女等ハ、字の如し、後宮職員令ぬ、凡諸氏ハ氏別に貢る女、皆限二年三十一以下、十三以上一とあるぬ似てほど〳〵、集解の説ぬ、京畿内の女ぬて、女孺等ぬ使ぬ択ぶ、人ぬまゝべ、是もへ別あり、紀ぬ賜二酒ヲ於内外命婦一とあまたど、是も上代のコトあらむ、内命婦とハ、五位以上の人の妻を云、外命婦とハ、五位以上の女を云、外命婦ハ、五位以上の人の妻を云まべく、〇朝参ハ字の如し、〇大后の石之日売命を、紀の年紀ぬ依まべ、此時既ク幾許つゝ、こゝまべ此大后ハ、八田皇女を誤まりてふ、〇大御酒柏ハ、上ぬ三綱柏とあるを、併せ見るべし、

〇其王等ハ、速総別王と、女鳥王とを云、〇退賜ハ、字の俤ぬよむべし、記傳ぬ、キラヒタマヘルとよめる、非あり、其由ぬ、

爾大后、見知其玉釧、不レ賜御酒柏、乃引退、召出其夫大楯連、以詔之、其王等、因レ无レ礼而退賜、是者無異乎、所レ纏二已君之御手一、事耳、夫之奴、

垂仁ノ段、稲城ノ処ぬ注、り〇賣燔ハ、記傳ぬ燔ノ字を、温と殘とを合せて、此方ぬて造まる字ぬやと云、り、死刑も、天武紀ぬ極刑を、シヌルツミと訓めりまど、然訓り、例まゝれバ改べつゝ、死を賜ふとハ常ぬも云へり、

〇日女嶋ノ事ハ、中巻比賣碁曾ノ社の処ぬ委注、り紀ぬ於二茨田堤一鴈産とあり、茨田ハ河内国ノ郡名ぬて、上ぬ注、り〇多麻岐波流流ハ、冨辞考ぬ、多麻ハ

玉釧於二賣燔一、剥持来、即與二已妻一、乃為レ將二豊樂一而、幸二行日女嶋之時一、於二其嶋一、雁生レ卵、爾召二建内宿禰一問二鴈生レ卵之状一、其

内宿禰命、以レ歌問二鴈生レ卵之状一、其歌曰、多麻岐波流、宇知能阿曽、那賀比登、蘇良美都、

許曽波、余能那賀比登、

魂ありと、岐波流ハ撫まて、人の生れ一よりさきまがらふる潤を

夜麻登能久邇爾、加理古牟登、岐

遥かかりて云ふ語くと、故ハ内の限りとも、幾代とも、つゞけたりと云、久、此説一ふり聞ゑたり、然るに記傳ハ、此説を破りて、魂の極まると云ふ処ぞ、のゝれと云て、其説ハ、多麻岐波流ハ、阿良多麻ハ来経るまて、阿良を省き、経を通音ハ波と云ふくと云、るハいふまでき非説く、先ッアラタマキフルと、云、るまと社あるづくも、ねゝ、殊ハ阿良を省き、経ハ波ハ通ふまど云、るハ、義も理りもあし、抑省くも、通もするも、惣て定格何のまでのみて、其格ハ滅まて、猥りに省き通もしめまどせべいうまる妄説も、出来るものぞ、故已ゞ用ざるをを知るづし○宇知能阿曽の宇知ハ、大和ノ国宇智郡まて、彼大臣の舊居まる多既云、久阿曽ハ吾兄の轉りく、万葉十六ハ、水潦池田乃阿曽とも、抑朝臣も、吾兄臣の切りまてあまど、阿曽ハ朝臣の畧まハあるず○那許曽波ハ、汝まそハく○余能那賀比登ハ、世之長人まて、紀ハ區珥能那餓賢等と、世ノ間ハ比ありき、長壽の人まりとく○蘇良美都ハ、神武紀ハ、及至鐃速日命乗天磐舩而、翔行大虚ノ睨是郷而降之、故因目之曰虚空見日本国矣とあり、此空見つを万葉一ハ、天尓満ともあり、満ハ見の借字まて、同義まる○夜麻登能久邇ハ、夜麻登能久迩ハ、日本国まる○加理古牟登、岐波流ハ、岐加受ハ、未タ聞ずまる

○古事記標注下巻之上

牟登も、鴈子産とく○岐久夜ハ聞ゑまて問うまる詞く、紀ハ儺波企箇輸挪と有○多迦比迦流比能美古ハ、高光日之御子ハ、高て、此も天皇を

於是建内宿祢、以歌語白、多迦比迦流、比能美古、宇倍志許曽、斗比申せる○宇倍志許曽ハ、諸ハまく、万葉十ハ、奈良山乃峯尚霧令宇倍志社とある○斗比多麻閇ハ、問賜へまて、閇ハ上の許曽を結へて○麻許曽迩ハ、真まをまて、波ハ、吾まをく○余能那賀比登ハ、上ハ見をる、比登の下ハ、まどもと云意を、含まる○伊麻陀岐加受ハ、未タ聞ずまる

伊麻陀岐加受

都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、

禮許曽能那賀比登、蘇良美

○被給ハ、御琴を受る方より云フ詞之、賜ふハ授くる方より云ヒ、自他の差別なり○那賀美古夜ハ、汝之御子やにて、美古とハ、未タ位に即キ給はざる間と、聞やるるハ、次に云フ、夜ハ歎息の詞之○都毘迩斯良牟登ハ、終に將知とにて、毘ノ字ハ比の誤りなるべし、按に此御古事ハ、紀にハ五十年三月ノ條にあまど、其を必誤りにて、御位を讓給ふ因どのるなるべし、然云故ハ、此に終にとあり、ツヒとハ往先をこうして云フ詞にて、將知とハ、天ノ下を知しめさむと云フるに、歌のたしめに、那賀美古とあるも、汝之皇子と見てよく徹まり、猶次句を對見るべし○加理波古牟良斯ハ、鴈者児産らしにて、鴈の子を生しるハ皇国に昔より聞ひげるを、こゝる奇端を見まば、終にハ御位に、即キて世を知り給ふ、前表ならむとの意に見て、前句のおもむきも、いよく明らに、記傳の説もおなじ○本岐歌ハ、祝歌にて、古今集の序に、むつにいたひ歌とあるにあるに○片歌ハ、倭建命ノ段に注ス

○免寸河、まの地名、河内和泉

此之御世、免寸河之西、有一高樹、

の内を、捜索むまども詳なり

其樹之影、當且日者、逮淡道嶋、當夕日者、越高安山、故切是樹以作船、甚捷行之船也、時號其船、謂枯野、故以是船、旦夕酌淡道嶋之寒泉、獻大御水也

ず、播磨風土記、佐用郡引船山ノ條にも、河内国免寸ノ村人とあり、是も彼も然あまば、誤るべくもなりし、とハ思つまど、扶桑略記、仁徳天皇六十二年ノ條に、厄寸河ノ河ノ西ニ有高木、其蔭朝ニ至于淡路とあり、かうまば、免ハ厄の誤りにて、厄寸河なるなるし、和名抄に和泉国、和泉郡八木郷なり、式に同郡夜疑神社もなり、此国ハ續紀霊亀二年四月條に、割河内国大鳥和泉日根三郡、始置和泉監とありて、天平十二年八月ノ紀に、并河内国とあり、又天平寶字元年五月ノ紀に、和泉国依舊分立、と見ゆるまば、此記に河内国とあるハ未タ分置せざるし、以前なるをや○高安山ハ、河内国高安郡の山なり、此地ハ河内国の東南に當まし、夕日に木蔭の、刺ゆきにならず○枯野應神紀に、五年冬十月、科伊豆国令造船云々、故名其船曰枯野とありて、式に伊豆国田方

郡、軽野神社見エたり、此件と混ひたる久、猶考ブ一〇寒泉景行紀ニ、寒水狭ニ進、傍ニ涌出云々、是ハ寒泉と云ル例ク、敏紀ニ引ル、播磨風土記、明石郡、逸文ニ、明石駅家、駒手、御井者、難波高津宮天皇之御世、掘生ニ於井ニ、呉人朝日ニ酒ニ洗路島ニタ日ニ酒ニ大倭嶋根ニ仍伐ニ其掘ニ、造ニ舟ニ、其迅如ニ飛、一掬ニ走ニ越七浪ニ、仍号ニ速鳥ニ、於レ是朝夕汲ニ此井ニ、水ヲ云々、此件の古事ニ相似り〇七里ハ、其邊りの村里ニあり

琴、其音響ニ七里ニ聞歌曰、加良怒袁、志本爾夜岐、斯賀阿麻理、許登爾比久夜、由良能斗能、伊那加能、伊久理爾布禮、多都那志、都久理爾布禮、加岐久理爾布禮、多都那志、豆能紀能、佐夜佐夜、此者志都歌之返歌也

云〇斯賀阿麻理ハ、其之餘りニて、餘燼を云ヲ〇許登尓都久理ハ、琴ニ造りあり〇加岐比久夜ハ、拙弾やく〇由良能斗能ハ、式ニ淡路国、津名郡由良湊神社とあり、斗を門ニて、湊あり〇斗那加能ハ、門中之ニて湊を云ヲ〇伊久理尓布禮も、石ニ觸るを云、石をイクリと云ル八、方業ニ云、石ニて、九て海中の石を、伊久理と云る如、聞ゆるまゝ、其ハ海中ニあるも処ニ、よめる乎の浅たるあり、十六夜日記ニハ、河原いくりとあるも河ニある石を云、るあり〇志本爾夜岐ハ、東国の方言ニ、石をイシコロと云、又土の固りを塊し云ル、即ち石クリ土クリの、轉ある〇佐夜佐夜ハ、伊久理ハ石クリの略ニて、常ニハ小を云れど、大小ニ亘ル名ある乎を知べし〇此ある、も海上ニ見ゆたる岩を云、扨琴の音の岩ニ觸るゝ〇多都那豆能紀能の、多都ハ立ニて、石ニ生立てる久然らずとも、其邊ニ立てる木と、云てもあるべく、那豆能紀ハ、奥沖ク夏の木と云まゝど、是とも聞エず、淡路ニハ、うゝ木名ハ、傳あるべくや、土人ニ問フべし、下の能も之あり〇佐夜々々ハ、琴ノ音の摐亮ニ有ニ餘燼一云々、令作レ琴、其音鏗鏘而遠ク聆、とあり〇捌拾参歳紀ニ、八十七年春正月、天皇崩とあるべく、御在

此天皇、御年捌拾参歳、御陵在ニ毛受之耳上原一也

位の間まし、かくの如し、帝王編年紀にハ、一百一十歳と記せり○毛受之耳原とハ、鹿耳より百舌鳥の飛出たるに、因まる由、紀に見ゆたり、諸陵式に、在和泉国大鳥郡、兆域東西八町南北八町、陵戸五烟とあり、此御陵ハ同国、毛受荘と云つに在て、實に山とも云べき状に、大きく作りときハ、土人も大山陵と唱、世に隠きにき御陵なり、耳下なる、上ノ字ハ上ル聲に唱よしと

○伊邪本和氣命ハ、後に履中と諡奉まり○伊波礼ハ、式に大和国十市郡、石寸山口神社とある此地と、神武紀に、大軍集而満於其地、因改号為磐全とあり○若櫻宮、式に大和国

伊邪本和氣命、坐伊波禮之、若櫻宮治天下也、此天皇、娶葛城之、曾都毘古之子、葦田宿禰之女、名黒比賣命、生御子、市邊之忍齒王、次御馬王、次妹青海郎女、亦名飯豊郎女

三柱

城上郡、若櫻神社あり、大和志にハ、十市郡池内村に、其趾を記せり、城上郡と十市郡とハ、境を接きときハ、上代も伊波礼も、若櫻もおなじ所ありけむ、宮号を如此名着たる由ハ、三年十一月紀に、時櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長真膽連、詔之曰、是花也非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長真膽連、獨尋花獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、即為宮名、故謂磐余稚櫻宮○葦田宿禰ハ、諸陵式に、片岡葦田墓、在大和国葛下郡とあり、此地に因まる名なるべし、顕宗紀に蟻臣者、葦田宿禰子也とあり○黒比賣命同御名多あり○市邊之忍齒王の、市邊ハ山城志に、綴喜郡に市辺村あり、又和泉志に、和泉郡府中村に、市邊神祠を記せり、是ハ地名ゟ、又此皇子を祭まるゟ詳ならず、霊異記に、河内市辺井上寺之里と云るも見ゆ、忍齒ハ顕宗段に、御齒者如三枚、押齒坐也とあるに、因まる御名く○御馬王、大和志に、添上郡に水間村あり○青海郎女、青海ハ地名にて、参河国郡名、碧海式に、越後国頸城郡、青海神社、若狭国大飯郡、青海神社和名抄に、遠江国長上郡、郷名碧海、安乎宇美と注せり、是らの中、何まならむ○飯豊郎女の、飯豊ハ鳥名に因まるゟ、和名抄に鴒鶺を訓メり

○本坐云々、本ともハジメにおなじ、大御父の御跡に坐し

本坐難波宮之時、坐大嘗而、為豊明之時、於大御酒、宇良宜而、大御

間を云フ○大嘗（オホニヘ）ハ、上巻ヲ注ヘリ、寢（トコ）也、爾（ソノ）其弟、墨江中王（スミノエノナカツミコ）、欲レ取二天皇一、於レ是倭直之祖（ヤマトノアタヘノオヤ）、阿知（アチ）ノ後ノ御制（ミオキテ）ナガラ、神祇令（カムツカサノリ）ヲ、大嘗者、毎世一年（ヨヨニヒトトセ）ト云ヘル、是ナリ、以レ火（ヒヲ）著（ツケキ）大殿（オホトノ）一、盜出（ヌスミイデ）而、乘二御馬（ミマニ）一、令レ幸（イデマサ）於倭（ヤマトニ）一、直（アタヘ）國司行事（クニノツカサノツカサドリゴト）トアリテ、毎年行（オコナ）ヒ來（キ）ル、新嘗（ニヒナメ）ヨリ、甚重キ御祭（ミマツリ）ナリ、此ヲ大嘗（オホニヘ）トハ云ヒ難（ガタ）シ、宮（ミヤ）ニテ、御位（ミクラヰ）ヲ即（ツカ）ル時（トキ）ノ事ナレバ也○豊明（トヨノアカリ）ハ上ヲ注（シル）セリ○宇羅宜（ウラゲ）モ上ヲ注（シル）セリ○取天皇（トリテンワウ）ヨノ取（トリ）トハ殺（シ）ス事ヲ云（イフ）ナリ○倭直（ヤマトノアタヘ）、應神（オウジン）段（ノクダリ）和爾吉師（ワニキシ）ノ處（トコロ）ヲモ注（シル）セリ○阿知直（アチノアタヘ）、出（イデ）トハ、墨江中王（スミノエノナカツミコ）ヲ對（ムカヘ）テ云（イフ）ナリ、其（ソノ）ヲ竊（ヒソカ）ニ天皇（スメラミコト）ヲ引出（ヒキイダ）シ奉（タテマツ）レルヲ云フ○多遲比野（タヂヒノ）ハ和名抄（ワミヤウセウ）ヲ、河内（カハチノ）國（クニ）ノ郡名（コホリノナ）、丹比（タヂヒ）ハ大（オホ）ニ知（シ）ラレタリ、注（シル）セリ○倭漢（ヤマトノアヤ）ノ氏（ウヂ）ノ人（ヒト）ナリ○盜出而（ヌスミイデテ）、乘御馬（ミマニノリ）、令幸於倭（ヤマトニイデマサシム）

遲比（ヂヒ）野（ノ）而寤（サメマシテ）、詔（ノリタマヒキ）此間者（ココニハ）、故到（カレイタリマシ）于多遲比（タヂヒ）野（ノ）一時（トキ）ノ事ナレバ也○豊明（トヨノアカリ）ハ上ヲ注（シル）セリ○宇羅宜（ウラゲ）モ上ヲ注（シル）セリ○取天皇（トリテンワウ）ヨノ取（トリ）トハ殺（シ）ス事ヲ云（イフ）ナリ○倭直（ヤマトノアタヘ）、應神（オウジン）段（ノクダリ）和爾吉師（ワニキシ）ノ處（トコロ）ヲモ注（シル）セリ○阿知直（アチノアタヘ）、出（イデ）トハ、墨江中王（スミノエノナカツミコ）ヲ對（ムカヘ）テ云（イフ）ナリ、其（ソノ）ヲ竊（ヒソカ）ニ天皇（スメラミコト）ヲ引出（ヒキイダ）シ奉（タテマツ）レルヲ云フ○多遲比野（タヂヒノ）ハ和名抄（ワミヤウセウ）ヲ、河内（カハチノ）國（クニ）ノ郡名（コホリノナ）、丹比（タヂヒ）ハ大（オホ）ニ知（シ）ラレタリ、注（シル）セリ

大殿（オホトノ）、故率（カレヰテ）逃（ニゲ）於倭（ヤマトニ）、爾天皇（カレスメラミコト）歌（ウタヒテ）曰（ノリタマヒキ）、多

遲比（ヂヒ）野（ノ）而寤（サメマシテ）、詔（ノリタマヒキ）此間者（ココニハ）、故到（カレイタリマシ）于多遲比（タヂヒ）野（ノ）一時（トキ）ノ事ナレバ也○豊明（トヨノアカリ）ハ上ヲ注（シル）セリ○宇羅宜（ウラゲ）モ上ヲ注（シル）セリ○取天皇（トリテンワウ）ヨノ取（トリ）トハ殺（シ）ス事ヲ云（イフ）ナリ○倭直（ヤマトノアタヘ）、應神（オウジン）段（ノクダリ）和爾吉師（ワニキシ）ノ處（トコロ）ヲモ注（シル）セリ○阿知直（アチノアタヘ）、出（イデ）トハ、墨江中王（スミノエノナカツミコ）ヲ對（ムカヘ）テ云（イフ）ナリ、其（ソノ）ヲ竊（ヒソカ）ニ天皇（スメラミコト）ヲ引出（ヒキイダ）シ奉（タテマツ）レルヲ云フ○多遲比野（タヂヒノ）ハ和名抄（ワミヤウセウ）ヲ、河内（カハチノ）國（クニ）ノ郡名（コホリノナ）、丹比（タヂヒ）ハ大（オホ）ニ知（シ）ラレタリ、注（シル）セリ

何處（イヅクゾト）、爾阿知直（カレアチノアタヘ）白（マヲサク）、墨江中王（スミノエノナカツミコ）、火著（ヒヲツケキ）

大殿（オホトノ）、故率（カレヰテ）逃（ニゲ）於倭（ヤマトニ）、爾天皇（カレスメラミコト）歌（ウタヒテ）曰（ノリタマヒキ）、多

遲比（ヂヒ）野（ノ）而寤（サメマシテ）、詔（ノリタマヒキ）此間者（ココニハ）、

御酒（ミキ）ヲ醒（サマ）坐（シ）ヲ云（イフ）、紀（キ）ヲモ醒（サマ）ヲ云（イフ）、之（シ）トアリ、然（シカ）ルヲ、記傳（キデン）ヲ、御寢坐（ミネマシ）ヲ云（イフ）、ト云（イヘ）ル、是（コレ）ナリ、御（ミ）

登斯理勢婆（トシリセバ）

馬（ウマ）ノ上（ヘ）ニテハ、御寢坐（ミネマス）ヨリハ堪（タヘ）ザルヲ云（イフ）ナリ○泥牟登斯理勢婆（ヒヂムトシリセバ）ハ、將レ寢（ネムト）ト知（シル）者（モノ）ヽ、叛（ソムキ）寢（ネ）ムトハ、眠（ネブ）ルヨリ限（カギ）ラズ、惣（スベ）テ精心（タマシヒ）ヲ失（ウシナ）ヘルヲ、弘（ヒロ）ク云（イフ）ヘリ、ヨリテ、神世（カミノヨ）ノ段（クダリ）ヲモ山神（ヤマツミ）ノ毒氣（ヒドケ）ヲ當（アタ）テ、御正氣（ミマサキ）ヲ失（ウシナ）ヒ、伊豫風土記（イヨノフドキ）ヲモ病（ヤマヒ）ヲモ寢（ネ）ト記（シル）セリ、此（コレ）モ醉坐（ヱヒマシ）ヲ、寢（ネ）ムト知（シ）セバ、ト詔（ノリタマ）ヘリ○多都（タツ）ノ巷（チマタ）毋々（ハヽ）ハ、和名抄（ワミヤウセウ）ヲ防壁（ボウヘキ）ヲ、是（コレ）正字（セイジ）ヲ、壁代（カベシロ）ヲ立（タテ）ル薦（コモ）ヲ云（イフ）○毋知（ハヽシ）ヲ、吾（ワレ）許（ガ）麻志毋（ゴトキマシハヽ）能（ノ）、泥牟（ヒヂム）

登斯理勢婆（トシリセバ）

歌（ウタ）ヒ終（ヲハ）ル、古（イニシヘ）ノ意（コヽロ）ナリ○泥牟登斯理勢婆（ヒヂムトシリセバ）ハ、打返（ウチカヘ）シテ歌（ウタ）ノ常（ツネ）ヽ○波

到於波邇坂（イタリマシテハニザカ）、望見難波宮（ナニハノミヤヲ）、其火

迹賊坂（トヾカサカ）ハ、諸陵式（シヨリヤウシキ）ヲ、堉生坂本陵（ハニフノサカモトノミサヽギ）云々、在二河内丹比郡一（カハチノクニタヂヒノコホリニアリ）ト云

猶（ナホ）炳（アカク）爾（ラ）天皇（スメラミコト）亦（マタ）歌（ウタヒテ）曰（ノリタマヒキ）、波邇（ハニ）

和賀多知（ワガタチ）美禮婆（ミレバ）、迦藝（カギ）漏（モ）肥能（ヒノ）、毛

り、河内志にハ、此陵を在丹南郡、黒山村管内、と記せり○望

由流、伊幣牟良、都麻賀伊幣能、阿多理

見ハ、神代紀に、立于天浮橋而臨睨之、又睨是郷云々、仲哀紀に、望之大海云々、遠見る意の古言なるべし○波迩布邪迦ハ、埴生坂なり、迦下に爾と加へ心得べし○和賀多知美礼婆ハ、吾立視者く○迦藝漏比能ハ、記傳に炫火之なりと云、猶冠辞考に詳なり○毛由流伊幣牟良ハ、燃る家群く○都麻賀伊幣能阿多理ハ、妻之家邊なり、万葉十四に、遊吉須宜可提奴、伊毛賀伊敞乃安多里

○大阪ハ諸陵式に、大坂磯長、陵云々、在河内国石川郡とあり、河内志に、在山田村と記せり、山田村ハ、竹内越の路次に

故到幸大坂山口、之時、遇一女人、其女人白之、持兵人等、多塞茲山、自當岐麻道、廻應越幸爾天皇歌曰、淤冨佐迦邇、阿布夜袁登賣袁、

て、今も大和へハ、此道を越行ク、古も今もおなじ、然ルに記傳に、大和国葛上郡なる、大坂を引出たるハ、いとゞき誤りなり、惣て山口とハ、山に登り口を云、まゞ、此ハ河内国より登る、山口なるを知べし○當岐麻道ハ、大和国葛下郡なる地名にて、和名抄同郡郷名、當麻、多以末と注せるハ、音便讀にて、今も然云り○淤冨佐迦迩ハ、於大坂なり○阿布夜袁登賣袁ハ、逢や少女をく、少女にと云べきを、袁と云るハ、古歌の一格なり○美知斗閇婆ハ、道問者なり○多陀迩波能良受ハ、正にハ不告く、是ハ正しく大坂より、越べき方をバ告ぜとなり、扨多陀てふ語ハ、万葉にも數なりて、直越來益、雖不直、正相左右二、多太尓安良祢婆、但一夜など云る、歌ども集中九十五首なり、皆正しくと云に當れり、是を唯徒但の意に、見むハ精しからぜ○當藝麻知袁能流ハ、當麻道を告るに、是ハ正越道の方ハ、伏兵等ありとバ、左に廻り今の穴蒸越を越て、當麻に出るへり、是ハ裏道とも云べき処なり

美知斗閇婆、多陀邇波能良受、當藝麻知袁能流

○石上神宮、式に大和、国山邊

故上幸、坐石上神宮也、於是其伊

郡、石上ニ坐布留ノ御魂神社とあり、猶上に注せり○水歯別命ハ、墨江中王の御為にも、御弟に坐て、後に反正天皇と謚奉まるハ、此件の古事によりてあり○令謁ハ、年中行事歌合に問籍と申スハ、めいえつのるし、今も滝口のもんさくなどして、殿上口にて、高く名のり待るにや、名謁ハ、ちう頃ハみそうに、名のりたんぞるにまぎ、とある意なり山代の筒木の宮に毋能麻袁須とあるを紀に伏レ庭請謁者妾兄也とあるなど對見べし○同心天智紀に、於野児弘你農倶とあるハ、同緒に貫くなり、万葉にも、オヤジとよめる哥四首あり、古今集に、おやゞ心に、いざ結びてむ○疑を、オホメクとよむべし、空穂物語吹上に、つくむるなし、おほめくるなし、いろでかくいはしらひけむ、後拾遺集に、おほめくを、誰ともなくて胥々に、夢に見ゆけむ、吾ぞ其人猶多うり、後世ハ、オボメクと、濁音に云、まど、万葉に於保と、清音の仮名に書ければ、姑清てよそつ、是ハ黒白不定の意にて、疑ひあやふむるに、云る古言也、但シメクてふ辞ハ、古言に少ナしと思ふ人も、あるべけれど、和名抄にも、蠢を無久女久とよそ、猶例あり、是を記傳に、疑とよそとまど、其ハ意を得て、よそたるにて、疑ノ字に然る訓も、義もあるなりけれバ、今改メつ

○隼人ハ、上巻火照命の処に注り○曽婆加理ハ、紀に刺領巾とあり、名義を求むべけれず○天皇をスメラとよめるハ、日本紀意宴歌に、しぢく見ゆ○隨を、マニマとよめ

呂弟、水歯別命、參赴令謁、爾天皇、令詔吾疑汝命、若與墨江中王、同心乎、故不相言、答白僕者無穢邪心、亦不同墨江中王、亦令詔、然者今還下而殺墨江中王而上來彼時、吾必相言

故即、還下難波、欺所近習墨江中王、之隼人、名曽婆加理、云若汝從吾言者、吾爲天皇、汝作大臣、治天下、那何、曽婆訶理、答白隨命、爾多祿給其隼人、曰然者、殺汝王、也於是曽婆訶理、竊伺己王、入廁、以矛

るは、マニマニの略く、後にマ々と云ふは、此マニマの畧なり

○大功は、の仮名、古言梯にいさほしとしるせるゆゑ、誤まる人多くうり今筆、因に、確證を引出づし、類聚国史八、弘仁十四年、十一月の宣命に、務米志麻理、伊佐乎志久、仕奉流、同百九十、延暦十一年十一月の宣

刺而殺也、故率曾婆訶理、上幸於倭之時、到大坂山口、以爲曾婆訶理爲吾、雖有大功、既殺己君、是不義、然不賽其功、可謂無信、既行其信、還惶其情、故雖報其功、滅其正身、是以詔曾婆訶理、今日留此間而、先給大臣位、明日上幸、留其山口、即造假宮、忽爲豐樂、乃於其隼人、賜大臣位、百官令拜、隼人歡喜

命に、自今往前母、伊佐乎之久、

以爲遂志

仕奉波、大同記に、恐仕奉、勇乎志止、詔天云々、日本紀竟宴歌に、伊佐遠志久、多陀斯岐弥知乃、はゝ原の、国へ立にし、夷装鳴那梨氣釐、はゝ賀美能意非雄度、難理尓氣流賀難、はまうを證とすべし○不義ハ、姑ク舊訓に從ふ、神代紀に、於義不可とあり、記傳に、キタナキシワザナリ、とよめまど、然よむつき、此記の例にあらず○無信の信は、類聚名義抄、字鏡集等に、シルシと注せるに、因りてよミつ、記傳にハ、此不信を、イツハリセシニナリヌ、とよミて、可謂の二字をバ、讀棄てゝり、如此本文によらずして、已ゞ思ふはにく、よミとらむにハ、阿礼が誦出し傳、も、安麻呂主の、書おきし労も、名のミとありて、古傳ハ記傳を書し翁が、作物にあしつと、云むも強言ならじ、宛憤ろしや○惶其情ハ、曾婆訶理を、大臣と任バ、いかなる害を為らむ、其情恐しとゝ○正身ハ、倭建命薨給ふ処に、見ゆるり○大臣位の位ハ、其官に位を云フ、續紀廿七に、吉備朝臣仁、右大臣之位ヲ授賜まど、例多し○百官令拜、續紀廿九に、法王道鏡、居西宮前殿大臣已下賀拜云々、大日本史、道鏡傳に以道鏡為大政大臣禅師、令文武百官拜賀とあり、抑拜むとハ、礼を盡すゆゑ、膝を折り、腰を屈むるに因まる、訓義なり、故に字鏡集、類聚名義抄、色葉字類抄等を、もじめ古字書の限り、禮字をヲガムと注せり、今昔物語四に、国王ヨリ始テ、貴ミ礼ム事无限、などゝ見るべし、惣て拜ムと云フを、佛を拜むやうに、

思ふ
を誤りあり
○隠面大銃の
銃ハ、允恭紀ヨ、爾訶其隼人、今日與大臣、飲同盞
訶捧銃水溢而、酒、共飲之時、隠面大銃、盛其進酒、
臕凝云々、和名
抄ヨ、霊異記を
引て、銃、俗云賀
奈萬利、今案銃、
字所出未詳、古
詰謂挽為磨利、
宜用金椀ノ二字ヲ
とあり、大神官
儀式帳ヨ、水真
利三百口とあり、是も傾ケ飲バ、其面を隠スをいふ、大盃ヲ一ツを云○明日を万
葉十八ヨ、安須能比能、敷勢能宇良未能、布治奈美爾と詠リ、明日之、敷勢浦ヨ
て、是も明日を、アスノヒとよめる例ノ、故號其地謂近飛鳥とあるヨて、地名の
起原を知らしめんが、然ルヨ記傳ヨ、此明日をクルヒと、よめるハ理りあり、故ノ字ヲ

於是王子先飲、隼人後飲、故其隼人之頸、乃明日上幸、
人飲時、大銃覆面、爾取出置席下、
之劔、斬其隼人、謂近飛鳥也

眼を着ケ、ツ一○近飛鳥、此ヨ遠近を冠らしめて、近ツ云々遠ツ云々と、呼あつる故
ヘ、古の水歯別命、河内国丹北郡ヨ、宮造りして、坐ス程、都より近き飛鳥を近ツ飛
鳥とい定メ給ひ々む、紀ヨ玉ヨ于飛鳥山、遇少女ニ於山口とある、ヘ、此近ツ飛鳥ヨて、昔
ハ今の、石川郡の内ヨあつ一を、今い飛鳥村とて、古市郡ヨ属き其邊ヨ飛鳥戸神社
も、同郡ヨ見ゆ、是を、中昔より、東北の方ヨ庁寄りて、安宿と云、
名義ハ、上ヨ云、る如く、明ヌ日ニ依リ上幸
と宣ひ一、詔ふ因ヨ、猶次ヨ云フ
○神宮ヨ、石上、
神宮あり○遠
飛鳥ハ、大和国
高市郡ヨて、式
ヨ飛鳥坐神社
も、同郡ヨ見ゆ、
今も飛鳥村あ
り、此地名も明
日ヨ参出ト、と詔へる
ヨ因ヨり、明日

上到于倭、詔之今日、雷此間、爲祓
禊而、明日自参出、將拜神宮、故號其
地、謂遠飛鳥也、故參出石上神宮、
呂入而、相語也
令奏天皇、政既平訖、參上侍之、爾

をアスとともアスとも、よめるハ、異あるみあらぜ、扨アスカを飛鳥と書ケるハ、アスカ鳥の、明日香と、續をなる枕詞をやがて地名ゝ、書きもてゆき、其日を春日、こゝもその里、と云へる枕詞を、春日と書ケる例ゝて、彼ハ春日の霞むと係り、是ハ飛鳥のアと、鳴ノ聲ゝつゞけたり、鳥が鳴ク吾妻、と云るもおなじ、然ゝ記傳ゝ、飛鳥浄御原宮の、飛鳥をがトブトリとよむづゝと云へれ、強説之〇政訣平訖の政ハ、大命を畏ミ供奉るゝて、即墨汚中王を、殺ー後ろを云り、惣て天皇の御傾ーハ、何事ゝまれ、敬ミ供奉るを、政事とハ云なり

〇始任藏官、古語拾遺、神武段ゝ、宮内立藏号ニ齋藏、令ニ齋部氏ヲシテ給ニ糧地ー、亦此御世、於ニ若櫻部臣等ー、水ノ任ニ其職ー、とあるべ、此ゝ始メテと、賜ニ若櫻部名ー、又比賣陀君等、賜レ姓あるハ、藏職の始ゝハあらで、謂ニ比賣陀之君ー也、亦定ニ伊波禮部ー、阿知直ー、始任ニ藏官ー、亦猶藏官の予ハ、職員令大藏省ノ下ゝ詳く〇糧地、糧を作り出る処ゝハ、民もちるべきゝバ、舊訓カキドコロとあるも、ゆゝしからず、顯宗紀ゝ、民地とあるゝ、然ども始記傳の訓ゝ從ふ〇若櫻部臣ハ、紀ノ三年十一月ノ條ゝ傳へあるゝて、顯宗紀ゝ、賜姓曰ニ朝臣ー〇比賣陀之君、式ゝ大和国添上郡、賣太神社あるゝ、此地ゝ因りたる姓もあらづゝ、今も稗田村あるゝ〇伊波禮部ハ、大宮所の石村ゝ因りたるレ

〇陸拾肆歳、紀ノ細注ゝ、七十とあるゝ〇毛受ニ諸陵式ゝ、百舌鳥耳原、南陵、磐余推櫻ノ宮ニ御宇、履中天皇ヲ、在ニ和泉目大鳥郡ー、兆域東西五町、南北五町、陵戸五烟とあるゝ、和泉志ゝ、在ニ山陵ノ南上石津村ニ一ト記せるゝ、是ハ大山陵ゝ並てゝ世ゝ隠まき御陵ゝあるゝ〇水齒別命ハ、後ゝ反正と諡ヲ奉れるゝ〇多治比ハ、河内国郡名ゝ

て、和名抄に、丹比太知比と注

齊、既如貫珠

せり、後世南北に分置ス○柴垣宮ハ、欽明天皇、崇峻天皇の宮をも、然称せり、質素を以て号ケ給ひしにや、河内志に、丹北郡柴籬ノ宮ハ、在松原荘、植田村廣庭神祠東北と云ヒ、帝王編年記にハ、丹比郡今宮坂ノ北ノ空地是也と記せり○二分の分を、キダとよめるハ、豊後国郡名、大分を和名抄に、於保伊多と注せり、是ハ岐太の轉にて、景行紀に、碩田に作り、於保岐陀の訓注あり、尺も寸も既ニ注ヒつ、扨水歯別と申、御名の起まるハ此由縁あり

○丸迩ハ、開化ノ段に注せり○

天皇、娶丸邇之、許碁登臣之女、都

許碁登ノ臣ハ、姓氏録布瑠ノ宿祢ノ

怒郎女、生御子、甲斐郎女、次都夫

條に、木事ノ命と云フ人なり、何も

良郎女、二柱又娶同臣之女、弟比賣

も孝照天皇の御末なれバ、同

生御子、財王、次多訶辨郎女、并四

人ありづし○都怒郎女ハ、式

王也

に近江目、高嶋郡都農神社なり、此地に由ある、御名ありづし○甲斐郎女、甲斐ハ地名ことハ思つゞ、拠ル処をしらず○都夫良郎女、記に圓皇女に作まり、摂津志西生郡に、圓神祠見也、是ハ大阪船場にて、今も津夫良町と云へり、此地に由ある御名ゟ○財王ハ、字の如く称、名ハ、記に皇女となり、此記に王とのゝなりても妨なし○多訶辨郎女、考なし、紀に高部皇子と傳へたり

○毛受野上に見ゆ、諸陵

天皇之御年、陸拾歳御陵、在毛受

式に、百舌鳥耳原ノ北ノ陵ハ、丹比柴

野也

籬宮御宇、反正天皇ハ、在和泉国大鳥郡、兆域東西三町、南北二町、陵戸五烟とあり、和泉志に、在大山陵ノ北、属中筋村、今称楯井原陵と記せり、此御陵も人能ク知まり

○男淺津間若子宿祢命ハ、後に允恭と諡奉まり○遠飛鳥宮ハ、大和志に在高市郡飛鳥

男淺津間、若子宿禰命、坐遠飛鳥宮、治天下也、此天皇、娶意冨本杼王之妹、忍坂之、大中津比賣命、生

村、と記せり○御子、木梨之輕王、次長田大郎女、
意冨本抒王、及忍坂之大中津比賣命ハ、應神ノ次境之黒日子王、次穴穂命、次輕
段ヲ見ヨ○木梨之輕王、大郎女、亦名衣通郎女、御名所以衣通王
式ヲ播磨国賀者、其身之光、次八瓜之、白日子王、
茂郡、木梨神社自レ衣通出ル、輕ハ大和
国、高市郡ノ地次大長谷命、次橘大郎女、次酒見
名ヨリ○長田大郎女、長田ヲ郎女、柱九王之中、穴穂命者、治二天
地名ヨリヅ、五女諸国ヲ多ク封王四此九王、男王
バ、定メダリ○境之黒日子王、下也、次大
境ハ諸陵式ヲ、捨隈坂合陵、在大和国高市郡、神名式ヲ、河内国若江郡、坂合神社
ヨリ、是ノ地名ヲヨリ御名久黒ヲ考ヘ○穴穂命ノ穴穂ハ、大和国山辺

郡ノ地名ヨリヅ、猶此穂宮ノ下ヲ注ヲヅ○衣通郎女、記傳ヲ、ソトホリトヨメシ、古今集ヲヅメ、仮名書ノヨリ
ヲ、ソトホリトヨメシ、初此亦名ハ、紀ヲ見ズ、殊ヲ細注ノヲ
ヲムキヲ考ヘヨリ、紀ヲ皇后ノ御弟ヨリ、弟姫ノ御容ノ、世ヲ勝ヲ後ニ、時人号メ曰
衣通郎姫、トアルヲ誤リ傳ヘヨリ、見ヨ○八瓜白日
子王、ノ八氏ハ、地名ヨリテ、大和国高市郡ヲ、上八釣村下八釣村ア
リ、頭宗記ヲ、八釣宮トアルモ、此上八釣村ヨリ
大ハ称、名ヨリテ、長谷ハ大和国、城上郡ノ地名ヨリテ○大長谷命ノ、
橘モ、大和国高市郡ヲ、ノ地名ヨリテ、天武紀ヲ、橘寺、万葉ニヲ、橘之嶋宮トヨメリ、ミヨ
同地ヨリテ、此地ヲ由アル、御名トアルヲヅ○酒見郎女、是モ地名ヨリタル御名ヨ
モ聞ヨリ、猶近キ所ヲ尋ヌベシ○
○辭而ハ、万葉ヲ、否又不許ヲ、
イナトヨメリ、是ハ俗ヲイヤ
トヲヲ、遍ク詞ヲテ、其否ヲイヒ

得二所一知日継、之時、

○天津日継、天皇初、爲レ將レ所レ知二天津日継一、之時、
○辭而ハ、万葉ヲ、否又不許ヲ、
イナトヨメリ、是ハ俗ヲイヤ
トヲヲ、遍ク詞ヲテ、其否ヲイヒ

天皇辭而、詔之我者有二一長病、不上

ナビとも、イナブルとも、訛りし云へるハ、礼を井ヤビとも、井ヤブルとも、毋不知止、伊奈備奏ス孝徳紀ヨ、不レ得二副レ辞一〇一長病ハ、紀ヨ萬疾とうるヨ從ふ、一字ハ加へたるのを、爰ヨ八十ると、聞ゆ

一腹とあるを、之御病

字の如きあり〇金波鎮漢紀武の、金ハ新羅王の姓うち、吾史ヨハ、孝徳紀ヨ、金多遂と云ふ人見エ初て、績紀及類聚国史ヨ渉リ、金姓の人、四十六人見エたり、波鎮ハ、彼国の官ヨて、東国通鑑ヨ、十七等を挙たる中ヨ、第四等を、波珍飡と記せり。是あり、天武紀ヨ、弥ノ字ハ珍の誤りあるべし、漢紀ハ、書紀ヨ于岐と号くと云へり、号とハ其国王の、族と云ふるを、号といふ云ふる、武ヨ名あり、故此ヨ見エたる、鼻擬音の字等ハ、金鎮漢とよむべし

漢とよめるハ、韻学ヨ聞き妄音あり、金ヨ金鎮とよむ、金鎮とよむハ、後世の俗音ヨて、是等の差別、古書ヨを一も、煩まるるあれバ書よむ人ハ、心得おくべきあり〇薬方ハ字の如し、大同類聚方ヨ、薬方ヨ、古和氣ノ神社ヨ、傳流久須乃陳、ある猶多うり、神代紀ヨ、帝皇続紀ヨ、帝皇我御命以天とあり〇治差、紀ヨ治レ病猶勿レ差又病已レ差也とあるを、記傳ヨ差ノ字ハ、義を以て添たるヨて、氏々と云ふヨ、おとしと云り

〇氏姓の氏ハ、源平藤橘の類ヘ、姓ハ朝臣宿禰あるヨて氏ヨ着て云ふを云ふ、此加婆泥て、其ノ漢国ヨおるれバ、是ヨ當べき文字ある、中昔より、姓ノ字を借りて、姓と云ふ、又尸字をも借りて書り、

古事記標注下巻之上

治二天下一

因二堅奏一而、乃治二天下一

進御調、八十一腹、此時、新良國主、貢二進御調一、八十一腹、

紀、武二此人一深知二薬方一、故治二差帝皇一

之御病

腹一爾御調之大使、名云二金、波鎮、漢

之、氏姓忤過二而、於二味白檮之一、言八十禍津日前一、居二玖訶一而、玖訶二字以レ音

於レ是天皇、愁二天下一、氏々名々人等

定二賜天下之一、八十友緒氏姓一也

名義を語意考、和訓栞、玄同放言、何くまの書も、説あまど、是とおぼしきを見ず、已も思ふ得たる説ある。○味白樫ハ、式ハ大和国高市郡甘樫坐神社ひろ、此地ニ○言八十禍津日前ハ、紀ハ辨禍ノ神ノ作まり、是ハ元よりの、地名ハハひろ、ヒ、探湯ハ依りて、仮ハ設ケたる名あるべくれど、偽り言の禍事を、乱しより由の、名ふるべし。○玖訶発ハ、紀ハ盟神探湯、此云ハ区訶陀智ト訓ひろ、探るを、玖訶ト云、る義ハ、未ダ考ず、陀智ト云立ちて、発ハ湯を沸す釜あり。○ハ十友緒ハ、大被ノ前ハ、伴男能、八十伴男ともあり、男ハ借字ハて、緒ぞ正字あるべき、其を上巻、御天降ノ段、五伴緒の処ハ注り、按ハ上代ハ、最ヤうく、氏姓を乱しより、是ハ天皇の御末、彼を神の御末と、其家系を紊さず斟おごそりあるを、後世ハ至りても、已ガ家の氏をさへ、知人少くく、氏と云、べ、源藤の二氏の外ハ、おきをのやう、思ふめるハ至まり、況て下賤のものハ、氏よう別きたる、苗字と云るものをさへ、知らずありハをるハ、ひろうずロをしき業ぞろし、如此混ひ来りて、頽さ極て、是をときくしく、古ハ儀さむハ人カの及ぶ処ハあまりさるぞ、あまれハあり来しより、子孫胤断の法を促し家を継しめ、惣て血統の絶ゆるを、思をざる業なり。ぞろし

○軽太子、記傳ハ御名ハ係て

又爲木梨之、輕太子御名代、定二輕部一、

ハ、御子ノ命と申例まり、天武ノ巻ハ、草壁皇子命、高市皇子命ハどの如し、と云て、太子をミコノミコトと訓ハ、此太子ハ罪ひろて、流ハ、結草ハてハ、書ざるハ方の例まり、故ハ命字を省ひろ。○軽部ハ、御名ハ係ふ地名ハ多うハ、其部を置し地ハ加倍と云ひろ、記傳ハ大后の御郷、大和国城上郡の、忍坂ハ其郷まる忍坂部の人等の、刑部の職ハ、仕奉りしより、やがて其職名の字を、書まりつりと云、り、此説打聞ハ、理りぞろハ聞ゆれど、和名抄ハ載まら、刑部と云、る、九ノ十六ひろ、是も古名ハ忍坂部ハて、刑部の職ハて、住ける人の、住しより刑部と、書改メまりしと云ひろとも、誰りを証をむ、按ハ刑部をウタヘノツカサと云を、其一名ハて、古をオサカベと云ひろむ、故ハ大后の舊居の忍坂と、同詔まる名、備りて刑部とハ書キひろむ、猶考べし。○田井中比賣ハ、應神天皇の御孫此まる御名ハも由まりく、惣て詳まりずハ、御名ハ係て

又爲木梨之、輕太子御名代、定二河部一、

○恵賀長枝、諸スメラミコト陵式ヲ、在二河内一天皇御年、漆拾捌歳、御陵、在二河内国志紀郡一、兆域ノ東西三町、南北二町、陵戸一烟守戸四烟とあり、河内志ヲ、在二志紀郡一澤田村一と記せり、猶仲哀天皇ノ御陵ノ処、併テ見ルコト

○軽大郎女ハ、スメラミコトノ御同腹の御妹

天皇崩之後、定下木梨之軽太子、所上
之、恵賀長枝一也

○阿志比紀能ハ、記傳ヲ、知二日継一、未レ即二位之間一、姦二其伊呂妹一、
足引城之とあり、足ハ山の脚、引ハ長く引延たるを云、城とへ丸て、一構ある地を云と云り、此説ヲ従ふべし、谷川氏も既

軽大郎女而、歌曰、阿志比紀能、夜麻陀袁、豆久理、夜麻陀加美、斯多備袁和志勢、志多杼比爾、和賀那久
布伊毛袁、斯多那岐爾、和賀那久

ヲ然云り○夜麻陀袁、豆久理

都麻袁、許存許曽婆、夜須久波陀
ハ、山田を作りて○夜麻陀加

布禮、此者志良宜歌也

美ヘ、山高くまり○斯多備袁和志勢ハ、下樋を令レ走まり、播磨風土記、揖保郡出水里、條ヲ、二神相二競川一、妨二神欲一レ流二於北方一、越部村云々、作二容樋一、流二出於泉村之丑頭一とあり、地中を通ず下樋と云、和志勢ハ次句へ云る序く○志多杼比ヲハ、窖ヲ聘まるく○和賀登布伊毛袁ヘ、吾聘妹をまて、袁ヘ歎息の辞く○斯多那岐ヲハ、窖ヲ通ひて妻吾迩妻をまり、吾と云親まて云詞く○許存許曽婆の、許存ヘ、窖ヲと云意ヲて、俗ヲコッソリまど云、コソまり、宇治拾遺ヲ、蛇ヲお取ろとみるまて、ともまて、口を助辞く、又法師まをくまて、入来るほく、ヲ、日をいるまて云々、此外猶例あり、うく古言て、うく、れバ、窖ヲまをハみて、下の許曽へ辞まり、此存字ハ、記傳ヲ、記中ヲ例まれバ、ベ、布の誤りみて、許布まり、許布とヘ、今日まると云、まて云、る古おく、心得れ、其ヲ委ク九例ヲ云、るを對、見るべし、紀ヲも去ヲ邇去曽と、まるまて、誤らざるべき、いよいよ明まり○夜須久波陀布礼ハ、易く肌觸をまり、

此調ハ忘隠まどく、同格みて、四段言と云ふ活詰く○志良豆歌ハ、紀傳ふ、後舉歌の切めたる名ぐと云へり、尻上てよめへ、神樂哥の譜はあり

○佐々婆ホハ、マタ小竹葉みく○

又歌曰、佐佐婆爾、宇都夜阿良礼能ハ、打や霰之

宇都夜阿良礼能ハ、打や霰之

能、多志陀志登ハ、打負ふる如く、降来る霰の降を、霰打く云へるまで、万葉ホ例あり○多志陀志ホハ、打負ふる如く、雄略段ホ、多斯美陀氣、多斯の音の、タシくと聞ゆるを、其を惚々と續けて、タシくと聞ゆるを、其を惚々と續けて

爾波韋泥受ともあり○韋泥豆牟、能知波へ、率寝てむ後者く○比登波加由登母ハ、記傳ホ人ホ難ク夜ク議と云へり、按ホ良行の活詰を、夜行ホ轉ン云、ふへ、奈良ノ朝の通言みて、古ゝをさく聞とぎまぐまを、此記ホ愛ホ增て、如此あるへ、いとく不審あり、是ハ本、留とありまを後ホ由ホ改めてそふみへ、巧まぐまト、能々考ふべきまを

比登波加由登母

○宇流波斯登ハ、契冲ノ與ノ愛

宇流波斯登、佐泥斯、佐泥豆婆、加

ふて、愛き妹とりと云意こと云、

理許母能、美陀禮婆、美陀禮、佐泥斯、此者夷振之、上歌也

斯佐泥豆婆ハ、真寝ー真寝而者く○加理許母能ハ、刈薦之上歌也、按ホ此御歌ホ、夷てふまでハ巧らねど、神代紀ホ見たる、避奈佐比謎遇、以和多邇素と有哥を夷曲と名付、一部みーて、樂府みて歌ーホも、あるべー、上歌とハ、歌の別ーみまりて、云へるまるべー

○大前小前ハ、コヽヲ紀ホ物部ノ大前宿祢とあり、是ハ舊事紀ホよるホ、參入宿祢ノ子まーて、物部ノ大前宿祢連公、物部ノ小前宿祢連公とあり、おの兄弟二人

是以、百官及天下人等、背輕太子、而、歸穴穂御子、爾輕太子畏而、逃入大前小前、宿禰大臣之家而、備作兵器、爾時所作矢者、銅其箭之矢、謂輕箭也、此王子、所作兵器之矢者、即今

の名を、合せと時之矢者也、是
るゝ○箭之内謂穴穗箭也
ハ、記傳に内ノ字ハ前を、誤まるゝと云り○輕箭記傳に、鏃を鋼にするハ、此時新
に製らしめ給つる故に、如此名づくと云り○今時之矢者也ハ、記傳に常の鉄
鏃なるを云と云り○穴穗箭ハ常の
矢なれど、輕箭に對て、如此云るなり
○意冨麻幣ハ、大前なり○袁
於是、穴穗御子、興軍圍大前小前
麻幣須久泥賀
ハ、小前宿祢之
宿禰之家、爾到其門時、零大氷雨、
なり、按に大前
と小前と、二人
故歌曰、意冨麻幣、袁麻幣須久泥
して、太子を助
奉むと、せしな
賀、加那斗加宜、加久余理許泥、阿
るづし○加那
斗加宜ハ、金門
米多知夜末牟
陰なり○加久余理許泥ハ、圍寄來ねの略にて、來ねとハ、來まうしと願ふ詞ゝ、
是ハ軍士ども、圍ミまがら、氷雨を除くる処の、門陰に寄來よとゝ○阿米多知

夜末牟ハ、雨立止むなり、多知とハ、輕く添へたる詞にて、立重ね立別る、立たじむ
などの立なり、軍士ども、寄來まゝ、然する内にハ、氷雨ハ止むとなり、然ルに記傳に、
夜末牟の末ノ字、一本に米に、作まるに
よりて、云る説なれど、惣て聞ゑず
○擧手打膝の、
擧手ハ字の如
爾其、大前小前宿祢、擧手打膝、儛
し、打膝ハ、大神
宮儀式帳に、宇
訶那傳、自訶下三字以音
歌參來
都奈留比佐婆、宮毛止々侶尓とあり、扨擧手打膝ハ、興に乗り面白く樂き時に、
する業なり、然ルに社稷の御楯と、憑め給ひて、倚來坐せる太子の、危きを見奉り
ながら、ゑ就職まするも、太子の運命の、傾なるを量り悟りて、穴穗皇子に、媚詔
たる所為、卑劣とも不忠とも、譬べきそのなき、悪き業ゝと云づし○儛訶那傳
ハ、内宮年中行事歌に、美也比止乃、佐世留佐加支乎和礼左志天、与呂津与万天
仁、加奈天阿曽婆牟、木工權頭為忠家百首に、かへりとつ、庭火の前の、のなでは
そ、穴おもしろと、いふべかりけれなど、思ふに、訶那傳ハ袖をむ
るがつし、などして、儛状を云り○參來ハ、穴穗皇子の御許へ
○美夜比登能
ハ、宮人之なり、
其歌曰、美夜比登能、阿由比能、古

古語拾遺ニ、美夜比止乃、於保與曽許侶蔵比佐止保志云々

須受、淤知爾岐登、美夜比登登余牟、佐斗毘登母由米、此歌者宮人振也

宮人とハ、進仕の婦女を云り、天武紀ニ婦女者無問有夫無夫、及長幼、欲進仕者聴矣、其考選准宮人之例とあり、無夫の夫ハ夫の誤なり、武烈紀ニ、常與宮人沈湎于酒、天智紀ニ、有宮人生男女者四人、中務式の宮人の古注ニ、訓曰比賣刀祢とあり、雄略段の大御歌ニ、大宮人とよミ給へるも、宮中の官女を云り、かく注ふ由ハ、中昔より今世ニ至るまで、官人とハ、公卿又神社ニ侍る人を、惣て云る称と思ひ誤まり、万葉ニ見えたる大宮人も、其意以て見るべし○阿由比能古須受ハ、脚帶之小鈴なり、万葉十一ニ、朝戸出、公足結乎、潤露原、按ニ阿由比ハ、足ニ纏たる行縢の如きものと見ゆ、其レニ婦人ハ、鈴を著しなり○淤知爾岐登ハ、落ニきとての意也○美夜比登登余牟ハ、宮人響むし○佐斗毘登母由米ハ、里人も禁止なり、此由米を、万葉ニハ勤謹など書り、驚たる詞ニて、一首の意ハ、譬ハ小鈴が落たりと云て、宮人乃里人も、立騒ぐハ、甚周章たる業之として、其を禁めたるに、其ハ太子の、御罪の浅くうなるを、小鈴ニ等しとなり○宮人振ハ、哥ノ首の詞をとれり、県々振と云ラ皆之なり○伊呂兄王ハ、軽太子也○無及兵ハ、記傳の一説ニ従ふ○阿麻陀弁ハ天飛の轉ニて、雁と云意ニ係ける枕詞なり、万葉十ニ、天飛也、鴈之翅とあり○加流乃袁登賣ハ、軽之嬢女ニて、軽大郎女を申す○伊多那加婆ハ、痛泣者なり○比登斯理奴倍志ハ、人知べしなり○波佐能夜麻能ハ、履中紀ニ、羽田之汝妹者、羽狭丹葬立往とあり、羽狭ハ、大和志ニ、羽狭山在吉野郡北ノ荘、馬佐村上方、

如此歌、參歸白之、我天皇之御子、於伊呂兄王、無及兵、若及兵者、必人咲、僕捕以貢進、爾解兵退坐、故大前小前宿禰、捕其輕太子、率參出以貢進、其太子、被捕歌曰、阿麻陀牟、加流乃袁登賣、伊多那加婆、比登斯理奴倍志、波佐能夜麻能、波斗能斯多那岐爾、那久

と記せり○波斗能ハ鳩之音なり、能ハ那久ハ、鼓泣ヨ泣ヨて、人ヨちまぢ泣ヨを、斯多泣と云、り、記傳ヨ那久ハ、那氣と有べきなく、と云、るハ然ルなし、上ヨ人知ぬづーとあるヨ、我合ざれバしく○志多々ヨ母ハ、窓々ヨもヨ

又歌曰、阿麻陀牟、加流表登賣、志風俗筑波山ヨ、

多多爾母、余理泥豆登冨禮、加流太加已毛加与不名、之太仁加与戸、和加川末波之太仁を我

伊余湯也

妻ハ容ゐく○余理泥豆登冨礼ハ、憑寝て通まし、通まとハ、道行多ヨあらず、其多の遂くるを云、記傳ヨ泥ハ那延の切ヨて、偃届ゐて行と云るし、と云、るハ非事なり、那延の切と云、るハ、反切の格ヨなり○加流表登賣将母ハ、軽嬢女等ゐ○伊余湯ハ、和名抄ヨ、伊豫国郡名、温泉ハ湯と注り、式ヨ同郡湯神社も有り、今も道後の湯と云て、名高し○流ハ字の如くよむづー、上巻ヨ入葦舟而流去、古今集ヨ、隠岐の国ヨ、ちグさまる。時云々、源氏須磨ヨ、罪ヨあらりて、まグまれお

○古事記標注下巻之上

まし方ハナナ
より勝るづー

亦将流之時歌曰、阿麻登夫、登理母都加比曽、多豆賀泥能、岐許延

○阿麻登夫ハ、天飛なり○登理母都加比曽ハ、鳥も使ぞゐく、万葉十一ヨ、男為鳥従是飛度妹使○多豆賀泥能ハ、鶴之音のく、万同十三ヨ、鳥之音ハよめり、雁之音ハ聞時者なり○和賀那斗波佐泥ハ、吾名ぞと云、鶴も、使のぼときそのまれべ、彼方の上を飛行く時ハ、吾名をも問給へと、雅く

牟登岐波、和賀那斗波佐泥、此三振也

○可母我鳴乃と有り、鴨之音なり、○岐許延牟登岐波ハ、常ヨ云ごとく○岐許延牟登岐波ハ、将所為ヨ、一首の意を、空飛ヨ、二度延たるなり、

上の例ヨ、准、てなるづー

○又歌曰ハ、太子のく○意冨

又歌曰、意冨岐美表、斯麻爾波夫

岐美袁ハ、大君ヲ
をもり、叛此記
の傳、みてハ、太ゾ
子御自を、大君タ
と詔、まど、御歌タ
のおもむきを
思ふみ、流まメ
ふハ、軽之大
郎女もて、即大郎女を、大君とよろ
妹、軽ノ大娘皇女、因以推問焉、辭既實也、太子ハ是為二儲君一不得罪則、流二軽大娘皇女於
伊豫一、是時太子歌之曰云々、とある傳を正一うむ、うー是べ、此記の方ハ誤て、
傳たるまづー○斯麻尓波夫良婆ハ、嶋ヨ放者ノ○布那阿麻理、菜ヨ阿麻理
ハ、後ヨ波行の濁音ヨ轉ーて、アバリと云ふを、古言ヨもアマリと云ふむ、叛ア
バリとた、アバレアバルこと、四段言より二段言ヨ轉るハ例ノ、其アバル、と
ハ、西国ヨてハ、物狂をー荒ぶる状を云り、古事談一ヨ、或ハ圓座トリテ、奔走
シアバレタリケル、五代帝王物語ヨ、人々心を尽ーて、思ひあをまたる、ありさ
ま云々、猶例多ー、是ハ雅俗ヨうよりて、發字をアバクとよりるも、詰原ハおお
ドうるべー、こうまた、船ヨ乗むとまる時ヨ、アバリて道ノ邊より來まと、云意ヨて

其を綱アマリと云、ろあるづー、是を記傳ヨ拠給りて、人多く船ヨ満盛ぬまへバ、
得乗らで四ノ方ノ邊ヨ留ル意と、云まとく人の餘をバ、人アマリと社云め、いひて船アマリ
といはむ○伊賀幣理許牟叙ハ、還來むとものその意ありて、伊ハ發語あるべー○
和賀多々弥由米ハ、吾曇譴ありて、共ヨ寝ぬー曇を、ふづうー
うつり來坐とく、由來とハ必違ふ事勿まと、云意ある、を、世の注者ども、此句を
解ずうねて旅行ヨハ、曇を大事ヨまるふどの説ハ、論ノみたらず○許登袁許曽ハ、
言をはやみて、袁を後世ヨハ、尓と云り、上ヨも逢ふや少女ヨ、道問へバと云つべ
きを、阿布夜袁登賣袁美知斗問婆とあるを、將言あり○和賀都麻波由米ハ、吾妻ハ謎ありて、許ヨまそ曇ヨ
ふまつり、吾妻必とこう意ありて、還來ぬふ事ありまと、東子て詔り、叛此
御歌を、太子の流さまふ、ようくぬうりと見てハ、聞をず○夷振之片下の夷
振ハ、上ヨ注り、片下ハ記傳ヨ、上の尻上哥、上哥、上哥、上哥ヨとの哥を、片哥と云ふ如
も下も、歌ふ音振を以て云ふ、片とハ三句ノ哥を、
く、本ヨまま、末ヨまれ、片を下ーて、うたふ
○那都久佐能ハ、夏草之ノ、其衣通王、獻ル歌其歌曰、那都久佐
叛是より以下も、御哥の意ヨ、能、阿比泥能、波麻能、加岐賀比爾、

此記の傳ふる辭
つゝり○阿比泥 阿斯布麻須那、阿加斯豆、杼冨禮
能波麻能ハ、地名ゝ又草の萎て伏しをゝり○加岐賀比尓ハ、蛸月ゝあり、枝ゝ比ハ良の誤ゝり○阿斯布麻須那ゝ、足踏
ゝの延語ゝ、万葉十四ゝ、可里婆祢尓、安思布麻之牟奈とゝり○阿加斯豆杼
旨礼ハ、明〳〵て通ゝり、其ゝ草ゝ中の設をよく〳〵見給て、足を害ひ給ハゝとゝし
○不堪戀慕而 故後亦、不レ堪戀慕而、追往時歌曰、
ゝ、記傳ゝオモ
ヒカ子テ、とよめきど、字の如くよむべ〳〵、是ハ常ゝ思ふゝ 岐美賀由久、那賀久那理奴、夜麻多豆能、牟加閇袁、由加牟、麻都
堪ず、聞ゝ堪ずと云て、堪ず忍ふ、堪ず聞く詩ハ、言の格いうゝぞや、聞やゝ 爾波、麻多士
花乃、女郎花、不堪情、尚戀ニ家里、とあり○氣那賀久那理奴ハ、時日の永ふるゝ
通王のし○岐美賀由岐ハ、君之行ゝあり○氣那賀久那理奴ハ、時日の永ふるゝ 是今造木者也
て、日數の重ふるを云、此氣ゝ日と云ゝ當ゝ、古言ゝて、其をいうゝ義ゝし、

知難けれど、万葉ゝ、奈我伎氣とも、氣ゝ息ゝ我伎とも云ゝり、永日又日永きと云ふゝ
おもゝ、故ゝ朝ゝ尓食ゝ尓ハ、朝毎ゝ日毎ゝ日々ゝ
ゝゝて、此尓此尓とも云ゝり、月ゝ二點ゝ尓異尓ハ、日々
此外時ゝ氣ゝ、年ゝ氣ゝと云ゝる例ゝし、其ゝ時毎ゝ、日毎ゝ、年毎ゝ、日毎ゝとハ、
云ゝべき理ゝあきゝゐゝを推つゞし、古今ゝ、
ゝも、朝ゝ日ゝゝ轉ゝり、此外あさゝゆふゝ
ゝ久ゝゝの轉ゝり、是らハ物ゝあらぶ人の、心得おく〳〵べきゝぞ、然ゝ記傳ゝ、氣ゝハ來
經の切ゝと云ゝるハ、いまゝき辭説ゝそ
聲の上ゝもあきゝゝし○夜麻多豆能ハ、山釼之ゝり、和名抄ゝ、鎗、廣及ゝ斧也、多都
岐と注せゝり、太神宮儀式帳ゝ、立削立義釼ゝあゝ、岐ハ斧釼ゝあゝのキ〳〵、月清
集ゝ、年經ゝ、捨ゝのそゝの、さびしきゝ、たつぎの音の、はゝのゝあゝ哉、叙斧
加閇と、云ゝ、係ゝる意ハ、釼以て、大木を削るゝハ、二人〳〵て相向ひて、割ゝもの〳〵、
故ゝ枕詞とせゝり、諸説失ゝり○卒加閇袁、由加牟の袁ハ、ニゝ通ふ古言の據ゝ
て、迎ゝ、將行し○麻都尓波麻多士も、待ゝハ不レ待ゝて、待ゝ堪ゝ忍ゝをゝず〳〵し、万葉
ニゝ、磐ノ姫皇后、思天皇御作歌ゝ〳〵て、君之行、氣長成奴、山多都祢、迎加將行、待爾
可將待と、辭を換て載せゝり、但し補ゝ字を、ノの古音以て書ゝり○造木の造字ハ、
記傳ゝ建の誤りと云ゝり○追到 故追到之時、待懷而歌曰、許母理

ハ、大郎女のこ
○歌曰ハ、太子
久能、波都世能、夜麻能、意冨袁爾
のこ○許母理
久能ハ、万葉一
波、波多波理陀弖、佐袁袁爾波、波
に、隠国乃とあ
り、是正字にて
多波理陀弖、意冨袁爾斯、那加佐
枕詞こ○波都
世能夜麻能ハ、
陀賣流、淤母比豆麻阿波禮
長谷ノ山之にて、大和国城上郡の地名こ○意冨袁爾波ハ、大丘にハあり○波多
波理陀弖ハ、幡張立あり、幡を立るハ卜たる処の印にて、此に張とも詔るハ、
他に譲らじと、受ばり給へる意を、含めたり○佐袁々爾波ハ、真小丘にハこ、叔
此に大丘小丘と、並たるハ、次ノ句を云起さむための序にて、甚巧ミあり○意冨
袁爾斯ハ、上の大丘より云、轉して、此ハ凡男にしと詔り、凡男とハ、凡うとの意
にて、秀たるにもあらずと、御自を指し、謙給へり、爾斯の爾ハ、ヲに通はし云る
古言の一格あり、万葉二に、古を戀ちむ鳥ハ、と云べきを、古爾戀良武鳥者とあ
り、此例多し、斯ハ助辞あり○那加佐陀賣流ハ、汝之所定にて、美麗もあらぬ苦
を、汝之夫に定めるとこ、此加字ハ濁音によむべし、神武段にも、和加佐祁流斗
米ともあり、此外猶あり○淤母比豆麻ハ、思妻あり○阿波礼ハ歎息の辞こ、武

烈紀に、喩倶謀柯导比謎、阿婆例とあり、以上の意ハ、此方彼方に、心を配り、他に
譲らじ失はじと、構へる吾を、大方の列ありとも思しとうぞして、夫に定め給
へる、御心のまゝあさハ、吾思妻に坐りと、詔る詞のつ
づき愛とく、心あるまこ、是迄を一首の意に見るべし
○都久由美能
ハ、槻弓之にて、
都久由美能、許夜流許夜理母、阿
槻ノ木にて、作た
る弓こ○許夜
豆佐由美、多弖理多弖理母、能知
流許夜理母ハ、
記傳に、伏る伏
母、登理美流、意母比豆麻、阿波禮
りもこと云り○阿豆佐由美ハ、梓弓あり○多弖理多弖理母ハ、立り立りもこ、
是ハ女王を、弓に譬へ給へるにて、寝給へるも、起給へるも、御手を放ち給はずと
あり、上の理ノ字ハ契冲ゞ流の誤にやと云り○能知母登理美流ハ、後も取見る
にて、別しても又見給ふとあり、母ノ字に眼を着て、伏立りの意を悟るべし、諸注誤
まり○波都勢
能賀波能ハ、長
谷ノ川之あり○
又歌曰、許母理久能、波都勢能賀
賀美都勢尓ハ、
波能、賀美都勢爾、伊久比袁宇知、

上津瀬みし○

伊久比表宇知ハ、幷我を打し○斯毛都勢尓

比爾波、加賀美

ハ、下津瀬みおり○麻久比表

波、麻多麻袁

宇知ハ、真我を打し○加賀美

賀母布伊毛、加賀美那須、阿賀母

表加氣ハ、鏡を掛り○麻多

布都麻、阿理登伊波婆許曽爾、伊

麻表加氣ハ、真玉を掛し、以上

幣爾母、由加米、久爾表母、斯怒波

次ノ句を、起す序メり○麻多麻

米

那須ハ、如二真玉一り○阿賀母布伊毛ハ、吾思妹く○加賀美那須ハ、如レ鏡し○阿賀母布都麻ハ、吾思妻り、是ハ鏡のおと〳〵朗く、玉の如く麗く、思ふとふり○阿理登伊波婆許曽尓も、在りと云ノ者まそて、女王の京ゝ在と云ゝ、おそと合こて見るづ〳〵、社の下ゝ、尓と加以云、るゝ、仁徳ノ段ゝ、麻許曽迩とあり○伊幣尓母由

加米ハ、家ゝも将行り○久尓表母斯怒波米ハ、国をも将偲ふて、国とハ京を指せり、御哥の意ハ、女王の令配所ゝ坐まゝ、其家ゝ行るもり、其国をも偲ひ給ふ〳〵ハり〳〵、万葉十三ゝ、此御歌の末を易て載せ、反歌二首添り、何ゝも開をらず

○自死ハ縊死ゐんむ、按ゝ

如此歌、即共自死、故此二歌者、讀

此太子の御墓ハ、河内国古市郡、軽墓村ゝ在りて、此太子の御墓と、古老傳、云り、世ゝ王事ゝ死をゝ、やむごとなき人をり、其地ゝ葬るを、況ンて罪ありて、配所ゝ〳〵て薨給ふゝ〳〵を、河内国ゝ辺葬むゝ、再按ゝ軽墓村ゝ古陵ハ、兆域東西凡二町餘、南北一町餘も、ありづ〳〵、見ゑて、其高大ありハ、帝陵ゝも、をさ〳〵劣らず見ゑ給ひ、是ゝ疑ひあるまじ、後人よく考てよ○讀歌ノ、記傳ゝ樂府みて、歌もずゝ〳〵て、直誦ゝ讀擧ゝ如、唱、たる名ありづ〳〵と云り、猶考づ〳〵

○穴穂御子ハ、後ゝ安康と諡奉りり、御子ハ、命とありづ〳〵

下也、天皇爲二伊呂弟一、大長谷王子

○宍穗宮ハ、大和志ニ、在山邊郡田村と、記せり○坂本臣ハ、和泉国和泉郡、坂本郷より出たる姓にて、孝元ノ段に注せり○大日下王ハ、仁德天皇の御子之○若日下王も、御兄に對たる御名

而、坂本臣等之祖、根臣遣大日下王之許、令詔者、汝命之妹、若日下王、欲婚大長谷王子、故可貢

○四拝ハ、字の如し古礼あり○其思无礼の、其ノ字ハ無礼を指せり○礼物ハ、礼代にて幣物之○押木之玉縵の、押木詳ならず、大神宮式に、妻塞ノ押木

爾大日下王、四拜白之、若疑有如此大命故、不出外以置也、是恐、隨大命奉進、然言以白事、其思无禮、即爲其妹之禮物、令持押木之玉縵而、貢獻、根臣即、盜取其禮物之

打鋪十二口、古注に径各一寸五分、とあれど、是亦いかなる物ならむ、知がたし、縵ハ髪の鎊にて、玉を以て粧たるものなるべし○讒ハ横しく、應神紀に、讒言とあり○己妹乎の乎も、歎息の辞にて例多し○下席とハ、女ハ下に敷ク故に云り、こゝる言ハ、其時の諺に云ひしと察也○長田大郎女ハ、履中天皇の御女之○神牀ハ、齋清まりて神を祭る処之、うゝる処に、晝寝坐しハ、甚あるまじき

玉縵、讒大日下王曰、大日下王者、不受勅命、曰己妹乎爲等族之下席而、取横刀之手上、而怒歟、故天皇大怒、殺大日下王而、取持來其王之嫡妻、長田大郎女、爲皇后

自此以後、天皇坐神牀而、晝寝、爾語其后曰、汝有所思乎、答曰被天皇之敦澤、何有所思、於是其大后

御所為ありと、云フづ〜○目弱王ハ大日下王の御子なり、名義ハ和名抄、亀貝ノ類ニ、石炎螺ト万与和とあり、是らに由ける、御名ゟ○還為ハ報イ復スさゝなり、此為字の用ヒ法ザ、いふじなれど、如此よまざまむ衍まり○都夫良意冨美ハ、履中紀ニ、圓大使主ニ作り、圓此ヲ云ニ豆夫羅

之先子、目弱王、是年七歳、是王當于其時而、遊其殿下、爾天皇不知其少王、遊殿下以、詔大后言、吾恒有所思、何者、汝之子、目弱王、成人之時、知吾殺其父王者、還為有邪心乎、於是所遊其殿下、目弱王、聞取此言、便竊伺天皇之、御寢、取其傍大刀、乃打斬其天皇之頸、逃入都夫良意冨美之家也、天皇御年

と訓注あり、雄略紀ニ、葛城圓大臣と、記せり○菅原之伏見岡、此地の事、垂仁段ニ注ヒつ、諸陵式ニ、菅原伏見西陵云々、在大和国添下郡、兆域東西二町、南北三町、守戸三烟、大和志ニ、在寶來冢邑と記し、陵墓一隅抄ニ、字保天堂と云よし云、り○童男ハ、中巻倭建命処ニ注、り○亦到其兄の其も、白日子王を指せり○小治田ハ、大和国高市郡の地名く○待戰ハ、都夫良意美のなり○如葦來散ハ、射つ

伍拾陸歳、御陵在菅原之伏見岡也

爾大長谷王子、當時童男、即聞此事以、慷慨忿怒、乃到其兄黒日子王之許、曰人取天皇、為那何、然其黒日子王、不驚而、有怠緩之心、於是大長谷王、詈其兄、言一為天皇一為兄弟、何無恃心、聞殺其兄、不

る矢の繁きハ、葦の立並たるが如しとし、延佳及記傳等ハ、葦花の散ルニ、見たる説ハ非ず、欽明紀ニ、發箭如雨とあるも、雨ノ足ニ譬たるなり、万葉二ニ、箭繁計久、大雪乃乱而來礼とある、大雪ハ乱の枕詞にて、矢を雪ニ譬たるにハあらず、來散とハ御方の前ニ、矢の來

驚而怠乎、即握其衿、控出拔刀打殺、亦到其兄、白日子王而、告狀如前緩亦、如黒日子王、即握其衿以、引率來、到小治田、掘穴而隨立埋者、至埋腰時、兩目走拔而死、亦興軍圍都夫良意美之家、爾興軍待戰、射出之矢如葦來散、於是大長谷王、以矛爲杖、臨其内、詔我所相言之、孃子者、若有此家乎、爾都夫

散るを云フ○所相言ハ、前ニ契リ給つるを云フ○八度拝ハ、弥度にて、數度拝む意なり、上ニ四拝ともなり○訶良比賣ハ、雄略紀ニ、臣女韓媛とあり○侍ハ御前ニ、侍しめむの意ニ○屯宅ハ、既ニ注ヘり○苑人ハ、記傳ニ御苑ニ役なるし民ニと云ヘり、職員令園池司ニ、園戸と

良意美、聞此詔命、自參出、解所佩兵而、八度拝白者、先日所問賜之女子、訶良比賣者侍、亦副五處之屯宅以、獻所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也然其正身、所以不參向者、自往古、至今時、聞臣連隱於王宮、未聞王子隱於臣之家、是以思、賤奴意冨美者、雖竭力戰、更無可勝、然恃已入坐于隨家、之王子者死而不棄、如

云ひたり是ハ、和名抄大和国忍海郡に、園人郷あり○其正身所以不参向者の正身ハ、訶良比賣を指す、扨此下に参來ざる故の、文あるべきに其落たりと見ゆまど、熟思ふに王に頼まれ敵奉まゝだ、已死て後に進らむの、意を含め、素より落たるにハあらず、是古文の妙ある処ぞ○臣連ハ親く仕奉る、群卿と云ハむりずとし、書紀に百官臣連云々、臣連伴造あど云り○隨家の隨ノ字ハ、縣居翁が賤の誤りありと云り、按に前に大前小前の事を、此に對見るに、圓大臣ハ、人道を知まりと云べし、此時大長谷王ハ、等しまゝの皇子の列にし坐れバ、別て從奉るべき理りあし、一度頼まれ奉りてハ死ても心を変ざるしハ、西戎人も見危授命と云り、何なゆゝし

此白而、亦取其兵、還入以戰、爾力窮矢盡、白其王子、僕者手悉傷矢亦盡、今不得戰如何、其王子答詔然者、更無可爲、今殺吾、故以刀刺殺其王子、乃切已頸以死也

自茲以後、淡海之佐佐紀山君之祖、名韓帒白淡海之久多此二字以音

きりも○佐々紀山君ハ、孝元天皇ノ皇子、大彦命の後あるを、孝元紀及姓氏録に見ゆまり、式に近江国、蒲生郡沙々貴山神社、續紀十五に、蒲生郡大領正八位上、佐々貴山君親人、とあるを始め、此氏人史に往々見ゆたり○韓帒名義考あし、猶顕宗ノ段に見ゆたり○久多綿詳ありず、紀に來田綿に作り、播磨風土記に、摧綿野に作まり、こゝまむ、此の久多ハクダと濁音によむべし、仁德ノ段に涙を那美多、應神ノ段に、品陀を本牟多と書ける例あまバ之○蚊屋野詳ありず、若ハ萱野か、上に引ける播磨風土記に、摧綿野とあるを、對見るべし○荻記傳に、スヽキと訓めるに從ふ、神功紀に、幡荻穗出吾也とあり○市地之忍齒王ハ、上に見ゆたり○未日出之

綿之、蚊屋野、多在猪鹿、其立足者如荻原、指擧角者如枯樹、此時相率市邊之、忍齒王、幸行淡海、到其野者、各異作假宮而宿

爾明旦、未日出之時、忍齒王以平

時、記傳に時ハ刀尓と訓づし、

心、隨乘御馬、到立大長谷王假宮

繼體紀に、于魔伊祢矢度伽、万葉十に、夜之不深刀尓などあり、と云り、猶細注に云る說ハ非し、時にの略と見るべし○

之傍而、詔其大長谷王之御伴人、

未寤坐、早可白也、夜既曙訖可幸

獵庭、乃進馬出行、爾侍其大長谷

王之御所、人等白宇多弖物云王

平心を、延佳ゲシヅカナル、ミココロと訓めまど、平ハ平生の意なれバ、ツ子とよむべし、然ルに記傳に、以平心をナニノ

子宇多氏三字以音

故、應愼、亦宜堅御身、

即衣中服甲、取佩弓矢、乘馬出行、

倏忽之間、自馬往雙、拔矢射落其

忍齒王、乃亦切其身、入於馬楯、與

ミコヽロモナクと、訓るハ非し、

土等埋

し、若然よまむにハ、無何心とあるべき例し○未寤坐ハ、舊訓に從ふ○宇多弖ハ記傳に、本より有るの、愈進て殊に甚しくなるを、云ヲ言しと云り、俗に云ヒ過したる云ヒ狀なりと、云ハむが如し○愼ハ新韻集に、イマシムと注せるに、從ひてよミつ○倏忽之間の倏字ハ、儵の畧し、此倏忽を記傳に、タチマチとよミ、神武ノ段にハ、ニハカとよめるに、何まも此所にハ、然れよミがたし、神武紀に、儵忽之間をアカラサマとよミ、雄畧紀に、取急をよミ、白氏文集廿四に、偷間をよめり、谷川氏の說に明る狹間の義、日光のちらと指出たる、物の狹間などに、よそつていへるなるべしと云り、猶神武ノ段に注ヒつ○往雙ハ、字の如し、雙ハ並ヒての延語にて、御馬を乘並べて○與土等ハ、墓を築ク事をせず、平地と等しく、埋しとなるべし

○意祁王、袁祁王名義考なし、

於是、市邊王之、王子等、意祁王、袁

紀に億計尊、弘計尊に作まり、

祁王二柱聞此亂而逃去、故到山代

此意祁を延佳本に意冨祁に

苅羽井、食御粮之時、面黥老人來、

作まるへ、小に對して大あらむ奪其粮、爾其二王、言不惜粮然、汝と、思ひ改メたる本あどありて、者誰人、答曰我者山代之、猪甘也、其に因まるならめど、諸本意故逃渡玖須婆之河、至針間國、入祁とあるに從ふ、扨意と表れ其國人、名志自牟之家、隱身役於後世におこ音の軽重も乱つ馬甘牛甘也

また、上代ハ炳く呼分て、聊も混つるゆへなりしをや○苅羽井ハ、式に山城国綴喜郡、樺井月神社なり、垂仁紀に、山背苅幡戸辺と云もなり、是ハ相樂郡なれど、相並たる郡なれば、同地ゟ考べし○面黥、字書に黥ハ黒刑在面、すゝ墨黥以墨涅其面とあり、面を刻みて墨を捺ス、履中紀に、免死科墨即日黥とあり○猪甘ハ、猪を養ふをめし、猪ハ豚にて、上代より食料に養ひしハ常なり、續紀十一に、和買畿内百姓、畜猪四十頭、放於山野、令遂性命と見ゆ、祈年祭詞に、白馬白猪白鶏、種々色物乎備奉ゑとあり、是ハ古語拾遺に、御年神の御怒りを、解ゞために供し由を記せり、馬ハ乘るとめ、鶏ハ時を告しむるとめ、猪ハ食ふためし、儀式の祈年祭儀に、京職貢白鶏一雙、近江国豚一頭、などあるつし○玖須婆ハ和名抄、河内国交野郡、葛葉郷あり、委ハ崇神段に注せり○志自牟ハ地名にて、和名抄に播磨国美嚢郡、志深之々美と注し、顕宗紀に、縮見山などあり、此に人名に傳たるハ、今も地名を人名の字のやう、呼ならつるにおなじ、播磨風土記に、此件の古事を傳へたる処にハ、志深村首伊等尾之家所役とあり○馬甘牛甘ハ、馬養牛養之

古事記標注下卷之上 終

敦田年標注

古事記標註

卷之下

東京圖書館

和書門	日史類	一三九一函	二一〇架	三八號	七冊

129 7 22

古事記標注下巻之下

敷田年治謹注

○大長谷若建命ハ、後ニ雄略と謚奉ヲ○長谷ハ和名抄ニ大和国城上郡、郷名長谷、波都勢と注せり、長谷と書々ハ、地理ニ因まる字なるべし

大長谷、若建命、坐長谷朝倉宮、治天下也、天皇娶大日下王之妹、若日下部王、无子又娶都夫良意冨美之女、韓比賣、生御子、白髪命、次妹若帯比賣命二柱

○朝倉宮ハ、姓氏録、秦忌寸條ニ云々、構ヘ八丈大藏於宮側、納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員とあり、朝ハ称、名之○大日下王ハ上ニ出○若日下部王も上ニ出○白髪命ハ、清寧紀ニ、天皇生而白髪とあまバ、即御名ニ負奉まり○若帯比賣命、名義字の如く称、たる御名之

○白髪部、継體紀に、白髪天皇無嗣云々、安置三種白髪部と

故爲白髪太子之御名代、定白髪部、又定長谷部舍人、又定河瀬舍人也

ありて、清寧紀に、遣大伴室屋大連於諸国、置白髪部舍人、白髪部膳夫、白髪部鞦負、冀垂遺跡令觀於後とあるを云フ○長谷部舍人ハ、此天皇の御名代なり、諸国に谷部と云る地名多こり、即和銅の格によりて、長谷部を畧し、二字に定めたるこ舍人ハ近仕奉るものを云て、名義ハ應神段に注り○河瀬舍人ハ、紀に近江国、栗太郡言白鸕鷀、居于谷上濱、因詔置川瀬舍人とあり魚鳥を捕るものを掌る名なるべし、後に川瀬舍人造と云る、姓とまれり

○呉原ハ、紀に安置呉人於檜隈野、因名呉原とあり、檜隈も

此時、呉人參渡來、其呉人安置於呉原、故號其地、謂呉原也

大和国高市郡の地名にて、大和志に同郡に栗原村あり、呉原の轉なるべし

○大后ハ、若日下部王なり○日下ハ、河内国河内郡にて、河内志に日下村あり、此地紀及万葉にハ、草香と書たり、是を日下と書たるハ、欽明天皇、敏達天皇の、御代の程よりや、書初たむ、然思ふ故ハ、欽明天皇の金刺宮、敏達天皇の幸玉宮ハ、共に大和国城上郡に在り、

初大后、坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内、爾登山上、望國内者、有上堅魚、作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者、誰家、答白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎已家、似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家之時、其大縣主、懼畏稽首白、奴有者、隨奴不覺而、過作甚畏

○古事記標注下巻之下

こゝまバ彼大宮所より、草香ハ久日の下ゝ當ゝる。由ゑ、日下てふを作ゝ當ゝたる。
ゝや、猶よく考べし。○日下之直越道ハ、今難波より奈良ゝ通ふ、暗峠ゝて、日下
ハ十五町許、其北方ゝあるほど、上代も此邊まで、廣く草香と云しゝむ、万葉ハゝ、打
靡草香乃山乎、暮晩尓、吾越來者と有り、大和より眞西を越る由ゑ直越道とハ
云、り○堅魚も、カタクチヲの切りもの、高橋氏文ゝ、磐鹿六獦命、以二角弭之弓一、即著二弭
而出、忽獲二數隻一仍曰二須魚一、此今諺曰二堅魚一とあり、此魚牛角あどゝて釣り、甚頑ゝ
る魚ものとぞ、然ルゝ今乾堅めたるを見て、堅奥と書ものを、正字と思ふめり。
て非もの、扱屋、上ゝ堅魚木と云、るゝ、儀式及太神宮儀式帳等ゝ見ゑ、既ゝ此ゝも
略キて、堅魚と見ゑたる。ハ、借字ゝ正字ゝ、是を揀ゝ上ゝる由も、惣て考へえず、或説ゝ
堅魚節の、形ありと云、るハ俗意ゝ、上代ハ天皇の御殿と、神の御殿の外ハ、上ゝざ
ゝー御定ありしも、思ふべし。○志幾之大縣主の、志幾ハ河内国の郡名志紀ゝ、
大縣主ハ、大国造、大宿祢の例ゝて、尋常の縣主より、殊ゝ功績ありてもありけむ、
由ゑふくゝて、大某とハ云、ゝき例もの、姓氏録河内国神別ゝ、大縣主、天津彦根
命之後也、同和泉国神別ゝ、志貴縣主、饒速日命七世孫、大賣布命之後也、同河内
国皇別ゝ、志紀縣主、神八井耳命之後也とあり、三代實録ゝ、河内国志紀郡ノ人、
志紀縣主員成云々、賜二姓宿祢一、即改二本居一、隷二左京職一、神八井耳命之後とあり、かゝ
まバ、此ゝ見ゑたる。大縣主ハ、何まの流ものむ、式ゝ同国同郡、志貴縣主神社と
も有り、是も知がたし。○磐首白ハ、上巻火照命惚苦ゝ処ゝも見ゑたり、火ゝ

能美之御幣物しも有り、肥前風土記、能美郡條ゝ、大白等三人叩頭陳二己カ罪過一云
々、崇神紀ゝ叩頭此云二廼儛一とあるハ用言ゝ○隨奴ハ、天皇を神隨と申ゝおゝ
じ、奴とハ天皇ゝ對、奉りて、臣
と云ゝるゝく、奴ノ字ゝ拘らず

○能美之御幣物ハ、磐首之禮

故獻二能美之御幣物一、能美ニ音以レ音布繫二
白犬一、著レ鈴而、已族名、謂二腰佩人一、令二
犬令レ詔、是物者、今日得レ道之奇物、
故都摩杼比此四字以レ音之物云而、賜
入レ也

ヨ飛走ル多ノ叶モヌ状ヨ為ー〻ル、如此ー〻テ獻リー〻ル名ヲ、ツラ〳〵思ヨヨ、大縣主、已ノ罪ヲ贖ハムトシテ、自ヲ犬ヨ比シ、其ヲ神代紀ヨ、火酢芹命、罪ヨ伏ス時ヨ、吾子孫八十連属、恒ニ當レ為ニ狗人一請辰之ニトアル、古例ヲ引出テノト見ヤ、又布繫トハ、神功紀ヨ、新羅ノ王ノ降リノ時、素組以面縛トアリ、白犬ハ白蔑ノ例ヨ、シロイヌトヨムベー、降伏ノ時ハ、白色ヲ用ユル也ケム、犬ヲモ白キヲ撰ムー〻ル、然ヨヨ記傳ヨ、此義ヲ解キ洩ラセルヲ、其意ヒ得ザラーヨ、ヨソ打ノ多メ〇著鈴ハ餝リヨテ、今モ為ル多アリ〇族是ヲ、ウガラト云ヘル多モ、隣ノ畧ヨテ、カラヲ友ガラ、兄弟ヨドノカラアレバ、内族ヨテ、親族ヲ云、即親族ヲー〻テ、縄ヲ執ラーテ、ヨマヒ入リ坐ザセバ、犬モ大縣主ノ代リヨル多、彌明ケーヨシ、此時天皇未タ入坐ズ、外ヨ坐テノ多ヨアル故ヨ、内ヨ入ラズ意ヨモ打ノベート云ヘリ〇奇物ハ、神功紀ヨ、希見此云梅豆邏志ト有、字ハ異ヨアレド同義ヨテ、愛ラートヘ〇部麻狩比之物ハ、妻婢ノ礼物ヘ、奴娉物ヨ賜リ物ヨ於ヨアレド、犬ヲーモ贈リ給ヘルハ、いうヨヨトヨ、伏罪ノ贖物ヲ獲給ヘルヲ、祥ヲーヘク思ホシテ祝ヒテ賜ヘルヲ、

〇令奏ハ、天皇未タ入リ坐ザセバ、

於レ是、若日下部王、令レ奏二天皇一、背レ

人ヲーテ奏ーイデマスメヨ給ヘヨ、故レ令ト

幸行之事甚恐、故已直參上而、仕

奉、是以還レ上坐二於宮一之時、行二立其

大和ヨリ、河内ヨ幸ーシ給ヘヨ、ヨハ、日ヲ背ヨーシ給ヘヨヘ、ソムクト八、背向ヨテ、背ヲ日ヨ向ケーメ給ヘヨヲ云、

山之坂上一歌曰、久佐加辨能、許知甚多美許母、幣具理能、夜麻能、許知甚知能、夜麻能賀比

是ハ已直二參上トアルヨ、係ヲ

爾

ル語ヨテ、天皇の幸給ヘヨヲ恐シテ申ス、上代の雅言ニ〇久佐加辨能ハ、日下邊之ヨリ、日下部ノ非ヨリ、日部ノ名ヨ呼ビヨシテ、地名ヨ、諸国ヨ行リテ、其部の住ーモ名、地名ヨ呼ビヨシ給ヘルヲ云、此方之山與ヨテ、與ヲ次の平群山ヘ云ヘト並ヘタルニ〇多々美許母ハ、蛮薦ヨテ、枕詞ヨル多既ニ云ヘリ〇幣具理能夜麻能ハ、平群ノ山之ヨテ、大和国平群郡ヨ打ル山ニ〇許知甚知能ハ、万葉ヨ多見エタル語ヨテ彼方此方ノ轉ク、同書十七ヨ、曽許婆太トアルヲ、此記の神武段ヨ、許紀陀トアリ、又常語ヨ、幾許ト云ヲ、ソコバクトモ云リ、是ソレコト通ヘ例ヨ

り○夜麻能賀比尓ハ、山之峽尓ニて、和名抄ニ、峽ハ山間ノ陜處也、俗云山乃加比とあり。

○多知邪加由流ハ立榮也

多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、

ナリ○波毘呂久麻加斯ハ、葉廣久麻白檮之、久麻加斯ハ、垂仁ノ段ニ注ヘリ○母登尓波ハ、本ニハニて、木の木の処を云フ○

母登爾波、伊久美陀氣淤斐、須惠幣爾波、多斯美陀氣淤斐、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波韋泥受、能知母久美泥牟、曾能淤母比豆麻、阿波禮、即令持此歌而、返使也

伊久美陀氣淤斐の、伊ハ五十ニて、五十槻などニおなじ、久美ハ縣居翁の説ニ、久麻加斯の久麻ニ等しと云ヘリ葉の繁りたる竹ニて、淤斐ハ生ナリ○須惠幣爾波ハ、白檮の末方者之○多斯美陀氣ハ、縣居翁の説ニ、立繁竹生ナリと云ヘリ○伊久美陀氣ハ、次を發さむとめの序なり○伊久美波泥受、この伊ハ發語ニて、組ハ不寢なり、組とハ手足を組を云フ○多斯美陀氣、次を云ヒ發せるニて、上の伊久美陀氣ニおなじ○多斯尓波韋泥受ハ、契冲ガ楚ニハ、不率宿なり、と云ヘるゞ如し、允恭ノ段ニ、多志陀志尓、韋泥豆牟能知波とあり○能知母久美泥牟ハ、後も組將寢ニて、母ハ輕ク添たるのミ、意ハなし○曾能淤母比豆麻ハ、其思妻なり○阿波礼ハ、歎息の辞之○令持此歌而ハ、此御代未ク漢文字ハ世ニ流布せざれば、古文字ニ書きて、持しめ給ひしなり、古文字の事ハ、国字考ニ委ク記せり○返使ハ、女王より背日云々の御使ニ、托て返し遣むすと

○美和河ハ、大和國城上郡ニて、初瀬川の流なり○引田部ハ、御歌ニよりてよめり、式ニ城上郡曳田神社あり、天武紀ニ、三輪ノ引田ノ君難波麻呂と云フ

亦一時、天皇遊行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女、汝者誰子、答白已名、謂引田部赤猪子、爾令詔者、汝不嫁夫、今將喚而、還坐於宮

人なり○赤猪子名義を求べからず○嫁ハ陰接なり、陰ハ陰門にて、美て美斗とも云り、神代紀に、交道をトツギノミチと訓ミ、卿鈴を和名抄に、止豆木乎之閑止里と、注せるなど、素より男女の上に、渉まる語なるを、女の上にのミ云るハ、嫁字に此訓あるに泥めるに鎮火祭祝詞に、妹脊二柱、嫁継給豆ともあるを、見るべし○今将喚の今ハ、記傳に今還り來むなどの、今なりと云り、東国の方言に、今にと云り

○望字を、記傳にアフキマチ

故其赤猪子、仰待天皇之命、既經

とよめまど、アフギとのミに

八十歳、於是赤猪子以爲、望命之

て聞也○痩萎垂仁紀に、身躰

間、已經多年、姿體痩萎、更無所恃、

巻痩となり、谷川氏の説に俗

然非顯待情、不忍於悒而、令持百

にヤセカメルと云ヲ是なりと

取之机代物、參出貢獻

云り、萎ハ崇峻紀に、形色憔悴、新撰字鏡に、埣可志加无ともあり、新撰六帖に、霜がまの、原野にはじる、ふしくぬ木、世にこうじゆく、我身なりけり○百取之机代物ハ、上巻に注り○誰をタレヤシとよむべき證ハ、武烈紀、継體紀等に見ゆ、ヤシを辞く○其年其月、神功段四月とある処の記傳に、上代ハ春夏秋冬の四時の外ハ、月も日もなかりしと云り、按に此御世未タ支那字を讀解くすも得ならず、支那暦もなかりしを、此に其年月を云るハ、我皇国字以て、記したる古暦のありしを疑ひなし、若文字も、暦もなかりしとせバ、八十年前のすを、何を印にして、證し奏さむ、こゝあ古傳を知らむにも、鈴屋の垣内を出て、弘く上代の事實を捜るべし○守志ハ操なり仮名も靈

然天皇、既忘先所命之事、問其赤猪子曰、汝者誰老女、何由以參來、爾赤猪子答白、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經八十歳、今容姿既耆、更無所恃、然顯白已志以、參出耳

於是、天皇大驚、吾既忘先事、然汝

異記ゐ氣調、弥ミサヲニ佐乎ヲとあり○**守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、心美母呂能ハ、御コロニ諸之ゐて、三輪裏欲レ婚、憚二其大神の、坐ます地名く、御諸ハ御室の轉○伊都加斯賀母登都母登、加斯賀母登、由由斯伎加斯ハ、嚴白檮之本もり、ゐの伊都母、加志波良袁登賣**を濁音ゐよめるハ非ず、倭姫世記ゐ嚴櫛本宮、万葉一ゐ、五可新河本、神功紀ゐ嚴之御蔑と作り、是ハ清音ゐよむべき證もり○加斯賀母登ハ、白檮之本ゐて、打返一云ハ古歌の常く、以上次句を、發さむるめの序もり○由々斯伎加母ハ忌々一きらもゐて、嚴白檮ハ神木ゐ札バ、忌々一と云て、叔何ぞゐはむ、甚一く過きたるを、ユユシと云まバ、此ハ赤猪子ゞ老極るまで、志を變ざるを美てユユシと詔り○加志波良袁登賣ハ、白檮原壞子ゝ、其を操を立一ば、白檮の常葉ある讃、詠つり、爰ゐ老女を一も、袁登賣と詔へるハ、上ゐ洗衣童女と作る是ゐて、昔見給ふ一時の子をおば

一由て、よく〳〵後つゝ甚ゐおもれ○比氣多ハ、引田ゐて、上ゐ引田部と作り、即地名く○和加久流須婆良ハ、播磨国揖保郡、郷名栗栖、久留須と注一此外大和、河内伊勢紀伊等ゐ、同地名抄ゐ、須と云も、生と云も、物を生立つる処を云と聞也、然ハ山城国、愛宕郡郷名、栗野を和名抄ゐ、久留須と注せり、野の字をスとよめるゐて、右ゐ云、る說を惜るづし、同国宇治郡、郷名小栗を、同書ゐ久留須と注せり、是ハ小栗野ゐもの一を、例の省きて、二字ゐ定めたるく、叔若栗栖原ハ、栗、木の生立て、地ゐて、次句を起す序ゐ、說てよく〳〵○和加久閇尓ハ、若方ゐて、方ハいゐ一方、むく〳〵一方の方もり、此久の字ハ、キの古音以て書りて、意詞あく〳〵もゐ甚あくれく○丹摺ハ、茜根を揉て摺たるを**良、和加久流須婆良、和加久閇爾、韋泥豆麻斯母能、爾赤猪子之泣涙、悉濕其所服、之**

云フ○美母呂尓ハ、御諸ゐて上ユ注、リ○都久夜多麻加岐ハ、築や玉垣ぐ、都久と八、築立たる練屏ゐて、玉ヒとハ美称ぢ

丹揩袖、答其大御歌而、歌曰、美母呂尓、都久夜、多麻加岐、都岐阿麻斯、多爾加母、余良牟、加微能美夜比登

○都岐阿麻斯ハ、築餘一ぐと、餘もとハ、築ゞざの御諸之、嚴白檮之本の、御歌ユ荅、奉りて、心を盡一御言を仰待つて、其事を遂極ぢ〳〵○多尓加母余良牟ハ、誰ゐろも將レ憑ぢ、誰をタと云ふハ、配をワと云フゐゐぢ、是ハ年老て、今ハ寄ん方ぢ一と○加微能美夜比登ハ、神之宮人ゐて宮人とハ上ゐも云、ろお〳〵、勤仕の婦人の、惣名ぢゐ、神社ゐ仕ろ巫女をも云、ろ、其も自を巫女ゐ比一、三輪ノ大神ゐ仕奉ろ宮人と云て、比レを意ハ、巫ハ生涯男せ為、御制ぢれバ、御言を待つる八十年の間も、男せざア一ゞし、然ろユ記傳ゐ、まの歌意を得うわて、〳〵〳〵、宮人の〳〵云まゝ、いうぢゐ分ゞ〳〵、宮人の解も洩せり○

又歌曰、久佐迦延能、伊理延能波、

久佐迦延能ハ、目下江之ぢり、是ハ上ゐ見ゑとろ、河内国ぢろづ一、昔ハ大和川流且りて、入江ぁア一と見ゑ○伊理延能

歌也

波知須ハ、入江之蓮ぢり、蓮の名義ハ、蜂巢ぢろづ一○波那婆知須ハ、花蓮ゐて、是ハ盛と云ゐ、係ろ枕詞ど○微能佐加理毘登ハ、身之盛人ぢり○登母志岐呂加母ハ、乏哉ゐて、呂ハ助辞ど、迄て〳〵ふ語ハ、万葉ゐおほ〳〵、ふつろ〳〵美一き意ゐ云、り、一首の意ハ、今老極つまバ、花蓮の如く、若く盛りぢる人の上、を、剛着く羨一〳〵、思ふと云て、後の御歌ゐ

荅奉ぢり○志都歌上ゐ注、り

老女以、返遣也、故此四歌者、志都

○吉野宮ハ、何の御、世ゐ造り初、ゃむ、應神紀ゐ、幸ニ吉野宮時、国

○天皇、幸行吉野宮之時、吉野川之濱、有童女、其形姿美麗、故婚是童

操人來朝とある、是史ゐ見ゑを始めて、其ヲ次次行幸ある、万葉六ゐ、自二神代一芳野宮ニ尓、蟻通、高所知者、山河乎吉三と、ある八赤人の歌ゐて、上代と云ベきを、神代と云ろ八、猶例ならず、大和志ゐ、行宮五所と、一ハ池田荘麻志口村、雄略天皇二年、冬十月幸二吉野一御馬瀬、即此と、一ハ在二大瀧村一、一ハ在二下市村一、平城七代天子、屢幸二於此一とあり○呉床八、上巻天若日子の処ゐ注り○阿具良韋能八、呉床座之ゐり、呉床ゐ坐せるを云ふ○加微能美豆母知八、神之御手以ゐて、神とへ御自を詔ひ、總て天皇八神ゐ坐せるゐ八、申ゐも更なり○比久許登爾八、申ゐ八弾ず琴ゐ聞く○麻比須流衰美那八、僻なり女なり○登許許余尓母加母八、常世ゐ願ある人、凡て願ひのカモを、ガモと濁てよめるまゝ、上代ハ清音ゐ云ふり、叔常世と八字の如く常とをゐ變らずして、童女の其状を、永世ゐ留はぼ一と詔へるあり、如此て此古事を、天武天皇の、御世の事ゐ傳へ、本朝月令ゐ、五節舞者、浄御原天皇之所レ制也、相傳曰、天皇御二吉野宮一、日暮彈琴有レ興、俄示之間、前岫之下雲氣忽起、疑如二高唐神女一、髣髴應レ曲而舞、獨入二天聽一、他人无レ見、擧レ袖五變、故謂二之五節一、其歌曰云々、此文政事要畧、廿七ゐ記ス処と全同ゐなの舞を、天武天皇の御世ゐ、始給ふと云ふ八、續紀十五、天平十五年、五月の詔ゐ見ゑず、此外江次第、五節帳臺試、又塵添壒嚢抄、五節供條等ゐ、本朝月令を引て記一猶公事根源、年中行事哥合、奥儀抄、十訓抄等ゐも、彼神女の事を載せたるハ、誰一のをまのをわぎある○幸二阿岐豆野一而、御猟之時、天皇ハ吉野川ある、此地ゐ幸ませり○阿岐豆野の豆ハ、清濁は渉まくど、此記ずハ濁音ゐよめる例く、然まど此ハ清てよむづ一、允恭段軽太子の御歌ゐ、山田を作りとあるを、夜麻陀袁豆久理とも有ふ、此レ豆を清音ゐ

女而、還二坐於宮一、後更亦幸二行吉野一、其女之所レ遇、於二其處一立二大御呉床一而、坐二其御呉床一、彈二御琴一、令レ爲レ儛二其孃子一、爾因二其孃子之好一、作二御歌一、其歌曰、阿具良韋能、加微能美豆母知、比久許登爾、麻比須流遠美那、登許許余尓母加母

も用ひたる例く、此野ハ大和志に、在吉野郡川上、荘西河村と記せり、猶下に注べし○蛔ハ御歌に因て、アムとよめり、即蟲にて和名抄に、阿夫と注せり○腕ハ和名抄に、腕手腕也和名太々無岐、一云宇天とあり、御歌にハ、多古牟良とあり○蜻蛉ハ、神武紀に見ゆるより、下に引べし、是ハ俗にトンバウと云ッ虫にて、和名抄に、加介呂布と注せり、是ハ甚誤りたる訓なるゆゑ、国典字徴に記せり、此野をも後に、加々ろふの小野と云り

○美延斯怒能ハ、御吉野之ま

於是作御歌、其歌曰、美延斯怒能、

り○袁牟漏賀多氣尓ハ、大和志に、小牟漏岳、在国栖荘小村、

袁牟漏賀多氣爾、志斯布須登、多禮曾、意冨麻幣爾、麻袁須

上方と記せり○志斯布須登ハ、猪鹿伏とし、志斯とハ宍より云出たる語にて、猪鹿を云、るゆゑ今も然り○多礼曾意冨麻幣尓ハ、誰ぞ大前にて、大前とハ天皇の御前にて○麻袁須ハ申せし、紀に誰ゟ此事、大前に申とありて、意よく通せり

○夜須美斯志ハ、安見知しに

夜須美斯志、和賀淤冨岐美能、斯志麻都登、阿具良爾伊麻志、斯漏多閇能、蘓弖岐蘓那布、多古牟良爾、阿牟加岐都岐、曾能阿牟袁、阿岐豆、波夜具比、加久能碁登、那爾淤波牟登、蘓良美都、夜麻登能久爾袁、阿岐豆志麻登布、故自其時、

て、枕詞なるゆゑ景行段に云り

○和賀淤冨岐美能ハ、吾大君之にて、御自を然詔り、吾ハ吾身吾心の和賀なり、臣下より吾大君と申とハ、同語なり

少別く○斯志麻都登ハ、猪鹿待とし○阿具良尓伊麻志ハ、

號其野、謂阿岐豆野也

呉床に座しなり○斯漏多閇能ハ、白服之なり、多閇とハ服の延語にて、和幣剖服古服の弖く、上代ハ専ラ白衣を着しゆゑ、白服を即枕詞とせしなり○蘓弖岐蘓那布ハ、袖着具なり、按に蘓弖とハ、衣服にて衣服の總名なりと聞ゆ、其も此にも衣服着具と詔ひ、万葉十一に、吾背子之、袖反夜之夢有之、真毛君爾如相有、

おの外夢見むとて、袖反、すてゝ歌、十二巻、十七巻にも見ゆたり、此袖も衣服なる事ハ、古今集に、いとせめて、おもしき時ハ、うち玉の、夜の衣を、うつしてぞきる、源氏玉蔓に、反さむと、いふにつけても、片しきの、よるの衣を、思ひおもやれ、など猶多うり、是ら夜衣を裏反して着きハ、思ふ人を夢に見ると云る、古諺を万葉にハ、袖とよめり、袖ハ袂と同義の字にて、袂して物まる事多かれバ、終に手の邊の事に云ヒ、袖字をよめるより、弥衣と袖とハ、別物とおもうしも、久しき失りなり、猶委ク国典字徴に弁、おもうり○多古牟良尓ハ、手腓にて、和名抄に、腓訓古無良、脚腓也とあり、腕ハ脚腓の如きに○阿牟加岐都岐ハ、虻撥着く○曽能阿牟袁ハ、其虻をなり○阿岐豆波夜具比ハ、蜻蛉速咋く○加久能碁登ハ如此にて、蜻蛉嶋と、云事を含めたり○那尓於波牟登ハ、名に将員とく、登ハ辻の意○蘇良美都ハ、虚空見つにて、倭の枕詞なる事、仁徳段建内宿祢の哥に注せり○夜麻登能久尓袁ハ、倭国をく○阿岐豆志麻登布ハ、蜻蛉嶋と云のいふを切たり、此句上に、預てと云意を、含て見るべし、神武紀に、雖内木綿之真迮国猶如蜻蛉之臀呫焉由是始有秋津洲之号也、とある此秋津嶋てふ地名、後に皇国の總名とおもり、其も此件の記傳に、古より此倭国を、蜻蛉嶋と云事ハ、今如此蜻蛉が朕に、仕奉りて功を立て、国名を已り名に負むとてのためぞと云事くと云るが如し、但紀に幸于河上小野云々、因讃蜻蛉名此地、為蜻蛉野とすれバ、神武天皇、腋上嗛間丘に登坐て、国見しおひし、秋津洲と混べからず、彼秋津嶋ハ孝安天皇の宮地にて、大和志に、葛上郡室村に在りと、記し、此蜻蛉野ハ上に云へる如く、吉野郡国栖荘に所りて、遥に隔ありまるをや

○鳴鏑上巻蜂之比礼の処に云り○宇多岐、古の語此件を置て、書に見ゆず、怒まる状くと察ゆ○榛ハ東国にて、ハンノ木と云ヒ、上代も衣に摺ましを、後世ハ墜畔に植て、薪木とす、伐きハ芽生しやすし、此木西国にハ稀なり

又一時天皇、登幸葛城之山上、爾大猪出、即天皇以鳴鏑、射其猪之時、其猪怒而、宇多岐依來、宇多岐三字以音故天皇、畏其宇多岐、登坐榛上

○夜須美斯志云々、上に見ゆ

爾歌曰、夜須美斯志、和賀意冨岐

○阿蘇婆志斯ハ、遊びしゝく、遊とハ猶まるをも云、上巻に

美能、阿蘇婆志斯、志斯能夜美斯

志能宇多岐、加斯古美、和賀爾宜

鳥を捕る事を、鳥ノ遊とあり○

能煩理斯、阿理袁能、波理能紀能、志斯能ハ、猪之ありヲ○夜美斯

延陀

志能ハ病猪之ありて、即チ手負猪を云ふり○和賀尓豆能頻理斯ハ、脇逃登ありヲ○波理能紀能延陀ハ、榛木の枝ありて、御歌ハ隠レたる処アラシ荒猪荒振ありど云へる詰ありきバ、古言ハ荒アラ切リ、アルミも荒海の切りありて、沽用別ありヲ○阿理袁能ハ、荒畜之ありヲ、按ふに荒アラシ荒振ありど云へる詰ありきバ、古言ハ荒アラアリアルと活ふリソを荒破の神ノ段ふ注せリ

又一時、天皇登幸葛城山之時、百官人等、悉給著紅紐之青摺衣上服、

○所向ハ、葛城山ふ向へる山ありヲ、是ハ河内国金剛山の尾ありヲ、葛城山ふ登リ來坐せリふ

彼時、有其自所レ向之山尾、登山上人、既等天皇之鹵簿、亦其裝束之状、及人衆相似不レ傾

や○山尾ハ、山の引延タる高キ處を云ふ古今集ふ、つゝとあり○鹵簿天武紀ふ、鹵簿既停、不得幸行、字書ふ車駕法儀次第ノ為鹵簿、故曰鹵簿とあり○不傾ハ、字の儘ふて、闇正ざるふハあらねど、若クハ傾ハ頃の誤りふハあらンドら、説文ふ頃ハ、下首也と訓ずレバ、不頃ハ不謙の意ありて、土佐風土記ふ、相競有不遜之言、天皇大瞋とあり○誰人も、タレシノヒトゾとよむべシ、助辞ある予上ふ云ふり、栄花物語、見果ぬ夢ふ、誰の人ぞ、おろかふ聞やるとあり○矢刺ハ、上巻冰目矢の処ふ注ふり○告ハ其名ハ、名を告レ

爾天皇望、令レ問レ曰、於茲倭國、除レ吾誰人、如此而行、即答曰

○誰人も、タレシノヒトゾとよむべシ、助辞ある予上ふ云ふり、栄花物語、見果ぬ夢ふ、誰の人ぞ、おろかふ聞やるとあり○矢刺ハ、上巻冰目矢の処ふ注ふり○告ハ其名ハ、名を告レ

忿而矢刺、百官人等、悉矢刺故天皇、亦問曰、然之状亦、如天皇之命、於是天皇、大

人等亦、皆矢刺故天皇、亦問曰、然告レ名而、弾レ矢、於是答告レ名、爾各

を二度延へたるに○雖悪事而ハ、御門祭祝詞に、悪事古語麻我許登とあり、類聚名義抄の訓もおなじ、雖をイヘドと訓

曰、吾先見問故、吾先爲名告、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主之、大神者也

むハ古言に、神代紀に、赤玉の光りハありと、人ハ伊珮耐とあり、而字を然まどもの意にて、而とよみてよろし、記傳に古の雖をよく棄たるハ、ヨろこり○善事字の如し○言離、土佐風土記に言放に作れり、記傳に凶事にも、吉事にも、此神の一言にて、解放離る意なるべし、然まバ訓ハ借字にて、事離之と云り○一言主之大神、御名の義ハ、上文にて炳し、式に大和国葛上郡、葛木坐一言主神社とあり、大和志に在森脇村とあるせり

○宇都志意美ハ、縣居翁の説に、現大身しと云り、然詔るゆ

天皇、於是惶畏而白、恐我大神、有宇都志意美者、自宇下五字以音不覺白

ゑハ、神ハ常に御形を隱坐て、見正給はぬを今御身の現に見正給へまむ、現大身に坐せりとハ、詔へるなり○所服ハ倭建命の御歌に汝之祁勢流とあり、是ハ前に賜ひし、青摺衣にて、大神の御從神に贈給へるなり○手打ハ、我古礼にて、上巻天逆手に注し、委ハ礼儀畧に、記し置きたり○滿山末の滿字を、從の誤なるべし、草書相似たまぎれ、扨山末とハ、山上にて、大祓詞に、高山之末とあり○長谷山口ハ、式に城上郡、長谷山口坐神社とあり、大和志に、在初瀬村と記せり、大宮近き邊なるべし○丸迩ハ姓に、開化段に注

而、大御刀及弓矢始而、脱百官人等、所服之衣服以、拜獻、爾其一言主大神手打、受其捧物、故天皇之還幸時、其大神滿山末、於長谷山口送奉、故是一言主之大神者、彼時所顯也

又天皇、婚丸邇之、佐都紀臣之女、

り、大和志添上郡に、和爾村にあり○佐都紀臣名義、詳ならず、臣ハ尸なり○袁杼比賣名義を求べからず○婚ハ、上巻ハ千弟神の処に、委注り○伊加久流袁加袁の、伊ハ發語にて、

袁杼比賣、幸行于春日之時、媛女逢道、即見幸行而、逃隱岡邊、故作御歌、其御歌曰、袁登賣能、伊加久流、袁加袁、加那須岐母、伊本知母賀母、須岐婆奴流母能、故號其岡、謂金鉏岡也

隱る岡をさ○加那須岐母は、金鉏もにて、即をもの意なり○伊本知母賀母ハ、五百箇も欲得なり○須岐婆奴流母能ハ、鉏き撥るものと、能にすと添て心得べし、御歌の意ハ、媛女の隱きたる岡を、數多の鉏もて、鉏頽して顯さはゆしとさ○金鉏岡、不詳

○百枝槻の百枝ハ、字の如し、

又天皇、坐長谷之、百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之、三重婇、指舉大御盞以獻、爾其百枝槻葉、落浮於大御盞、其婇不知落葉、浮於盞、猶獻大御酒

槻ハ大和本草に、槻ハ葉モ木理モ、ケヤキニ似タリ、葉ヲ見テハ別チガタシ、只其木理ヲ見テ、ワカツ、一種別物ナリと云り、東雅に、若木を抹て、弓に作ルとあり○豐樂ハ、應神ノ段に注り○三重婇の三重ハ、伊勢国の郡名なるを、倭建命の処に云り、此郡に采女郷あるハ、此婇の住し地にや、扨婇と書るハ、我古き書法なるべきを、采女の二合なるべし、采女ハ後漢書、鄧皇后紀に、入掖庭爲采女、とある注に、采ハ擇也、以采擇因立名とあり、名義ハ内宿女なるべし、然思ふ由ハ、中務省の下にある、内舍人をも、和名抄にハ、宇知止祢利と注せれど、物語書等にも、ウト子リとあり、是内をウと略なる例にて、名義ハ内常宿人なり其も禁中の御隨身なれバ、内に長に宿番をまる義なり、采女も後宮に在て、宿番をもしつまバ、内舍人に同義ありと知るべし、然に采女ハ、後宮の水司に六人、膳司に六十人とありて、他ハ皆女孺どもなり中務式の宮人の古注に、訓曰比賣刀祢とあり、儀式賜馬料儀に、中務省申久、比

女刀祢、冬馬料可賜とある、ハ、女嬬来女を兼たる称ゆて、比女刀祢ハ、婢常宿ゐる、ヲを知るべし、上代も来女と云称、広くして、女嬬ハ其内ゐ籠る、扱此来女の名義を、記傳ゐ宇祢辨と云名ハ宇那宜辨の切りゐて、辨ハ部の意ある、賣と唱るハ、音便くと云、り、年治云此説ハ、殊ゐうむくしく戯を聞ゲまときく第一ウナゲベの切と、云、るハ、義も理もあき辨事ある、又来女もウ子べの、音便と云、るハ、本末違つり、ウ子べまた、来女の轉ある、ハ例ゐて、分をクバリと云、疥をヒビと云、虹をアブと云、諸をウベと云、紐をヒボと、云、るが如し、准て知るべし、又此を万葉考ゐ、氏之女の略轉と云、るも非ある、此説を記傳ゐ、破てハあまど、記傳の説も非ある、其も後宮職員令ゐ、凡諸氏氏別貢女、皆限二年一三十以下十三以上一と、ある、を讀誤たるく、如何と云ゐ、其次ゐ、其貢来女者、郡少領以上姉妹云々、とありて、諸氏貢女とある、集解ゐハ謂二京畿内一也と、ありて、来女とハ素より、別ある、をや、扱来女ハ上代より、ありそむを紀ゐハ仁徳の御世より前ゐ見ざるハ、序ある、くして洩ある、是より後、徃々見えて、孝徳紀ゐ、来女者貢二郡少領以上、形容端正者一とある、猶来女のヲハ、類聚国史四十ゐ、史ゐ見えるを以、数ハ盡ゐ酒を盛りゐて、明かある、

獻ぜしヲ此文ゐて

○麻岐年久能　比志呂乃美夜　波ハ、纒向之日代宮者ゐて、景行天皇の、大宮の名ある、此宮ハ世ゐ、名高く称、申一ヲ、此歌ゐてある一○

阿佐比能、比傳流美夜ハ、朝日之日照宮ある、

○由布比能、比賀氣流美夜ハ、夕日之日影宮ある、扱カケルとハ、影刺ゐを、活ら一たる詰ゐて、延てカゲロフとも云、り、風雅集ゐ、風ゐふぐく、尾花が末ゐなびろひて、月遠くある、有明の空、隣女和歌集ゐ、をきすさむ、

天皇（スメラミコト）、看二行（ミソナハシテ）其（ソノ）盞（ウキヘル）一浮レ葉（ハヲ）、打二伏（ウナフセ）其（ソノ）婇（ウネメ）一、以レ刀（ヲカシ）刺（サシアテ）二充（ミタシ）其（ソノ）頸一、將レ斬之時、其（ソノ）婇（ウネメ）白（マヲス）二（コト）天皇（スメラミコト）一曰（ケラク）、莫（ナコロシ）二殺（コロシ）吾（アガ）身一、有（アリトモテ）二應（ベキ）レ白（マヲス）事（コト）一、即歌曰（ケラク）、

麻岐年久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜、多氣能泥能、泥陀流美夜、許能泥能、泥婆布美夜、夜岐豆岐能美夜

雲井の庭火、のぼろひて、ほのゝにゝつゝ、朝倉のさゑ、以上カゲリの延たるく、上巻に、朝日之直刺国、夕日之日照国とあるにおなじ、此日影るを、比賀氣流と云、るを、夜降を、ヨクダチ、馬タギを、馬太伎と云、る例なり○多氣能泥能ハ、竹之根之なり○泥陀流美夜ハ、根足宮なり、根足とハ、地を固めたるにて祝言なり、○許能泥能ハ、木之根之く、此許字を、キの古音以て書なり、例ハ万葉十四に、登許波爾毛我母とあり、即常磐にも欲得なり、是を木之云々と云、る例なきにハあらねど、キノ云々と云、方古言く○泥婆布美夜ハ、根延宮にて、祝たる意ハ、上におなじ○夜本尓余志ハ、八百土よしく、余志ハ助辞にて、次に係る枕詞なり、出雲国造、神賀詞に、八百丹杵築乃宮尓、ともあり、土を量まく、多く云むとて、八百土とハ云、り○伊岐豆岐能美夜の、伊ハ發語にて、杵築之宮なり、其を土を杵にて、搗堅め築くと、云、意なるべし、此句の終りに、ト云、ドモと、意を加て心得べし、其ハ日代宮を、世に名高く、美き宮くと云、ど、我天皇の大宮ハ、其に勝て云々と、含ミつゞくる、古歌の一格なり○麻紀佐久ハ真木柝にて枕詞く、冠辞考に真木ハ檜なり、佐久ハ柝て、板にも何にもすれバ、柝たる檜てふるくと云、り○比能美加度爾ハ、檜之御門にてもあるべし、万葉五に、高光日大御朝庭、ともあるべし○尓比那閇夜尓ハ、新嘗屋にあり、上に為豊楽之時、とあるを對、見るべし、新嘗のゑハ上巻須佐之男命の、勝佐備の処に注、り○淤比陀豆流ハ、生立てるく○毛々陀流ハ、百足にて、槻枝の茂り足つるを云、○都紀賀延波ハ、槻之枝者なり、者ハ上中下の枝に係まり○本都延波ハ、秀津枝者にて、上枝く○阿米袁游幣理ハ、天を覆有なり、覆をオホフとよめるハ、論なれど、此に如此あるバ、オヒオフとも活なるゑを、知るべし、記傳に本幣の切幣と云、るハ、論にたしぬ僻説なり○那加都延波ハ、中津枝者く○阿豆麻袁淤幣理ハ、東を覆有なり、東をアヅマと云、る由ハ、倭建命の処に云、り、扨京より東方を、アヅマと云、るやうなりつる故に、采女ゝ本居なる伊勢つも、槻枝の刺覆つりとく○志豆延波ハ、下枝に當まり、其を應神段、髪長比賣を賜ふ処の、御歌に委く注せり○比那袁淤幣理ハ、鄙を覆有にて、鄙とハ京より、遠方の總名にて、隔地なるべし、隔にヒの訓ハあらねど、子を隔てゝ、其子を孫と云、るに、同義なるべし、地をナと云、るハ、大穴牟遅神の下に

麻紀佐久、比能美加度、爾比那閇夜爾、淤斐陀豆流、毛毛陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、

那加都延波、阿豆麻袁、淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理

云へり、舊説日無
と云へるハ非ず
とし○本都延
能ハ秀津枝之
し○延能宇良
婆波ハ枝之末
葉者し○於知
布良婆閇ハ、落
觸を二度延へ
るもの、万葉二
ヨ、流觸經ともが
ら○斯毛都

本都延能、延能宇良婆、那加都
延爾、淤知布良婆閇、那加都延能、
延能宇良婆、波、斯毛都延爾、游知
布良婆閇、延能宇良婆、波、阿理岐奴
延能、美幣能古賀、佐佐
賀世流、美豆多麻宇岐爾

延尓ハ、下津枝ヨもの○阿理岐奴能ハ、万葉四ヨ、珠衣をもよめるべ、鮮衣ヨも
あめ是ど考へもし、諸説も信ずべくも、是ハ衣の三重と、續く枕詞し○美幣能古賀
ハ、三重之子ゾヨて、嫁ガミづくを云っ○佐々賀世流ハ、指擧ゲを延へ云へり
○美豆多麻宇岐尓ハ、瑞玉盃ヨもの、盃の事ハ、上巻宇伎由比の処ヨ注せり
○宇岐志阿夫
良ハ、浮し脂ヨ

宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美

て、国初の古事
を誦出て祝奉
まつり、脂とハ玉
盃ヨ盛りたる、御
酒を云っ○淤知
那豆佐比ハ、槻
葉の落浮へる
を云ゾ、谷川弋ゲ
ふつさふハ泥ミ障るを、云ふと云へり○美那
を天地初發、陰ヨ、国稚如二浮脂一云々、指ヨ下ゲ其ノ邪ノ尾ヲ以畫者盬許袁呂通、盡鳴
而とあるを引て、落葉を沼ノ尾ヨ准へて、愛くよくふせり○許斯母ハ、是一もヨ

那許袁呂爾、許斯母、阿夜
古、許登能、加多
爾、加志古志、多加比加流、比能美
多理碁登母、許袁婆、
故獻此歌者、赦其罪也

て、斯ハ助辞あり、上巻八千矛神の御歌ヨ、許斯與呂志とあり○阿夜ヨ加志古
志へ、嗟ヨ畏一あり、叡畏一とへ、うる失もヨ却て、神代の尊き、故事ヨ斉へるゲ
甚畏一とく○多加比加流比能美古ハ、高光日之御子ヨて、天皇を申奉まつり、叡
上を云々ハ畏一と云へ、下ハ畏一日之御子と、つゞけたるハ、於二高天原一氷木多迦
斯理と同格ヨて、上下ヨ意を配りたり、古歌ゲくく○許登能加多理碁登母、許袁
婆ハ、上巻八千矛神の、御歌ヨ注せり

○大后ハ、若日下部王ゟ○

爾大后（オホギサキ）、歌其歌曰、夜麻（ヤマ）登能（トノ）、許能（コノ）夜麻登能ハ、大和之心○許能多氣（ケ）知爾（ニ）、古陀加流（カル）、伊知（イチ）能都加多氣知尓ハ、此高市ゟ、和名抄ゟ大和国郡名、高市ハ多介知（タケチ）と注せゟ、記傳ゟ師説を引て云〻、是ハ高市郡を、云ゟ尓ハ非ゟ

佐、爾（ニ）比那（ヒナ）閇夜爾（ヘヤニ）、淤斐（オヒ）陀弖（ダテ）呂流（ロル）、波毘呂（ハビロ）、由都（ユツ）麻都婆岐（マツバキ）、曽賀波（ソガハ）能比（ノヒ）、志曽能波那（シソノハナ）、呂理（ロリ）伊麻（イマ）、比加流（ヒカル）、比能美古（ヒノミコ）、爾（ニ）、登母許袁婆（トモコヲバ）

麻須多加比（マスタカヒ）、呂麻都良勢（ロマツラセ）、許登能（コトノ）、登母許袁婆

余美岐（ヨミキ）、多理（タリ）、大和志ゟ、此高市を、城上郡ゟ柳本村ゟ在ゟと記せゟ○古陀加流ハ、小高有の畧ゟ○伊知能都加佐ハ、市之司ゟ、司とハ高キ処を云、万葉ゟ野ヲ豆可佐（ヌヅカサ）、涯之（キシノ）辞ゟ○迩比那閇夜尓ハ、上ゟ出ゟ、夜ハ屋ゟて殿く○淤斐陀豆流云々、以下三句、仁徳ノ段ゟ、大后の御歌ゟ注ゟ○曽賀波能ハ、其之葉之ゟ、加流、比能美古尓ハ、上ゟ見也○登余美岐多理都良勢ハ、上巻須勢理毘賣命の、御歌ゟ見也

麻都婆岐（マツバキ）、多加比（タカヒ）呂麻都良勢（ロマツラセ）、許登能（コトノ）、登母許袁婆（トモコヲバ）

多理（タリ）暮（ゴ）登母（トモ）

○大后ハ、若日下部王ゟ○

夜麻登能ハ、大和之心○許能多氣知爾ハ、此高市ゟ、和名抄ゟ大和国郡名、高市ハ多介知と注せゟ、記傳ゟ師説を引て云〻、是ハ高市郡を、云ゟ尓ハ非ゟ

○大后ハ、若日下部王ゟ○

夜麻登能ハ、大和之心○許能多氣知爾ハ、此高市ゟ、和名抄ゟ大和国郡名、高市ハ多介知と注せゟ、記傳ゟ師説を引て云〻、是ハ高市郡を、云ゟ尓ハ非ゟ

○淤斐陀豆流云々、以下三句、仁徳ノ段ゟ、大后の御歌ゟ注ゟ○曽賀波能ハ、其之葉之ゟ、加流、比能美古尓ハ、上ゟ見也○登余美岐多理都良勢ハ、上巻須勢理毘賣命の、御歌ゟ見也

○毛々志紀能ハ、百石城之ゟて、大宮の枕詞く、其を百千の石を、築キ立たる城と云ゟゟ、

即天皇（スメラミコト）歌曰、毛（モ）毛（モ）志（シ）紀（キ）能（ノ）、淤（オ）富（ホ）美（ミ）

夜比（ヤヒ）登（ト）波（ハ）、宇（ウ）豆（ヅ）良（ラ）登（ト）理（リ）、比（ヒ）禮（レ）登（ト）理（リ）

加（カ）氣（ケ）弖（テ）、麻（マ）那（ナ）婆（バ）志（シ）良（ラ）、袁（ヲ）由（ユ）岐（キ）阿（ア）閇（ヘ）、

爾（ニ）波（ハ）須（ス）受（ズ）受（ズ）米（メ）、宇（ウ）受（ズ）須（ス）麻（マ）理（リ）韋（ヰ）弖（テ）、祁（ケ）

布（フ）母（モ）加（カ）母（モ）、佐（サ）加（カ）美（ミ）豆（ヅ）久（ク）良（ラ）斯（シ）、多（タ）加（カ）

比（ヒ）加（カ）流（ル）、比（ヒ）能（ノ）美（ミ）夜（ヤ）比（ヒ）登（ト）、許（コ）登（ト）能（ノ）、加（カ）

多（タ）理（リ）暮（ゴ）登（ト）母（モ）、許（コ）袁（ヲ）婆（バ）、此（コ）三（ミ）歌（ウタ）者（ハ）、天（ア）

ハ非ㇾ、次ハ領巾取懸ると、語歌也

ある𠮟を見るごし、領巾ハ女服まとをや、万葉ハ大宮人とある歌、二十四首あるまど、能〻味見るハ強らず、是等ハ心得おくべき事ぞ、猶允恭段、美夜比登ハ、鵠鳥ㇾ、之如と意を加て見るべし、此鳥ハ首ㇾ、胸へ廻り、毛色白き班ありて、領巾を懸たる如く見ゆまべ、次句の枕詞ハ置きて、つゝ○比礼登理加氣豆ハ、領巾取懸てゝ、和名抄ハ、領巾、婦人頂上、餝也、日本紀私記云、比礼とあり、長ハ又幅等ハ、大神宮儀式帳、大神宮式等ハ、見をまもと、獻供の品あまたを、常饌の物とハ定めず、四時祭式、鎮魂祭術巫の、装束ハ、領巾、紗七尺とあまど、北山抄内宴條ハ、陪膳女蔵人、比礼料羅事、旧例仰ニ織部司一、人別ニ一丈三尺と、うれば、長短ハ定らざるを、是ハ領ハ懸て餝りとし、動ハ隨ひ、ヒレくとゝやゆる、比礼とハ名着けゝむ○麻那婆志良ハ、字鏡ハ、鵐又鵐字を、万葉柱と注せり、按ハ鵐鴿の一名あるごし、おもほゆ○袁由岐阿閇ハ、尾行合ひ、記傳ハ此行合ハ、此方彼方より對ひて、行合ハあるべし、相並び連ありたるの、後方ハ長く引れゝる、ゞ、相並ニ連ありたる状を、詔へるあると云、久年治紫ハ、禅あどの、引延たるゞ、後方ハ行合ひゝるあるべし、衆ハ顕ハハ出して、長く引べきものあるゝと、とぞ思ふ○ハ波須受米ハ、庭雀あり、以上何まも、之如と意を加て心得べし○宇受須麻理韋豆ハ、畏進居而ゝ、古語拾遺の、天ㇾ鈿女命の古注ハ其神強悍猛固故以為ㇾ名、今俗強女ゝ謂ニ之於須志一とあるゝ、是鈿ゝと於須ゝとハ、同義ありて、宇受ハ、自畏るゝと、他を畏すゝと、自他ハ渉り、此ハ宮人等ゞ、御威を畏つゝ、進寄る状を、雀の人を懼まるゝ、近く進來るハ譬、移つり、進ハ、の延て、スヽマリとあまるを、畏のズと、同音の重あるゝちを、翅ゝと云るハ、へうある心ぞも○祁布曳加曳ハ、今日欤あるゝと、契冲云、うゝ、實ハよく思ひ得たるゝが、一ッ省うるハ例ゝ、記傳ハ此宇受ハ良斯ハ、酒ハ澤酔ゝと聞ゆ、良斯ハ辞あるゝ、万葉十八ハ、左加美都伎、安蘇比奈具礼止、司十九ハ、酒見附、栄流今日之、ちと同義あるべし、式ハ造酒司ニ坐、酒殿、神ニ座、酒弥豆男神、酒弥豆女神も、酒弥豆伎男の器あるべし、但美豆久ゝ義ハ、詳ならず、記傳の説ハ非あり○比能美夜比登ハ、日之宮人ゝ、知るべし○天語歌ハ、記傳ハ餘語哥あるべしと云、り、三首共終ハ、云々とあるハ哥の意の外ゐて、餘まれる語まれハゝと云、う

○袁祢比賣ハ、上ハ九遍之佐都紀臣之女と乃り○美那曽

故於ニ此豊樂一、譽其三重婇而、給ニ多之日、亦春日之袁祢

曽久ハ、水灌海と、云ヲ意を轉し、比賣、獻大御酒之時、天皇歌曰、美臣と係たる枕詞あり、海ハ大水にて、大水もおあじ、大ノ字をウとも、オとも訓めるゆゑ、国典字徴に證を引ゆり、此枕詞を冠辞考にハ、淤美は泓美に改也

めて、奥にこゝろと云ヒ、記傳の説ハ、殊に拙く劣なくして、聞に堪ず、四十二の、四十八丁披見るべし○淤美能袁登賣ハ、臣之媛子あり、紀に飫泓能古ともあり、万葉三に、臣之壯士ともあり○本陀理登良須母ハ、祝樽取もの畧にて、登良須ハ、取の延語ニ、樽を上代タリと云ゝむ、記傳に秀罇として、秀とハ其形の長高きを云ヲと、云ヘるハ、ゆゑし○本陀理斗理ハ、祝樽取なり○加多久斗良勢ハ、堅ク取まを延たるこ○斯多賀多久ハ、裏堅くなり、さて斯多と、いふに、心の意あまバこゝろして堅クときとなり○夜賀多久斗良勢ハ、弥堅く取きにて、いよ〳〵堅くてふ意あり○本陀理斗良須古ハ、祝樽取子にて、子とハ袁杼比賣をさしてのさまへり○宇岐歌ハ、縣居翁の、盞哥なりといへるに從ふべし

○阿佐計爾波ハ、朝ハ、朝にハあり、計とハ、日と云ヲに當まる古言あるゆゑ、尤恭段、氣那賀久那理奴とある、御歌に委ク注せり然ルに記傳に、計ハ此記に、例あき仮名ことして、私意に斗に改也

爾袁杼比賣、獻歌其歌曰、夜須美斯志、和賀淤冨岐美能、阿佐計爾波、伊余理陀多志、由布計爾波、伊余理陀多須、和岐豆紀賀、斯多能、伊多爾母賀、阿世袁、此者志都歌

め、朝戸にハと見て、朝に戸を開く時とてハ、夕に戸を閉る時とてハの意こと云、まど、朝戸夕戸とのこと云ヒて、戸を開閉まるゆゑとハ聞をず、是ハ朝夕に、憑立す

脇机と、つゞきたるを思ふべし、且ツ記傳に、此記に例なき仮名などゝ、云るゝ常なり、按に例なき仮名も又例なり、上巻高比賣命の御歌に、迦微曽也とあるも、也字、神武ノ段に、疊々志夜の疊ノ字、仁徳ノ段に、芝賀波能の芝ノ字、同段に、那良袁須疑の疑字、允恭ノ段に、許存許曽婆の存ノ字、等惣て、此記にハ例なき仮名なれど、如此記したりとれバ、即例なり、此の計ノ字も准て知るべし○伊余理陀多志比、伊ハ發語にて、悪立しなり○由布計尓波も、夕にもて、計ハ上に云るゝ如し○和岐豆紀賀ハ、縣居翁の、脇机之と云るに從ふべし、即脇息のゝなり○斯多能ハ、下之なり○伊多尓母賀ハ、板に願なり、万葉八に、公之三舶乃、梶柄母我ともあり、板とハ脇息の下にある、板にて、即御座の疊ノ下なる板を云ツ○阿世袁ハ、吾兄にて脇息を指し袁ハ歎息の辞なり、猶倭建命の御歌にも見ゆ、彼処に注せり、一首の意ハ、御座の下の、板にどにありて、大御身を離さず、仕奉らゆゑしとゝ○志都歌ハ、仁徳段に注ヘり

○多治比ハ、河内国の郡名に

天皇、御年壹佰、貳拾肆歳、御陵在

て、履中ノ段に注ヘり○高鷲ハ、清

河内之、多治比高鷲也

寧紀に、葬大泊瀬天皇于丹比ノ高鷲原陵とあり、諸陵式に云々、在河内国丹比郡、東西三町南北三町、陵戸四烟とあり、河内志に、在丹北郡嶋泉村、と記せり

○白髪大倭根子命ハ、紀に、白髪武廣国押稚日本根子天皇とあり、後に清寧と謚奉まり

白髪大倭根子命、坐伊波禮之、甕栗宮、治天下、也此天皇、無皇后、亦無御子、故御名代、定白髪部、故天皇崩後、無可治天下之王、也於是問日繼所知之王、也市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豐王、坐葛城忍海之、高木角刺宮也

○伊波礼ハ、大和国十市郡の地名ゝ○甕栗宮、名義考なし、大和志に十市郡池内ノ御厨子邑、清寧天皇即位於盤余甕栗宮、とあり○白髪部ハ、雄略段に見ゆたり○市辺忍齒別王ハ、履中天皇の皇子にて、上に見ゆたり○忍海郎女ハ、上に青海郎女、亦名飯豊郎女とあり、此皇女を顕宗紀に、顕宗天皇の、御姉に傳へたり○葛城忍海高木ノ角刺宮の、忍海ハ大和国の郡名にて、和名抄に、於之乃美と注せるゝ、顕宗紀に、野麻登陛伱、泳我保

指母能婆於尸農弥能、苦能抱弩紀傑屢、都奴婆之一能弥野と云ふ、恩之海の切ん、高木ハ高城ふて、高き所を云へりと聞ゆ、角刺考ふ一、扨此ふ如斯記すゐハ、御代々々の皇子等、皇女等ふ例ある書法ふ、頭宗紀ふ飯豊青皇女、於二忍海一角刺宮一臨レ朝秉レ政とも、飯豊青尊崩とも記せり、按ふ清寧天皇ハ、其御世の、五年正月ふ崩坐て後、九ヶ一年の間、此皇女御世を知給ふ一ふ、論ある一を、一御世ふ立られ給ざる一ハ、記傳ふ女王ふて、位を継給ふ如く、是ハ神功段ふ、論ひおろがふ如く漢學び始りて、支那ふ見比、帝號を慶奉る一ふ疑ひあり一、況う一ふ、其を妨ある一ハ、此年頃、大友皇子を始奉り、日讖の御名を謐り奉れるも、多うふ、此皇女と、草壁皇子とを、混レ奉るハ、足ずりをしき業しゝ一草壁皇子の、御位を纘レ坐一事ハ、播磨風土記ふ確證ありて、標注ふ例を引けフ○山部連小楯、任二針間國之宰一、時、ハ、仁徳段ふ注せり○小楯名義を求ざりら

到二其國之人民、名志自牟之新室一、

ず○宰ハ記傳ふ、御命持ふて、

樂、於レ是盛二設樂、酒酣、以二次第一皆儛

天皇の大命を、兼賜ふり持て往て、其国の政を執行ふよりの名ありと云へり、是ハ後ふ播磨守ふ、任しふおふド○志自牟ハ人名とおぼど、是ハ志深村、首ト伊等尾と云、る人ある歟、安康段ふ注へるが如一ふ造りて、ハ、其家を祝ぎ、寿ふ、是を今も、御居と云てある歟、て、土を以て築きて、寝る處くと云へるハ、いふ一き失考ふり、其て、神武紀ふ、掘二窖於忍坂一とあるまゝ、然ふり、おーるべてハ、舎を牟漏と云へり、大和国御室山も、古代ふり、神の御殿行ふーふ名、おのづふり、地名とハふれり、神殿ハ、土を築きーふハあらじ○酒酣ハ、景行段、熊曽建が処ふ注へり○次第をツイデとよむハ音便ふり、ツギテとよむべし、万葉廿ふ、第てく、是ハ宴ふ關ふる人の、老若の次第ふり

故燒レ火少子、齊二口、居二竈傍一、令レ儛、其

○燒火少子、齊官式ふ火炬小子二人をり、

少子等、爾其一少子、曰二汝兄先儛一

字鏡ふ、僮又婉を、和良波と注一、和名抄ふ、倆子ハ和良波倍とり、記傳ふ古、

其兄亦、曰二汝弟先儛一、如レ此相讓之

時、其會人等、咲二其相讓之狀一、

火燒にハ、多く童子を用ひしなるべし、かゝるに、必しも童ならぬをも、火燒少子とぞ、云ならむと云へり、此說さもあるべし○汝兄、万葉十六に、伊刀古名兄乃君云々、神代紀に、夫君をも、ナセと訓り、此ハ意祁命を、汝兄と詔り○汝弟、万葉十七に、奈弟乃美許等と有り、袁祁命を申せり

○為詠曰ハ、神武紀に、為御謡曰とあるを、訓注に、謡此云宇多預瀰と注せり、字書に謡ハ歌也ともあり、從歌謂之謡ともあり、又詠ハ歌也とも、長言也ともありて、字義ハ少か異なれど、古書等にハ、何れもウタとよめり

爾遂兄儛訖、次弟將儛時、爲詠曰、物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹畫著、其緒者、載赤幡、立赤幡見者、五十隱、山三尾之、竹矣訶岐此二字以音苅、末押縻魚簀、如調八絃琴、所治賜天下、伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押齒王之、奴末

續後紀十九に、歌語が、詠及志が、神事に用來礼留ともあり、然るに記傳に、此詠ノ字を、ナガメゴトとよめり、按にナガメとハ、長目にて、長く物を見る事をいひて、後ハ瞻望の意に轉し云り、然るハ中昔まで、歌よむをも、歌ふをも、ナガメと云ひし事、例なければ改めつ○物部ハ、万葉に毛能乃布とあり、上代武勇人を恐ミ、或ハ尊ミて、然云ひしにや○我夫子之も、親ミて云る事、万葉に例多し、是ハ山部、小楯を指て、我夫子と詔り○手上ハ、劒柄にて、今云刀の柄なり○丹畫著の畫ハ、縣居翁が、畫の誤りなりと、云るによりて、カキと訓つ、大神宮式に、須我流横刀一柄云々、其鞘ハ以金銀泥畫、ともあり、柄を赤く畫を云○其緒ハ太刀の緒なり○載赤幡の載ハ、裁の誤りにと、縣居翁の云るに從ふべし、記傳に、幡ハ借字にて、赤服なり、其赤き布帛を、細く裁て緒に為たる、よしの名なりと云へり、扨是までハ、小楯が太刀の裝ひを言擧げして、次の赤幡の序とせり○立赤幡ハ、字の如し、續紀十四に、以赤幡云々、供御物前建以為標、とある如く、上代ハ赤幡を標物に為しと見ゆ○五十隱山の、五十も發語なり○三尾之竹矢の、三尾ハ御尾にて、山の裾引たる如く、見ゆる処に、ある竹を云○訶岐苅の、訶岐ハ搔にて常に加へて云ふ古言なり、記傳にハ訶岐の上に、本ノ字ありしが脱たるなるべしと云て、補ひたれど、次に末押縻とあれバ、本ノ字なくても、おのづから然聞ゆるをや○末押縻魚簀の縻ハ、延佳本に、磨に作れり、靡の誤りなるべし、こうしきバ竹を押靡ぎ、魚簀に編めるなり、是を延佳が琴生之座席平、と云る如く、上代琴をバ竹簀の上に置きて彈しを、な

らはしとせしにや○八絃琴ハ、東遊に、奈々川乎乃、也川乎乃古止乎とあり○如調ハ、しらべの整ひたるを、天下の治まるに、譬、給つり○伊邪本和氣天皇ハ、履中天皇を申す○奴末は、ヤツコラマとよむべし、ラは略もし加もして、よむ例なり、播磨風土記に、奴良麻に作り、紀に僕是也とも、弟日僕是也ともあり、是ハ古訓の存まるにて、マは助辭之、奴とハ君に對て、臣を云るハ論なきを、父又祖父に對て、子又孫を奴とも云りけむ、上巻生弓矢処に、須佐能男命、大穴牟遲神を指て、是奴と詔り、是を證とすべし、抑此件の御言挙を、紀に傳たるハ、此記とハ大異なれど、何まも雅ひにうるはしく、彼も是も上まる世の、常の言語の風なるべし、誰か仰き尊まざらむ、猶是らとハ異なまらんど、播磨風土記に傳たるにハ、弟立詠、其辭曰多良知志、吉備鐵使鍫持、如田打、手拍子等、吾將為儛、又詠其辭曰、淡海者水隔国、倭者青垣々山投坐、市邊之天皇、御足末奴良麻とあり、今彼傳と、紀記とを並べ、何まを真の御言擧と定めむに、三ツなぐら傳なりつらむ、其は何まも半に足らぬを、傳たるにて、此三辭を合せてこそ、真の全躰ハ備なりつらめ、扨風土記に、市邊之天皇と称し、紀にハ於市邊宮治天下とあるを、畏しくも思量奉まバ、安康天皇崩坐て後、暫にても御位を繼給ひしを、史に洩せるにや

○自床墮、按に上代貴人の席

爾即、小楯連聞驚而、自床墮轉而、追出其室人等、其二柱王子、坐左右膝上、泣悲而、集人民作假宮、坐置其假宮而、貢上驛使、於是其姨、飯豐王聞歡而、令上於宮

をバ、別に高く設けしと見ゆ

○左右膝上、按に此時ニ王子、御年既に長給つまど、上に少子とあるを受て、如此書なるハ古文なり○泣悲而ハ、記傳に可畏き王の、如此おちぶまて、賤奴になり坐るを、悲むなりと云へり○驛使ハ早馬使之○令上於宮ハ、角刺宮にて

○平群臣之祖、名志毘臣の、平群臣ハ上に注、り、志毘ハ真鳥大臣の子之○歌垣ハ、男女立雙び歌ふを云ス、扨歌ふに曲折

故將治天下之間、平羣臣之祖、名志毘臣、立于歌垣、取其袁祁命、將婚之美人手、其孃子者、菟田首等之女、名大魚也、爾袁祁命亦、立歌

ある、續紀天平六年二月の朱垣（ガキ）

雀門にて行をれ一ハ、男女二百四十人ある、同寶龜元年三月、河内國若江郡由義宮に行幸の時行をれ一ハ、二百三十人ある、が、垣の如く見ゆる。由て然名付けむ、叓歌垣と八、其場に出る人、立雙び廻きる内外儀式帳に、人垣といふこと有り、名義の起る處八、おもふべし、常陸風土記に、歌垣てふこと見え、是を加我毘と云ふとしるせり、万葉九の長歌にその事をも記し、是を燿歌と云ふよしにて、東俗語に賀我比と左注を附たり、猶攝津風土記にも見えたり、上代八うたげと、国々に有しこと、皇極紀に、婦人に菟田諸石、孝徳紀に、菟田朴室古と、見えたるハ姓にもきこえず、此外書にも見えず○大魚、名義を求むべからず、紀にハ物部鹿鹿火の大連、女、影媛とゝして、武烈天皇の御世のことに傳へ、つぎの御歌によめるへ、つぎの御歌によりつゝ、大魚（オホウヲ）の切りたり

○志毘臣歌曰、

於レ是、志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理

記傳に此ハ傳の間に、歌の次第乱きたるか

○志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理

○古事記標注下巻之下

て書紀に擧らざるぞ、正一うたゝと云ふ、以て、爭ひたゝかふを、武烈天皇未だ太子におはしゝ、是理通りて聞ゆ○意富美夜能ハ、大宮之師説を擧て、彼つ鰭手（ヲデ）たり、鰭手とハ扇、端を云ふ、○須美加多夫祁理ハ、隅傾有（カタケリ）たり、此歌の意ハ、立並びたゝかふ嬢子（ヲトメ）を、得よまゝ如一ハ、大宮の廂の、隅の傾たる如一と云ふ

○意富多久美を、大臣たり○

如此（クヽ）歌而（ヒテ）、乞其（ソノ）歌末之（トキニ）時、袁祁命（ケノミコト）

袁遲那美許曽（ヲヂナミコソ）ハ、拙劣（ヲサナ）き、此語續紀卅の詔、又佛足石の哥等ゐ、見えたり○須美加多夫祁礼ハ、隅傾れゐて、御歌の意も、匠の拙きをゐまそ、傾たれ、朕も闕りたりをゝずとなり

○意富岐美能（カレ）ハ、大君之たり

爾志毘臣（ビノオミ）、亦（マタ）歌曰、意富岐美能（ホキミノ）、許呂袁由良美（コロヲユラミ）ハ、心を寛

○許々呂袁由良美ハ、心を寛

ミく○淤美能古能ハ、臣之子能、斯婆加岐、伊理多多受阿理之ふり○夜幣能斯婆加岐ハ、八重之柴垣し○伊理多々受阿理ハ、不二入立一有一首の意ハ、太子の御心の、武くおもせ玉ふ、其御心ハ、え入り立給ひずとふり、此歌を記傳み、太子の御垣内ふハ、え入り立給ひずとふり、此歌を記傳み、太子の御歌とし、て、解きまどひ、志毘臣の歌ふして、能〻聞ゆるをや○斯本勢能ハ、潮瀬之く、潮瀬於レ是、王子亦歌曰、斯本勢能、那表理表美礼婆ハ、波折を見まじおて、浅瀬ふ衝まて、波の折り返へすを云ふ、惣て波ふハ折ると云ふり、波の跡立つを云ふ○阿蘇毘久流ハ、遊来るふり○志毘賀波多傳ふハ、鮪之鰭手ふまり、鮪ハ魚名まり、其レを志毘臣ふ擬へ、鰭ハ和名抄み、波太俗云比礼と注せり、此ハ左右の比礼を云ふ○都麻多豆理美由ハ、妻立有所レ見ふり、是鮪ノ臣ガ傍み嬢女の立てるが、見ゆるとて、叔タテルミユと云べきを、如此云へるも一格おて、万葉六ふ、舩出為利所見ありあどあり

○意冨岐美能ハ、大君之ふり○美古能志婆加岐ハ、王之柴垣く、是ハ大君ノ、其御子と云ふハあらず、王子と云義まり○夜氣牟、志婆加岐

○夜布士麻理ハ、八節結まり、叔幾節と八、蔦等ふ古称云へるを、垣ふ云ふハ、常ふ薄又莒ふど、垣ふ結立てるふ、横ふ竹ふど、七所八所も内外より掛て結堅むるを以て、八節と八云ふめり○斯麻理母登本斯ハ、結令レ廻みて結めぐらすを云、記傳ふ此下ふタリトモと云ふを添て心得べしと云ふり○岐礼牟志婆加岐ハ、記傳ふ、将レ截柴垣まりと云へり、斷截るを云ふめり○夜氣牟志婆加岐ハ、将レ焼柴垣ふて、堅く作りふしよとも、頼まもし、焼もせ玉へとも、

○意布表余志ハ、大魚よふて、志ハ助辞く、此例多し、是ハ鮪

都久、阿麻歌曰、意布表余志、斯毘余、斯賀阿禮婆、宇良胡

の枕詞ぞ○本斯祁牟、志毘都久志毘、如此歌斯毘都久阿麻余ハ、鮪衝海人而、開明各退

を誂ぞ、其ハ次ぉ云ぅを見よ○斯賀阿礼婆ハ、其之荒者ぞ、荒とハ疎く放ぅを云ぅと、記傳ぉ云、り○宇良胡本斯祁牟ハ、情戀ーうむぅ、扱戀ーをコホシと云、ぅも、亦嬢子を指せぅ、扱嬢子が疎くなるバ、志毘ノ臣ハ戀ぉーうむと云ひ、齊明紀ぉ、枳瀦我梅能、姑裏之枳辨羅你と作りて、猶万葉ぉ例多ぅ○志毘都久志毘ハ、鮪衝鮪ぅ、扱此御歌の意を思ふぉ、鮪ハ衝て捕ぅるものぁ、其言を通せーー、志毘ノ臣ぉ屬從へぅる、海人ぅと云て、海人も嬢子を指ーー、其之と云、ぅも、亦嬢子を指せぅ、扱嬢子が疎くなるバ、志毘ノ臣ハ戀ぉーうむと云ひ、鮪ぉ彼鮪ぉ屬てと訶を重ねて詠ぢくり、是ハ上の贈答とハ、別ぉーて由有りて、贈ぢたーぅづーー、由有りとハ、御歌の意を思ふぉ、嬢子が志毘ノ臣を、恨むる歟どもありて、其を奏上らむ、御返ーぉも有ぅづーー、紀ぉも太子、贈二影媛一歌曰云々と有り、對見ぅづーー、然ル記傳ぉ、娘子が太子ぉ疎く放ぁバ吾心コホシケムと解きど、自ぁひーく思ふ子を、コホシケンと云むぅ、如何猶よく考ざーー○開明各退、古の開字を、一本ぉ依りて、記傳ぉ闇明と記ーー、カゞヒアカシテとよめど、おほつらぁれバ、姑ク舊訓ぉ從ひて訓ぇつ

○明旦之時を、明旦之時、意祁命、衆祁命、二柱議記傳ぉツトメテとよめど、タヾク、スベテ時ノ字ぅるぅーー云、九朝廷人等者、旦參ー赴於朝廷、ハ、然も訓ダくし、且ツトメとも風ぉて、早くと云、ぅ意ぁるぅ亦其門無レ人、故非レ今者、難レ可レ謀、即畫集ニ於志毘門一、亦今者志毘必寢、既ニ注、り○志自卑、上ぉ云、り○興レ軍、圍ニ志毘臣之家一、乃殺也、於レ是爲汝命之功を、記傳ぉナガミ二柱王子等、各相ー讓天下一、意祁命曰、住ニ於針間一、志自コトノ、イサヲニゾアリケルと、點まど、然ハよミダくーー、故今改めて抑此段ハ、記法他ぉ下之君、是既爲ニ汝命之功一、故吾雖

異なきれバ、此天皇の前記とし兄、猶汝命先治天下而、堅讓、故不も云ハなし、故袁祁之石巣別命得辭而、袁祁命先治天下也

以下をしむらくこの御代の初篇とさどむべし

○袁祁之石巣別命の、石巣考

袁祁之石巣別命、坐近飛鳥宮、治なし、此天皇を後に、顯宗と諡天下捌歳也、天皇娶石木王之女、奉まり○近飛鳥宮、前に河内難波王、无子也

国古市郡なる、飛鳥を近ッ飛鳥と云ヒ、大和国高市郡なる、飛鳥を遠ッ飛鳥と云るハ、反正天皇の、大宮を定メ給ひし、河内国丹北郡、柴垣宮より、道の遠近を以て名付たり、扨また允恭天皇の坐坐し宮ハ、遠飛鳥宮と同地にて其に對て、近ッ飛鳥宮と申せり是ハ御代の前後を以て分給つるなり、こゝまバ、前に坐しを遠ッと云ヒ、今坐せるを近ッと云ヒて、上の道の遠近とハ異なり、此宮地大和志に、在上八釣村と記し、紀に元年即位於近飛鳥ノ八釣宮とあり○石木王之女、難波王ハ、紀に皇后難波小野王とあり、石木王ハ、雄略天皇の御子に、磐城皇子なり、是なるべし

○父王の、王とハ御子にて、御親を御子と申ス、理なく聞ゆ

此天皇、求其父王、市邊王之御骨時在淡海國、賤老媼、參出白、王子まど、惣て親王、又皇子等の通祢なれバ、妨なし○求ハ淡海国、久多綿之蚊屋野なるを、上に見ゆるなり○老媼字書に、媼ハ女ノ老稱と注せり、和名抄に、嫗ハ老女之祢也、於無奈と注し、霊

御骨、所埋者、專吾能知、亦以其御齒、可知御齒者、如三枝、押齒坐也爾起民掘土、求其御骨、即獲其御骨而、於其蚊屋野之東山、作御陵葬、以韓鉞之子等、令守其御陵然後、持上其御骨也

異記にハ、於宇那と注せり、無も于も轉りたるにて、本語もオミナなるを、いちどろし、字鏡に嫗、於弥奈とありて、ヲミナと混ぶべからず○三枝ハ、冠辞考に見ゆ、已ろ說ハ、国典字徴、葛字に注せり○押歯ハ、和名抄に、齵ハ齒重リ生也於曽波と注し、常語にも然云ひ、西国にてウソバと云り、是ハ齵重なるにて、三俣なる故に、如三枝とあり○蚊屋野、上に出○韓帒、紀に狭々城山君、韓帒宿祢とあり○持上云々ハ、御骨を分て、大和国に葬賜ひしむを、其地ハ史に脱らし、口碑にも傳もらず、悲むべし○置目ハ、御墓の在所を、見置しに因る名なり○敦廣ハ、宣命共餘、常に見えたる古語なり○鐸ハ、類聚名義抄に、ヌリテと注せり、名義詳ならず、東雅に百濟の方

故還上坐而、召其老媼、譽其不失見置、知其地以賜名號置目老媼、仍召入宮內、敦廣慈賜、故其老媼所住屋者、近作宮邊、毎日必召、故鐸懸大殿戸、欲召其老媼之時、必引鳴其鐸

言に出し所と云るハ非なり、按に形ハ鈴に類て、大なるを鐸と云ひしなむ、状象略記、天智天皇七年ノ條に、於近江国志賀郡建崇福寺、掘出奇異寶鐸一口、高五尺五寸、續紀和銅六年七月ノ條に、大倭国宇太郡波坂郷人云々、得銅鐸於長岡野地而獻之、高三尺、口径一尺、日本紀畧、弘仁十二年ノ條に、播磨国有人、掘地獲一銅鐸、高三尺八寸、口経一尺二寸、續後紀、兼和九年六月ノ條に、若狭国進銅器、其體頗似鐘、是自地中所掘得也、三代實録、貞觀二年八月ノ條に、参河国獻銅鐸、高三尺四寸、於渥美郡松山中獲之云々、是らハ殊に大キなる限りを、抄出つるのミ、猶小キも多かり

爾作御歌、其歌曰、阿佐遲波良、袁陀爾袁須疑弖、毛毛豆多布、奴弖由良久母、淤岐米久良斯母

○阿佐遲波良ハ、浅茅原にて、大和国城上郡の地名なり○袁陀尓袁須疑弖ハ、小谷を過てろ、又地名ろ詳ならず、是ハ遠方より來つる状に、設て厳きに詔へるも○毛々豆多布ハ、百傳ふにて、遠き野山を、數多傳ひ來るよしにて、鐸の枕詞に置キ給へり、鐸も驛路の鈴の意なり○奴弖由良久母ハ、鐸瑲々もにて、母ハ助辞なり、扨鐸を奴弖と云ふハ、略語の格にて、字鏡に鐸ハ奴利底乃木とあるを、和名抄に、鐸ハ沼

天と注し、猶云ハ、粮をカテと云、折敷を、ヲシキと云る類ヘ、字鏡に鉄ハ奴利氏と注せり、是ハ本語なり、由良久ハ、金玉の聲を云フ○淤岐米久良斯母ハ、置目來ちしもヘ○意岐米母夜ハ、置目もやにて、母夜ハ助辭ヘ、紀にハ慕與とあり○阿布美能淤岐米ハ、近江之置目なり○阿須用理波ハ、自明日者ヘ○美夜麻賀久理弖ハ、御山隱而なり○美延受加母阿良牟ハ、不所見歟もなるむヘ○逢難ハ、安康段に見ゑたり○飛鳥河、まの河古哥にも、數

於是、置目老媼、白僕甚耆老、欲退本國、故隨白退時、天皇見送歌曰、意岐米母夜、阿布美能淤岐米、阿須用理波、美夜麻賀久理弖、美延受加母阿良牟

初天皇、逢難逃時、求奪其御粮、猪甘老人、是得求喚上而、斬於飛鳥

多見ゑたり、大和志に、源自畑山中、経稲淵至祝戸、與細川合、経岡飛鳥四分等、至今井曰蘇川云々、是ハ大宮の邊を、流るゝ故に、名にハ屓々む○自跛ハ、字鏡に、驟足奈戸久馬、蹇行不正也、訓阿之奈閇此、間云那閇久とあり、天の御怒りハ、恐き業なりけし○老、上に老人とあり○見志米岐ハ、見占まし、雄畧紀に、占良地云々、志米とハ標にて、其所を定むるを云フ、是ハ始メ二王逃去給ひし時に、山城の苅羽井にて、御粮を奪取たる、老人の隱居る所を、此所ぞと、見トて見しなるを云フ○志米須ハ地名ヘ、名義ハ顯し示すの意なるべし、上の苅羽井ハ、綴喜郡なり、今相樂郡に、白栖村あり、志米須の轉訛にハ、あらじうな不考べし

天皇深怨殺其父王、之大長谷天皇、欲報其靈、故欲毀其大長谷天

○靈ハ、雄畧天皇のヘ○此件

河之河原皆斷其族之膝筋以是至今、其子孫、上於倭之日、必自跛也、故能見志米岐其老所在、志米岐三字以音故其地謂志米須也

ニ、掘又毀、又破又破壞、又掘壞ナド、十一処ヲ、是ラアバクとよはむ、文選西征賦ニ、亡墳掘而、莫禦、史記伍子胥傳ニ、掘楚平王墓出其尸、同田單傳ニ、掘吾城外冢墓ナドあり、論語ニ、悪訐以為直者、朱注ニ、謂攻發人之陰私とある如く、何ニはあれ、某業をして、厚しむる

皇之、御陵而、遣人之時、其伊呂兄、意祁命奏言、破壞是御陵、不可遣他人、專僕自行、如天皇之御心、破壞以、參出、爾天皇、詔然隨命、宜幸行、是以意祁命、自下幸而、少掘其御陵之傍、還上、復奏言既掘壞、也爾天皇、異其早還上而、詔如何破壞、答白少掘其陵之傍土天皇詔之、欲報父王之仇、必悉破壞其陵、

をアバクと云、又、鎮火祭祝詞ニ、吾乎見阿波多志給比津止申云々、祝詞考ニ阿波多志ハ、荒破ちふ言ニて、あぢめあぢくなど云類し、仍てもを濁りぬと云り、こゝまバ、今改むべけれど、姑記傳ニ從ふ○從父ハ、天治本字鏡ニ、父方乃伊止古と注せり、雄畧天皇ハ、允恭天皇の御子ニ坐して、忍齒王ハ、允恭天皇の御兄、履中天皇の御子ニ坐まバ、忍齒王と、雄畧天皇とハ從父兄弟ニ坐り、記傳ニ此從父を、ヲヂとよめるハ理なし

○此件の古事を、綱ニ紀ニ傳、

何少掘乎、答曰、所以爲然者、父王之怨、欲報其靈、是誠理也、然其大長谷天皇者、雖爲父之怨、還爲我之從父、亦治天下之天皇、是今單、取父仇之志、悉破治天下之天皇陵者、後人必誹謗

とまど、文長きを、大日本史仁賢天皇の條に略きて記せるを、爰に記すべし、初顕宗帝即、

陵邊、既以是恥、足示後世、如此奏者天皇、答詔之是亦大理、如命可也

位、謂天皇曰、先王無罪、大泊瀬天皇、殺之棄骨郊野、至今未獲、憤歎盈懷、臥泣行跣、志雪讎恥、吾聞父之讎、弗與共戴天、夫匹夫有父母之讎者、遇諸市朝、不反兵而鬪、況吾既爲天子、今欲發其陵、碎其骨以報之、不亦可乎、天皇泣諫曰、大泊瀬天皇、躬綜萬機、照臨天下、先王雖爲皇胤、遭遇迍邅、不登天位、以此觀之、尊卑分定、而忍壞陵墓、何以奉天之靈、其不可一也、陛下與億計、共蒙白髮天皇殊恩、以至于今、大泊瀬天皇、非其父乎、億計聞、無言不酬、無德不報、陛下饗国、德行廣聞、而以此見於華裔、恐非莅国子民之道、其不可二也、顕宗帝嘉從焉とあり、是を略て、国史略に載せ、又略て、皇朝史畧に記せり、年治云、此文中に、父之讎弗與共戴天などハ、礼記曲礼に見ゆ、無言不酬などハ、詩大雅に見ゆたる諸等にて、此御世にこゝる、書どものありとも聞ゆず、若ありしにもせよ、讀解く人のまゝのまゝるハ、其證ども国字考に弁おけり、然まバ撰者の私意に加ゆつるにて、甚言痛くハあまど、其餘のまゝハ、こまごゝ古傳の儘と聞ゆ、いとく尊き御諫めにハありけり、但

先王雖爲皇胤、不登天位とハ、史の失りまるべし、其を上に委注るが如し

○片岡之石坏岡ハ、諸陵式に、傍丘磐杯丘、南陵云々、在大和国葛下郡、兆域東西二町、南北三町、陵戸一烟、守戸三烟とあり、大和志に云々、昔在葛下郡今市村、寶永年間、陵崩遂爲民居と記せり、是實にこゝまとまらバ、淺ましく畏き業まるを、山陵岡にハ、此御陵、平野村に在り、高四間下に塚口あり、高五尺七寸、幅四尺八寸の石蓋あり、奥行一丈五尺と記せり

故天皇崩、即意祁命、知天津日繼、天皇御年參拾捌歲、治天下八歲、御陵在片岡之、石坏岡上也

○意祁命ハ、後に仁賢と諡り奉まり○廣高宮ハ、字の如く称たるまり、此宮地を大和志に、

意祁命、坐石上廣高宮治天下也、天皇娶大長谷、若建天皇之御子、春日大郎女、生御子、高木郎女、次

在二山辺郡嘉幡一封一と記し、帝王編年記ニハ、同郡石上左大臣、**財郎女、次小長谷、若雀命、次眞若王**、家北ノ田原と記せり○大長谷若建天皇ハ、雄略天皇なり○春日大郎女ハ、雄略紀ニハ、春日大娘皇女、更名高橋皇女とあり、春日も高橋も、大和国添上郡ニあり、地名なり○高木郎女、山城志ニハ、綴喜郡高木村にあり、此地ニ由れる御名なり、紀ニ高橋大娘皇女とあり、御母の更名ニ因まる○財郎女ハ称なり、成務ノ段ニ、忍山垂根之女、弟財郎女にあり、及正紀ニハ、及正天皇の御女ニて、財皇女なりを、此記ニハ財王ニ作り、皇極天皇を、寶ノ皇女と称せり、以上財と云ふ例なり○久須毘郎女ハ、記傳ニ奇の意と云へり○手白髪郎女ハ、記傳ニ凡器ノ名、多志良加を、御名ニ負せりと云へり○小長谷若雀命の、小長谷ハ、長谷ニ坐はせるニ因まる、小を添て云ふ例なり、雀ハ考ニ一○眞若王守の如し、紀ニ眞稚皇女とあり

○九迩ハ既ニ出タリ、日爪ハ名云へり、強て名義を求むべからず、**女、生御子、春日山田郎女、此天皇**

久須毘郎女、次手白髪

長谷、若雀命、次眞若王

財郎女、次小長谷

然るニ、記傳ニハ、此爪を天之原の例によりて、ツマとよめるハ、ゐざまとく、其も論べきことなり、春日ハ、御母の舊居、九迩とおなじて、大和志ニ十市郡、山田村ニ在りと有て、大和志ニ十市郡、山田村ニ在りと有下郡にも、山田村有り、疑しくも、此天皇ニハ、御年も御陵をも沈せり

○小長谷若雀命ハ、後ニ武烈と諡し奉まり○列木宮、此宮地を日本紀通證ニハ、在二城上郡一、長谷寺、南出雲寺、と云へり○御子代ハ、垂仁段ニハ見ゆ○小長谷部ハ、大御名ニ因れり、諸国ニ谷部と云ふ地名多くあり、小長谷部の畧ろ

○石坏岡ハ、顕宗天皇の御陵

之御子、并七柱、此之中、小長谷若

雀命者、治二天下一也

小長谷若雀命、坐二長谷之列木宮、

治二天下一捌歳也、此天皇死二太子一、故

爲二御子代一、定二小長谷部一也

御陵、在二片岡之石坏岡一、也 天皇既

と同地あり、諸陵式に傍丘磐杯ノ丘ノ北陵云々、在大和国葛下郡、兆域東西二町、南北三町、守戸五烟とあり、大和志に、在平野村と記し、山陵志に、御陵二ツ、一ハ御車ヲ埋ムト云ヒ傳ヲ云々、高五間二尺五寸、一ハ五間五寸、垣ノ回リ五十七間、と記せり○五世之孫、紹運録に、品太天皇の御子、稚渟毛二派皇子、其御子ハ大郎子、其御子ハ彦主人王、其御子ハ袁本杼命、と記せり○袁本杼命ハ、紀に男大迹天皇更名彦太尊とあり、和名抄に、近江国高嶋郡、大處郷あり○近淡海国、紀に天皇ノ父云々、自近江国高嶋郡三尾之別業、遣使躬于三国ノ坂中井

○袁本杼命ハ、後に継體と諡奉まり○伊波礼之玉穂宮の、

崩、無可知日續之王、故品太天皇、

五世之孫、袁本杼命、自近淡海國、

令上坐而、合於手白髪命、授奉天

下也

袁本杼命、坐伊波禮之、玉穂宮、治

天下、也天皇娶三尾君等祖、若比

伊波礼ハ、大和国十市郡ある地名之、玉穂ハ称名あるべし、此宮地詳ならず○三尾君の三尾ハ、紀に近江国高嶋郡、三尾之別業と見ゆ、續紀廿五に、高嶋郡三尾埼とも見ゆ、垂仁段に、石衛別ノ王者、三尾ノ君之祖とあり○若比賣字の如し○大郎子、御妹に大郎女坐せり、大も尊称之、郎子ハ愛親む詞なるべし、某を御名に傳、誤へり○出雲郎女ハ、大和国城上郡に出雲村あり、此地に由ある御名あるべし

賣生御子、大郎子、次出雲郎女二柱

○尾張連、神代紀に、天火明命、児、天香山、是尾張連等、遠祖也、とあり○凡連の、凡の仮名も、オホシあり、上巻に凡河内とあるを、安閑紀推古紀等に、大

又娶尾張連等之祖、凡連之妹、目

子郎女、生御子、廣國押建金日命、

次建小廣國押楯命、二柱又娶意祁

天皇之御子、手白髪命、是大后也生御

子、天國押波流岐、廣庭命波流岐三字以

河内に作れる音一
を、證とすべし柱
万葉六に、凡有者、左毛右毛將爲乎、同十一に、凡者、誰將見鴨、とある凡を、集中於
保とも、鬱とも書たり、扨凡ハ大押を略たるゝ、續紀四十に、讃岐国寒川郡人、正
六住上、凡直千繼等言、先星直譯語田朝庭御世、繼国造之業、管所部之堺、於是因
官命氏、賜紗拔大押直之姓、而庚午年之籍、改大押字、仍注凡直、是以星直之裔、或
爲讃岐直、或爲凡直云々、按に大押の姓ハ、猶古よりありけむを、敏達天皇の御
世に、賜ありしハ、凡直千繼が遠祖なるべし、此氏人續紀以下に、多うまど大方
ハ、彼四国と云、又国人等く、如此くとくしく、云、又ゆゑハ、和名抄丹後国、加佐郡
郷名凡海を、於布之安万と、誤注せるを證として、記傳に此凡直をも、凡河内を
も、惣てオフシと点せるの非なるを知らしめむとめて、抑和名鈔郡郷部ハ、
後人の挽入にて、源順の手に出たるにあらねば、仮名の誤少からず心してよ
むべし○日子郎女考なし、紀に更名色部とあり○廣国押建金日命ハ、天下知
食ての称名なり、紀に勾大兄皇子とあるぞ、常の御名にハありける○建小廣
国押楯命、是も上におなじ、小字ハ御兄の御名を襲て、小を加たるく、紀に檜隈
高田皇子とあるぞ、常の御名なる○天国押波流岐廣庭命、紀にハ排開と作れ
り、此御名も、上におなじき称名
なるを、常の御名ハつくなりず

○息長真手王の、息長ハ近江国坂田郡の地名く、真手ハ神武紀の訓注に、莽耐とあるに

又娶息長、眞手王之女、麻組郎女、生御子、佐佐宜郎女、一柱又娶坂田大股王之女、黒比賣、生御子、神前郎女、次茨田郎女

よりて訓ミつ、即真舅く、是ハ何れの御子ならむ、詳ならず○麻組郎女、名義字の如し、紀にハ麻績に作れり○佐々宜郎女、紀に荳角に作れり、名義考なし○坂田大俣王、坂田ハ近江国郡名なり、大俣考なし○黒比賣、上に同名なり○神前郎女、神前ハ近江国の郡名、神埼なり○茨田郎女の茨田ハ、河内国の郡名く

○馬來田郎女、馬來田ハ上總国郡名、望多を国造本紀に、馬來田に作り、万葉十四の、上総

次馬來田郎女、三柱又娶茨田連、小望之女、關比賣、生御子、茨田大郎女、次白坂、活日子郎女、次小野郎

女、亦名長目比賣三柱 又娶三尾君、加多夫之妹、倭比賣、生御子、大郎女、次丸高王、次耳上王、次赤比賣郎女、四柱 又娶阿倍之波延比賣、生御子、若屋郎女、次都夫良郎女、次阿豆王、三柱 此天皇之

国歌ニ、宇麻具多とあり、此地ニ由ある御名なるべし○茨田連ハ、神武段ニ注せり○小望之女関比賣、名義考ふべし、以上二十四字ハ、紀ニ依りて記傳ニ、此記の躰裁ニ改め加へ、且ツ三柱と云ヲ分注さへ、加へたるニ從ふべし、しからざれハ、次ニ并十九王男云々、とあげたる御子の數ニも、叶はざればなり○白坂活日子郎女の、白坂ハ地名なるべし、活日ハ記傳ニ稱名と云へり、子ハ加へたるか、衍なるか考ふべし○小野郎女、式ニ近江国高嶋郡、滋賀郡等ニ、小野神社あり○長目比賣、紀ニ長石姫ニ作れり、名義考ふべし○三尾君、上ニあると同族なるべし○加多夫、紀ニ堅樴とあり○倭比賣同名あり、和名抄ニ、大和国城下郡、大和郷あり、此地ニ緣ある御名なり○大

御子等、并十九王、男七、女十二 此之中、天國押波流岐、廣庭命者、治天下、次廣國押建、金日命、治天下、次建小廣國押楯命、治天下、次佐佐宜王者、拜伊勢神宮也

郎女、記傳ニ上の大郎子の、例しと云へり、但皇女等の、長ニぞ坐ゝむ○丸高王、紀ニ椀子ニ作れり、椀ニ高ハ蚕の誤りなるべし、若シ素より高あらむニハ、高ノ字以音と、音注あるべき例なり、其も偶脱れりとするも、マロコならむニハ、丸高とハ書くべく、左ニも右ニも誤なるべし、扨丸とハ、愛志たしむ詞く○耳王ハ、稱名なるか、上巻須賀之八耳の処ニ注せり○赤比賣郎女、赤ハ明ニ通ひて、稱名く○阿倍之波延比賣の、阿倍ハ地名か、姓か詳ならず、波延ハ光映なるべし○若屋郎女、紀ニ稚綾姫皇女ニ作れり、美稱く○都夫良郎女、紀ニ圓娘皇女ニ作れり、反正天皇の御子ニ、おなじ御名あり○阿豆王の豆ハ、此記ニ清音ニよめる例なり、紀ニ厚皇子とあり、名義ハ字の如し○拜伊勢神宮の、神上ニ大ノ字落たり、是ハ御世御世、大御神の御杖代として、皇女等の中より、齋奉る

を此前後畧ぢ
る八、漏レたるあ
るべし○笠紫
君石井、記ス筑
紫国造ヲ作き
り、孝元天皇の
御子、大彦命の
後まり○物部
荒甲之大連の、甲ハ字音まり、音注を脱せり、記ス鹿火ヲ作まり、姓氏録ヲ銚
速日命十五世孫、物部鹿火大連とありて、鹿、字を落せり○大伴之金村連、姓氏
録ヲ、道臣命十世ノ孫、佐豆彦とありて、狭手彦ハ、宣化紀ヲ、金村大連の子と
○紀石井、是ハ紀の廿一年、六月、條と、筑後風土記とヲ詳まり、文長くれバ略き
○肆拾参歳、紀
ヲ年八十二と
まり○三嶋ハ
摂津国の地名

此御世、笠紫君石井、不レ従二天皇之
命一而、多レ无レ禮、故遣二物部荒甲之大
連、大伴之金村連二人一而殺二石井一
也

之藍御陵也

て、神武段ヲ、三嶋、溝咋とあるも、此地の人まり、雄略紀ヲ、三嶋郡藍原と見ど
あるも、後ヲハ島上、島下と、二郡ヲ分置○藍御陵、和名抄嶋下郡郷名ヲ、安威ハ阿
井と注し、式ヲ同郡阿為神社ありて、今も安威村まり、然ヲ諸陵式ヲ、三嶋藍野
陵ハ、磐余玉穂宮御宇、纒向天皇ノ、在二摂津国嶋上郡一、東西三町南北三町、守戸五烟と
あるヲ、今按ヲ古の藍原ハ、両郡の堺ヲ広ありて、上代ハ島上郡ヲ属まりむ、摂津志ヲ、
在嶋下郡大田村、土人曰池上陵と記せるヲ、まの大田村も、上代ハ島上郡まるし
證ハ播磨風土記ヲ、三嶋賀美郡
大田村、とあるを併ヒ見るべし

廣國押建金日命坐勾之金箸宮、
在河内之古市高屋村也

○廣国押建金日命ハ、後ヲ安閑と諡奉まり○勾之金箸宮ハ、大和志ヲ、在二高市郡曲川村一と記し、曲川の舊名を、曲金と云ひし由まり、こゝまバ金箸ハ、地名まるべし○古市ハ、河内国郡名ありて、和名抄ヲ不レ留知と注せり、然ど上人ハ、フルイチと呼ぶまり○高屋村ハ、式ヲ古市郡高屋神社ありて、続紀三ヲ、河内国古市郡人高屋薬女と云人見ゆ、諸陵式ヲ、古市高屋丘陵云々、在二河内国古市郡一、兆域東西一町、南北一町五段、陵戸一烟守戸二烟とあり、此天皇まり未ヲ至るまで御年を記さゞるハ略くなり

○建小廣国押楯命ハ、後ニ宣化と諡奉まり

建小廣國押楯命、坐檜垌之、廬入野宮、治天下也、天皇娶意祁天皇之御子、橘之中比賣命、生御子、石比賣命、訓石如石下效此次小石比賣命、次倉之若江王

○檜垌ハ、大和国高市郡の地名にて紀に檜隈に作まり、万葉に佐檜乃熊、檜隈川などありて、名高き地

○廬入野宮ハ、仙覺抄に引たる、阿波風土記にハ、檜前伊富利野乃宮と記し、好古小録に載たる、慶雲四年、威奈大村の墓誌にも、五百野宮とあり、然まバ舊よりあまし、地名にて、此宮地を大和志に、在檜隈村と記せり○橘之中比賣命、其の皇女、上に并て七柱とある処にハ洩たり、橘ハ大和国高市郡の地名にて、今も橘村あり○石比賣命、法王帝説に、伊斯比女命に作まり、名義考まし○小石比賣命ハ、御姉に對たる御名也○倉之若江王の、倉ハ地名なるべし、和名抄に大和国、廣瀬郡郷名に、上倉下倉あり、若江ハ紀に、稚綾に作まり、称名也、此王ハ紀に皇女と有

○川内之若子比賣、紀に大河内稚子媛とあまバ、川内ハ姓なり、名ハ字の如し○火穗王、紀に火焔皇子とあり、名義考

又娶川内之、若子比賣、生御子、火穗王、次惠波王、此天皇之御子等、并五王、男三、女二、故火穗王者、志比陀君之祖、惠波王者、韋那君、多治比君之祖也

まし○惠波王、紀に上殖葉皇子に作まり、地名に依まる御名ゟ考べし○志比陀君、紀に椎田君に作まり、此姓此をおきて、史及姓氏録にも見ゑず、記傳に攝津国、河辺郡に在べし、彼郡に椎堂村ありと云り、此説然るべし、三代實録七、同卅八等に、此皇子の末を云る、皆河辺郡なれバ也○韋那君、和名抄に攝津国河辺郡、為奈郷あり、三代實録二に、攝津国河邊郡為奈野、為遊獵之地などあり、天武十三年紀に、猪名公賜姓曰真人○多治比君、三代實録十二に、左中辨正五位下、丹墀真人、貞峯上表曰云々、宣和天皇皇子、加美惠波皇子、生十市王、十市王生多治比古王、此王生産之夕、忽多治比花、飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、成長之後、固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公云々、是多治比と云る姓の、起原にハありけり、但及正天皇の御世の、多遲花の古事に似通り、天武十三年紀に、丹

比公勝姓、曰真人と云り、叔

此天皇よも、御陵を淸せり

○天国押波流岐廣庭天皇、

天國押波流岐、廣庭天皇、坐二師木

玉敷一也

天下一、

後ゟ欽明と諡奉まつり○師木嶋大宮の、大字ハ尊称之、師木を大和国郡名ゟて、後ゟ城上城下と二郡ゟ三分まつり、嶋と柱

天皇、娶二檜垣天

王、次沼名倉太

皇之御子、石比

賣命一、生御子、八田

ハ一搆の内を云例まど、此地を斯云、其ハ次ゟ云を見よ、此宮趾ハ大和志ゟ、在二城上郡金屋村一西南、初瀬川南と記せり、扨此大宮の号を、倭の枕詞とせー由名ハ和名抄大和国、城下郡郷名ゟ、大和、於保夜末止と注せり、是一国ゟ云及せる、起源ゟて、舊ゟヤマトと云ー又、仁徳段の御歌ゟ見をさゝり、然バ師木嶋の大和と、地名を重和たるゟて、石上布留、篠波の志賀と云る例まつり、此地を師木嶋と云ひー八、宮地とまつりの、地名ゟて、紀ゟ遷

都ル後回磯城郡磯城嶋、又靈異記ゟ、大和国山邊郡ゟ懸ケて、廣き名ゟやまつりゝむ○檜垣天皇八、宜化天皇を申ゝ○八田王和名抄ゟ大和国添下郡矢田郷ゟり、此地ゟ因まつる御名ゟ○沼名倉太玉敷命、池王帝説ゟ、怒那久良、布刀多麻斯支天皇ゟ作れり、紙ゟる御名ゝ○笠縫王の笠縫ハ大和国十市郡ゟある地名ゟて、崇神紀ゟ、笠縫邑とまつる、此地ゟ由まつる御名ゟ

○小石比賣命

又娶二其弟、小石比賣命一、生御子、上

ハ、御婚ゟ對、たる御名まつり○

王、一柱、又娶二春

上王、紀ゟ石上王ゝ云まバ、石字落たるゟ、石上ハ大和国、山邊郡の地名ゝ、

子郎女一、生御子、

麻呂王、次宗

又賀美て、地名も、高市郡葛下郡等を始め、多くまつる、姓正ー云むる○春日之日ル臣之女、難波子郎女と、ある○春日山田郎女、春日ハ御母の本居ゟ因まつり、山田ハ大和志ゟ、添下郡山田村まつり○麻呂王、紀ゟ摘麻呂皇子とあり○宗賀之倉王の、宗賀ハ式ゟ、大和国高市郡、宗我ニ坐宗我

都比古神社あり、倉ハ廣瀬郡の地名にて上に注り、此等の地名に由ある御名なるべし、記傳に此王も、小石比賣命の、御腹なるゆゑ、紛まつるなるべしと云へり

○宗賀之稲目宿祢、姓氏録に蘇何、孝元天皇皇子、彦太忍信命之後也、又同書田中朝臣條に、武内宿祢五世孫、稲目宿祢とあり、彼武内大臣ハ、古今無双の忠臣なりしに、其子孫に、古今無双の逆臣の生出しハ、異むべし、胡佛をして、神国を

又娶宗賀之、稲目宿禰大臣之女、岐多斯比賣、生御子、橘之豊日命、次妹、石垣王、次足取王、次豊御氣炊屋比賣命、次亦麻呂古王、次大宅王、次伊美賀古王、次山代王、次妹大伴王、次櫻井之玄王、次麻奴王、次橘本之若子王、次泥杼王

十三

穢さしめしハ、此宿祢より始まるぞうし○岐多斯比賣、紀に堅鹽媛に作まり、記傳に此物に由ありて、名に肩しあるべしと云り、堅鹽ハ燒塩之○橘之豊日命、橘ハ地名にて、上に出つ、豊日ハ称名之○石垣王、是も地名によまる御名ゆゑ、紀に磐隈皇女に作り、侍祀於伊勢大神とあり○足取王、紀に臘鳥皇子に作まり、和名抄に、臘鴬鳥、阿止里、一云胡雀と記せり此鳥に由ある、御名なるべし○豊御氣炊屋比賣命、法王帝説に、止余美氣、加志支夜比賣天皇とあり、名義考なし○次亦麻呂古王、紀に椀子皇子に作まり、次亦とハ、上に麻呂王あるゆゑに、混ぬるゆゑなるべし○大宅王、和名抄に、大和国添上郡、大宅郷あり○伊美賀古王、紀に石上部皇子に作まり○山代王、記傳に御乳母の姓ゆゑ、地名ゆゑと云り、其も文徳實録一に、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓為之名、とあまバなり○大伴王、御乳母の姓に、因まる御名なるべし○櫻井之玄王、記傳に玄字ハ、弦の偏を省きて、書なりと云り、櫻井ハ大和河内攝津等の、地名に聞ゆ、姓にハ櫻井臣、櫻井田部連等あり、叔敏達天皇の御子にも、同御名ありて、紀にハ櫻井弓張皇女に作まり、按にこゝるむつかしき、御名のいくつもあるべくもあらねバ、一ツも誤りなるべし○麻奴王、和名抄に、近江国滋賀郡、真野郷あり、此地に由ある御名なるべし、姓にハ真野首弟子と云人、推古紀に見ゆゑ○橘本之若子王、考なし○泥杼王、紀に舎人皇女あまた、下上に誤まるゆゑ、然らバ御乳母ハ、舎人氏なるべし

又娶岐多志比賣命之姨、小兄比賣、生御子、馬木王、次葛城王、次間人穴太部王、次三枝部、穴太部王、亦名、須賣伊呂杼、次長谷部、若雀命、五柱 凡此天皇之御子等、并廿五王、此之中、沼名倉太玉敷命者、治天下、次橘之豐日命、治天下、次豐御氣炊屋比賣命、治天下、次長谷部之若雀命、治天下也、并四王、治天下也

○姨、紀ふまの小兄比賣を、堅塩媛同母弟と傳へ、法王帝說の傳へもおあじ○小兄比賣、紀ふ小姉君ふ作り、法王帝說ふ、乎阿居子ふ作きれバ、兄ノ字ハア子とよむべし、縣居翁の說もおあじ、抑兄ノ字を、ア子と訓たる例ハ、未タ見ざきど、二も子も共ふ、親む詞ふて、女を兄の意ふ云へるハ、伊邪那美命を上巻ふ那邇妹命と詔り、即汝兄妹まり、又須比智邇神の邇も兄の意ぞ、又男を妹の意ふ云へるハ、天津彦根命、遠津待根命あど、數ふるふ堪ず、是上代兄姉ハ、男女ふ渉りたる稱あきバ、兄ノ字をア子とよむまじきふあらず○馬木王、紀ふ茨城皇子とあり、茨を本語え、ウマラあまりしるを知るべし記傳ふ此御名も御乳母の姓あらべしと云り○葛城王ハ、地名ゝ又姓ふ因きる、御名ゝ○間人穴太部王の、間ハ間と同義ふて、万葉十九ふ、有争波之爾とあるも、争ふ間ありき、但是ハ借字ふて、變人と云ゝ、叔間人ハ地名ふハ、和名抄ふ丹後國、竹野郡間人郷あり、姓ふハ間人宿祢あり、穴太も地名ふハ、大和國山邊郡ふありて穴穂宮即其地ふり、姓ふハ孔王部、首あり、是ハ御乳母二人の姓を、合せたる御名ゝ、此御名を、法王帝說ふ、穴穂部間人王ふ作り、用明紀、推古紀ふハ、穴穂部間人皇女とあり○三枝部、穴太部王、姓ふ三枝部連あり、上ふおあじこるべし、此王を敏達紀ふハ、穴穗部皇子とあり○須賣伊呂杼考あし、伊呂杼ハ、安寧段ふ、蠅伊呂杼と云ゝ人あり○長谷部若雀命、長谷部ハ、御乳母の姓あるべし、是ハ武烈天皇の御名の、紛きたるふハあらじか、紀ふ泊瀬部皇子とあるぞ、正しいるべき○沼名倉太玉敷命ハ、後ふ敏

沼名倉太玉敷命、坐他田宮、治天

達と謀り奉りて

○他田宮、式ふ大和国城上郡、他田坐天照御魂神社、同郡ふ他田村ありて、是をヲサダとよめる例ハ、船氏墓誌ふ、平安陪宮とありて○静貝王、考ふ○

貝鮪王、和名抄ふ貝鮪、加比太古と注せりて、これハ貝肉ふ居る、鮪ふ似れど、御名ふ負たる由ハ、知らず○竹田王、地名ふハ、式ふ大和国十市郡、竹田神社ありて、姓ふハ竹田臣ありて、例の御乳母の姓ふよれる御名なり○小貝王、考ふ○小治田王、地名ふハ、推古天皇の大宮地ふて、大和国高市郡ふありて、姓ふハ小治田朝臣ありて○葛城王、上ふ同御名ありて○守毛理王、考ふ○小張王、地名ふハ、河内国安宿郡、尾張郷ありて、姓ふハ尾張連ありて○多米王、地名ふハ、弐ふ擬津国住吉郡、多米神社ありて、

下、壹拾肆歳、也此天皇、娶二庶妹、豊比賣命一、生御子、静貝王、
大和国城上郡、他田坐天照御魂神社、同郡ふ他田村ありて、是をヲサダとよめる例ハ、船氏墓誌ふ、平安陪宮とありて○静貝王、考ふ○

御食炊屋比賣命、生御子、静貝王、亦名貝鮪王、次竹田王、亦名小貝王、次小治田王、次葛城王、次宇毛理王、次小張王、次多米王、次櫻井玄王、
貝鮪王、和名抄ふ貝鮪、加比太古と注せりて、これハ貝肉ふ居る、鮪ふ似れど、御名ふ負たる由ハ、知らず○竹田王、地名ふハ、式ふ大和国十市郡、竹田神社ありて、姓ふハ竹田臣ありて、例の御乳母の姓ふよれる御名なり○小貝王、考ふ○小治田王、地名ふハ、推古天皇の大宮地ふて、大和国高市郡ふありて、姓ふハ小治田朝臣ありて○葛城王、上ふ同御名ありて○守毛理王、考ふ○小張王、地名ふハ、河内国安宿郡、尾張郷ありて、姓ふハ尾張連ありて○多米王、地名ふハ、弐ふ擬津国住吉郡、多米神社ありて、

玄王 八柱

姓ふハ、多米宿祢あり、類聚国史、後宮部ふ、大和国女孺多米宿祢、當刀自女と云人も見ゆ○櫻井玄王、欽明、段ふ同御名有、

○大鹿首、式ふ伊勢国河曲郡、大鹿三宅神社あり、此地より出たる姓なく、姓氏録ふ、大鹿首、ハ、津速魂命三世孫云々○小熊子郎女、紀ふ采女伊勢大鹿首、小熊女、曰苅名夫人とあり○

又娶伊勢大鹿首之女、小熊子郎女、生御子、布斗比賣命、次寶王、亦名、糠代比賣王、二柱
大鹿首、式ふ伊勢国河曲郡、大鹿三宅神社あり、此地より出たる姓なく、姓氏録ふ、大鹿首、ハ、津速魂命三世孫云々○小熊子郎女、紀ふ采女伊勢大鹿首、小熊女、曰苅名夫人とあり○

布斗比賣命、名あり○寶王、上ふおなじ○御名ありて、称、たゝ之○糠代比賣、考なし○息長真手王ハ、継体、段ふ見ゆ○比呂比賣、称、名之○忍坂日子人太子、忍坂ハ地名ふて、大和国城上郡、ふ忍坂あり、姓ふハ忍坂連ありて、日子人ハ称名之、○麻呂古王、上ふも同御名ありて○坂騰王、記傳ふ東大寺の、古文書ふ、大和国添

又娶二息長真手王一、生御子、比呂比賣命、一柱
津速魂命三世孫云々○小熊子郎女、紀ふ采女伊勢大鹿首、小熊女、曰苅名夫人とあり○

王之女、比呂比賣命、生御子、忍坂日子人太子、亦名、麻呂古王、次坂騰王、三柱
子郎女、紀ふ采女伊勢大鹿首、小熊女、曰苅名夫人とあり○

日子人太子、亦名、麻呂古王、次坂騰王、記傳ふ東大寺の、古文書ふ、大和国添

上郡、酒登荘と見ゑたり、此地なるべしと云へり○宇遲王、姓ハ宇治宿祢なり、例の御乳母によまる御名ゟ、紀ハ菟道皇女ニ作まり

○春日中若子、紀ニ春日臣と

又娶春日中若子之女、老女子郎女、生御子、難波王、次桑田王、次春日王、次大股王、四柱此天皇之御子等、并十七王之中、日子人太子、娶庶妹、田村王、亦名、糠代比賣命、生御子、坐岡本宮、治天下之天皇、次中津王、次多良王三柱

ありて垂仁紀ニ、春日臣族、名ハ市河云々、今物部首之姓祖也と

なり、中若子ハ、紀ニ仲君ニ作まり○老女子郎女、紀ニ老女君夫人ニ作まり○難波王、姓ニ難波忌寸、難波連なり、御乳母の姓ニ因まる、御名なるべし○桑田王、紀ニ桑田皇女とあり、姓ニ桑田朝臣、桑田連等なり、例の姓ニ因りたる、御名なり○春日王、上ニおなじ云るべし○大

俣王、大和志ニ、吉野郡大俣川なり、姓ニハ聞ゑず○田村王、紀ニ田村皇女とあり、記傳ニ田村ハ、地名なるべし、其故ハ此王の生坐る、御子の御名も、田村皇子とあまバ、御母の居坐る地ニ、其御子も居坐るにやと云へり、續紀十八ニ、藤原朝臣仲麿田村第とも、又續後紀六、興世朝臣書主傳ニ、子孫家奈良京田村里とも なり○岡本宮ハ、大和国高市郡にて、大和志ニ在岡村と記せり、此宮ニ坐しハ舒明天皇之○中津王ハ、三柱の中ニ坐せれバ之○多良王考なし

○漢王記傳ニ御乳母の姓之

又娶漢王之妹、大股王、生御子、智奴王、次妹桑田王、二柱又娶庶妹、玄王、生御子、山代王、次笠縫王、二柱并七王、御陵在川内科長也

と云へり、漢直と云へるハ既ク注へり

○大股王、上ニ同御名見ゑ

り○智奴王の智奴ハ、和泉国の地名なり、神武紀ニ、茅渟山城水門、允恭紀ニ茅渟宮、垂仁紀ニ茅渟池等なり、なし姓ニ茅渟縣主も見ゑ

○桑田王、上ニも同御名なり○山代王、笠縫王、此二王も、欽明天皇の御子ニ、同御名なり○科長諸陵式ニ、河内磯長中尾陵、譯語田宮御宇、敏達天皇也、在河内国石川郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟と

あり、河内志に、在半
室村ノ西と記せり
○橘豊日命ハ、後に用明と諡
橘豊日命、坐池邊宮、治天下參歳、
奉まり○池邊宮、法王帝説に、
此天皇、娶稲目宿禰、大臣之女、意
伊波礼ノ池邊ノ雙槻宮とあり、石
冨藝多志比賣、生御子、多米王 一柱
村ハ大和国十市郡にて、池ハ是彼に見ゆて名高し、和名抄にも、同郡池上郷あり、此宮地を、大和志に、安部長門邑に在りと、記せり○稲目宿祢、上に見ゆ○意冨藝多志比賣ハ、欽明ノ段に、岐多斯比賣と見ゆて、此に意冨とあるハ、后にも坐しゆゑ、尊ミて書ゆるまゝむ、但他にハ例なきなり○多米王、上におなじ御名あり○間人穴太部王ハ、
又娶庶妹、間人穴太部王、生御子、
上に見ゆ
○上宮之廐戸豊聰耳命の上宮ハ、推古紀に、
上宮之、廐戸豊聰耳命、次久米王、
次植栗王、次茨田王 四柱

父天皇愛之、令居宮ノ南ノ上殿、故称其名謂上宮とあり、今十市郡に、上宮村あるハ其趾なり廐戸ハ同紀に、皇后懐姙開胎之日云々、至于馬官、乃當廐戸而、不勞忽産之云々、故称其名、謂上宮廐戸豊聰耳太子とあり、聰耳の義も、上に引ゆる文中にあまど、今省きたり、原書を披見べし、扨紀中に、此太子をよよなく、芙称たるを少からず、按に彼紀を撰ばひし、親王も胡佛に、心を寄せばひしと察ゆて、其おもむき、往々紀中に見ゆたり、抑支那、印度等にて、君を殺し国を奪えし人を、聖とハ云ゆまど、我朝にてハ、君を尊ミ神を敬ひ、国を憂ふる人をよせ、聖とも賢とも称申へられ、然を逆賊蘇我馬子らに、心を通はし、崇峻天皇を弑奉りしを、傍に打観つゝ、神国を穢して、佛地とし、醜法を世に遺せし人を、聖徳と崇まへつるを、不審ならずや、若是をいぶかしむ人ありて、年治が憤りを、あまれと思ひ、假令千歳を経ぬとも、共報国の友ならむかし○久米王、地名にハ、大和国高市郡に、久米郷ありて、神武紀、垂仁紀等にも見ゆたり、姓にハ、久米ノ朝臣あり、何まによまる御名か○植栗王、紀及法王帝説に、殖栗王に作まり、地名にハ式に、大和国城上郡、殖栗神社あり、姓にハ殖栗連あり○茨田王、地名にハ河内国の郡名を云ヒ、姓にハ茨田連あり、何まに因りたへるか
○當麻之倉首比呂の、當麻ハ
又娶當麻之、倉首比呂之女、飯女

地名ゐて、大和ノ国葛下郡ゐり、倉ハ姓ゐて、ロ之子ヲ、當麻王次妹、須賀志ノ子、當麻王ニ、此天皇御陵ニ、在二石寸掖上一陵ト見エたり、

續紀十七ゐ、倉ノ首於須美と云ヘニ、ゐ、ハ戸人あり、ゐて、ヒトとも訓り、同廿三ゐ、藏ノ毗登於須美と見エたり、ゐ、ハ戸と云、まど、姓ノ下ゐ當麻之と、之字を加、たるも然ルを記傳ゐ此倉ノ首を、引合せて、戸というぐ、且ツ當麻の姓ゐ、藏人の戸あるを見ざるハ、改めよまつ〇飯女之子、法王帝説ゐ、伊比古郎女ゐ作りを是とすべし〇當麻王ハ、御母の舊居ゐ依まる御名なり〇須賀志呂古郎女、紀ゐ酢香手姫、皇女ゐ作り、法王帝説ゐ、須加弖古王ゐ作りを、名義考ゐ〇石すハ、大和国十市郡の地名ゐて、すノ字ハ村ノ篇を省きたるなり、是をアレとよめるも、神武紀ゐ、村ニ有長と訓り〇掖上、紀ゐ磐余池上陵とあるべし、掖ハ池の誤りあるべし〇と、記傳ゐ云、るゐ從ふ〇斜長中陵の斜長ハ、敏達ノ段ゐ注、り、遷とハ推古天皇元年九月、紀ゐ、改葬橘豊日天皇、於河内ノ磯長陵ト見エたり、諸陵式ゐ云々、在二河内国石川郡、兆域東西二町、南北三町、守戸三烟とあり、中とハ此地ゐ、敏達天皇、推古天皇と、三陵あるバ、其中と云、るあるべし、河内志ゐ在二春日村一と記せり、

〇長谷部若雀天皇、紀ゐ泊瀬部天皇とあり、後ゐ崇峻と諡ヒ奉りき〇倉椅ハ、大和国十市郡ゐ、地名ゐて、仁徳ノ段ゐ、倉椅山と見エたり〇榮垣宮ハ、反正ノ段ゐ注せり〇倉椅岡上、諸陵式ゐ、倉椅岡陵云々、在二大和国十市郡、無二陵地并陵戸一と、大和志ゐ、倉橋村東、今日二赤坂一と記せり、紀ゐ馬子宿禰云々、殺二于天皇一、是日葬二天皇一于倉梯岡陵とし、馬子ノ大罪、天地の間ゐ容べうらず、即日ゐ葬奉るハ、古今例ゐ

〇豊御食炊屋比賣命ハ、後ゐ推古と諡ヒ奉りき〇小治田宮ハ、續紀廿六ゐ、到二大和国高市郡、小治田宮一とあり、大和志ゐ、在二豊浦村一と記せり、紀ゐ十二月、皇后即二天皇位於豊浦宮一、十一年冬十一月、遷二于小墾田宮一とあるハ、同所ゐ宮遷ノ爲ゐ、

參拾漆歳、紀の細注に、七十五とあり○大野岡、敏達紀に、起塔於大野丘北、とある地にて、大和国高市郡にあり、日本紀通證に、在高市郡和田村、と注せり○科長大陵ハ、上に見ゆ、諸陵式に、磯長山田陵云々、在河内国石川郡、兆域東西二町、南北二町、陵戸一烟、守戸四烟とあり、河内志に、在南山田村と記せり、抑此記ハ、仁賢天皇より、後の御世御世ハ、皇后等御子たちを除きて外ハ、総て省き、御年をさへ御陵をさへ、略ゆるが多こり、凡世の中の態ハ、後に至るに隨ひ委なりて、遠ざうるほど、疎くなり、遂に微細なるまハ、知がたきに至るを思ひもうりて如斯とのしつるも、深遠き思ひがねにハありけり○因云記傳四十四巻ハ、殊に杜撰少うらず、式ハ大和の地名を河内とし河内なるを大和と記せる類多うり心してよむべし、是ハ校合を経ずして、倉卒に板にせし物と見也

古事記標注下巻之下終

129
7
22

明治十年第八月十六日版權免許
同　十一年第六月　發兌

定價金[illegible]國[illegible]錢

標注者　堺縣平民　敷田年治
河内國第三大區一小區
茨田郡門真四番村百番地

出版人　福岡縣士族　里見義
當時東京府下第一大區
十小區明石町四番地寄留

129
合4
22